

平成20年第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成20年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成20年2月20日 (1日間) 午前10時02分 開会

平成20年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、雲仙市議場に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 松本 匠 | 2番 永尾 邦忠 | 3番 古川 利光 |
| 4番 野副 秀幸 | 5番 石場 照喜 | 6番 牟田 央 |
| 7番 木村 和俊 | 8番 柴田 安宣 | 9番 町田 誠 |
| 10番 酒井 八洲仁 | 11番 岩永 和昭 | 12番 馬渡 光春 |
| 13番 中村 敏治 | | |

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

| | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 管理者 吉次 邦夫 | 副管理者 吉岡 庭二郎 | |
| 代表監査委員 本村 三郎 | | |
| 事務局長 金原 憲昭 | 総務課長 今里 良二 | 施設課長 坂本 昌晴 |
| 施設課長補佐 田中 金大 | 施設課長補佐 山本 修 | 管理係長 土井 勝好 |
| 運行係長 大石 講二 | 施設課職員 杉本 克也 | 総務課職員 濱崎 和也 |
| 施設課職員 本田 貴也 | 施設課職員 松田 祐哉 | |

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 森 祐作 書記 山田 圭二 書記 湯田 誠一

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

| | |
|------|------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 議会運営委員会委員の選任について |

- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
 (県央県南広域環境組合一般職に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
 (長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約)の増加及び規約の一部を改正する条例について
- 議案第3号 専決処分を求めることについて
 (平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第3号))
- 議案第4号 県央県南広域環境組合情報公開条例
- 議案第5号 平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第4号)
- 議案第6号 平成20年度県央県南広域環境組合一般会計予算
- 日程第6 請願第1号 ごみ処理施設(クリーンセンターについて調査する百条委員会)の設置を求める請願

5 議事の経過

(午前10時02分 開会)

○議長(中村敏治君)

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成20年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、13名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

ここで、管理者より発言の求めがっておりますので、この際これを許可します。

○管理者(吉次邦夫君)

議長。

○議長(中村敏治君)

管理者。

○管理者(吉次邦夫君)

おはようございます。一言ご挨拶を申しあげます。

本日、県央県南広域環境組合平成20年第1回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席賜

り、厚くお礼申しあげます。

また、本日の会場を提供いただきました雲仙市のご好意に対し、深く感謝を申し上げます。

さて、昨年心配をおかけした「ごみ処理」でございますが、昨年12月から2炉運転を行っている状況でございます。

今後は、用役費など運転管理経費の削減を強く求めて参る所存でございます。

それでは、本日提出いたしました議案についてでございますが、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」などでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

○議長（中村敏治君）

それでは、議事日程は、お手元に配布しております「議事日程表」により執り行いたいと思ひますので、ご了承のほどお願ひいたします。

まず、日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

議長において指名いたしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員は議長において9番 町田議員、10番 酒井議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は本日一日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日間と決定いたしました。

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際許可します。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

皆様、おはようございます。

まず、2月20日の定例会に係る議案の配布を13日にさせていただきましたが、議案第6号「平成20年度予算書」の中で、本表及び第2表の債務負担行為につきまして、書類が欠落いたしており、差し替えをさせていただいたところでございます。配布時の最終確認が十分出来ていなかったものでございまして、深くお詫びを申し上げます。

次に、現在の事業の状況等についてご説明いたします。

まず、6月23日から実施しております県央県南クリーンセンター改善改良工事につきましてご報告いたします。

3号炉、2号炉の工事はそれぞれ7月、11月に完了し、以降処理状況も順調でございまして現在、計画的な2炉運転を行っております。1号炉につきましても3月予定しておりましたけれども2月8日からに着手しております、その成果を期待いたしております。なお、本日現在のピットの状況は377トンの残で、ピットの高さは平均して2.3mという状況でございます。

次に、平成19年度の施設の処理状況につきまして、ご説明いたします。お手元に配布しております事業報告関連資料をご覧くださいと思います。

本年度、現在までの搬入及び処理状況につきましては、4月から1月までの搬入量の合計が70,118トン、処理量の合計は73,550トンで、月平均処理量は7,355トンとなっております。

また、処理にかかる電気、ガス等の用役費の量につきましては、改善改良工事の成果により、昨年と比較しますと減少傾向にございまして、今後もより一層、用役費を含む処理経費の削減対策をJFEに求めるとともに、昨年11月に委嘱をいたしております顧問弁護士やコンサルタントの指導を頂きながら、17年度から19年度にかかります用役費等の保証についても鋭意交渉を進めているところでございます。

次に、余熱利用施設「のんのこ温水センター」についてでございます。かねてからの懸案でございました軽食コーナーも開設をし、利用される方にも好評をいただいているところでございます。

なお、余熱利用施設につきましては、議案第5号で委託料の補正予算をお願いいたしているところでございます。

最後に分担金の取扱いに係る構成4市の協議でございますが、9月定例会以降、昨年10月から各市の副市長に延べ4回に渡り鋭意検討を重ねていただいたところでございますが、現在まで合意に至っていない状況でございます。

負担割合の見直しとなりますと、当然負担が減る所と、逆に増える所が出て来る訳でございまして、簡単に解決が出来ない問題でもございます。

組合としては、今後も引き続き、協議をしていただきたいと考えております。
以上でございます。

○議長（中村敏治君）

ここで、全員協議会を開くためしばらく休憩いたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時42分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

現在、雲仙市選出の町田誠議員の委員の任期が平成20年2月23日までとなっております。

よって議会運営委員会委員を1名選出する必要があります。委員の指名は、議会委員会条例第5条により議長が会議に諮って指名することになっております。

これにより、議会運営委員会の任期満了に伴う委員を議長により指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認め、議長により議会運営委員会委員を指名いたします。9番 町田誠議員を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村敏治君）

ただ今から、議会運営委員会を開いていただき、副委員長の内選をお願いいたします。会議をしばらく休憩いたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時47分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会副委員長に町田誠議員ということでございます。よろしくお願いをいたします。

次に日程第4一般質問に入ります。この際、議長から特にお願いをいたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるようにご協力をお願いをいたします。なお、発言は登壇の上、行っていただきますよう併せてお願いをいたします。

また、答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確にご答弁をお願いいたします。一般質問の発言順序については、通告順になっておりますので、まず6番牟田央議員、次に2番永尾議員、次に7番木村議員、次

に8番柴田議員、次に1番松本議員の順序といたしたいと思います。

それでは、6番牟田央議員。お願いをいたします。

○6番（牟田央君）

ちょっと議事進行で発言させて下さい。議長、今言われましたが、ここで登壇して趣旨質問してね、後はこの自席から再質問をするという具合になるうかと思うんですが、そういうことなんですか。

○議長（中村敏治君）

そのようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

皆さんおはようございます。私はまず、訂正をしたいと思います。去る19年の8月議会だと思うんですが、私の発言で諫早市議会では最低制限価格を出してると言うような事を言った訳ですが、よく調べましたら私の勘違いでございまして、最低制限価格は諫早市議会では出していないということでございますから、その間違った発言であったということをお詫びいたしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、まず第1番目はですね、処理能力について。小さな1番目として性能と現状を明らかにして下さい。2番目に用役費について。小さな1番目として平成17年、18年、19年の推移について説明して下さい。大きな3番目、入札指名参加プラントメーカーへの応札条件についてでございますが、小さな1番目として、その内容と位置づけについて説明して下さい。4番目になんですが、覚書についてということで、私の趣旨質問が終わったら覚書を提出していただきたいと思う訳なんですが、そのどういう問題点があるかということをお明らかにして下さい。5番目に契約上の責任の求め方についてですが、まずはですね、どのようにするのですかというのが、最初の質問です。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、私の方から順をおってお答えをさせていただきたいと思います。まず、最初の処理能力でございますけども県央県南クリーンセンターの性

能と現状についてのお尋ねでございますが、発注仕様書では公称能力として24時間運転で300トンの処理能力を有するものとし、処理量は1日あたり221.06トン。年間365日では80,665トンとなっております。実績といたしましては、平成17年度は86,663トン、平成18年度は82,258トンとなっております。本年度は炉の改善改良工事をJFEの負担で実施をいたしており、12月下旬以降は2炉運転で1日1炉100トン以上の処理を行っており、ピット残量につきましても極めて少ない状況となっております。稼動以降のトラブルもあった所でございますけれども、このような既製品ではない新しい技術を導入した焼却プラントでございますので、初期トラブルが多かったというふうに思っております。

次に用役費でございます。平成17年度の天然ガスが3億2,870万円、平成18年度は3億6,260万円、購入電気料金は17年度が2億3,880万円、平成18年度は2億7,570万円となっております。天然ガスLNGの使用量は平成17年度が6,299トン、平成18年度は5,924トン、電気の購入量は平成17年度が14,327,040キロワット、平成18年度は23,341,280キロワットとなっております。

次に覚書でございます。ここで議長にお諮りしたいと思います。覚書を出す事につきまして、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（中村敏治君）

それでは、お諮りいたします。先程、牟田議員の方から覚書についての第4項で質問があつて事務局長の方からその取り扱いについてということで、議長に指名がありましたので、この取り扱いについて別室において議会運営委員会を開いていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

会議を休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の議会運営委員会の結果をご報告いたします。牟田議員からの提案がありました覚書につきましては、全議員に配布をするということで決定をいたしました。

それで傍聴人に申し上げますけれども傍聴規則が玄関に貼っておりましたように厳粛をお願いいたします。もし、色々議会中に発言があつた場合については、強く退場を求めるといふこともありますので、ご理解の程、お願いいたします。そういうことで協力をお願いします。

一般質問を続行いたします。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

まず、資料を配って下さい。休憩します。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長（中村敏治君）

会議を再開します。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

平成16年12月にJFEエンジニアリングと取り交わしをいたしております性能保証に関する覚書は、これまでJFEから公正な利益が損なわれるなどの理由から公表を控えて欲しい旨の要望があっておりまして、また組合といたしましても用役費の保証範囲など精算に係るもの、数字が一人歩きなどにより誤解が生じるという理由でこれまで公表はいたしておりませんでした。このことから17年の議会で覚書の概要版を作成し、お配りをいたしました所でございます。その後、JFE側は担当者を通じて公表することは構わないとの判断が出され、組合といたしましても予算審査の観点などから公表すべきと判断したところでございます。今、お配りいたしました覚書について若干、私の方からご説明をいたします。お配りいたしましたのは、平成16年12月22日、恐れ入ります変更と書いてあります分をご覧頂きたいと思っております。平成16年12月22日にJFEエンジニアリングとの間で締結いたしました性能保証に関する覚書でございます。内容につきましては、本文に免責事項や保証期間及びかし担保期間、性能保証に関わる用役量、運転経費及び維持補修費の保証等が記載されており、6枚目に別紙といたしまして、用役量の具体的保証内容が記載され、電力量やガス量等の保証範囲、算出方法、罰則規定、精算方法等が記載されております。その他、別紙2、別紙3が資料として添付されております。この変更分の覚書に基づきまして、現在JFEと用役費の精算について協議を行っておりますが、協議が難航している原因となっている一点に絞ってご説明をさせていただきます。3ページをお開き頂きたいと思っております。性能保証に関わる用役量、運転経費及び維持補修費の保証という項がございます。その下、下から2行目の②の二行目に基準ごみ2,000キロカロリーで年間80,665トン进行处理することを前提とするとでございます。次に4ページの⑤をお開き頂きます。4ページの⑤に物価上昇、法改正等の現時点では予測が困難な事項及び搬入されるご

みの量、質が上記②、先程の②でございます。の前提条件と異なる場合において、その事由により4)に規定する性能保証にかかわる用役量、運転経費及び維持補修費がその保証範囲を超過した場合には、別紙1及び2に定める罰則等の規定は適用されないと記載されております。この文章の意味は前提条件でございます。基準ごみ2,000キロカロリーで年間80,665トンと異なる場合ですから、例えば80,665トンより1トンでも多かたり少なかたり、異なった場合が罰則等の規定は適用されない。JFEはどのように主張をいたしております。私共、組合といたしましては、こういう一点保証というものはあり得ないと考えておりますが、JFE側はこの部分を楯に迷惑を掛けた応分の負担の協議の余地はあるが、用役費の精算は無いと主張いたしております。このことが用役費の精算の協議が現在、平行線を辿っている大きな理由になっております。組合といたしましては、このような状況を打開するために法律専門家に中に入らせていただきまして現在相談を行っております。今のところ、どのような経緯でこういった覚書になったのか、その内容の確認作業を行っているところでございます。以上で簡単でございますけれども覚書におきます問題点の説明に代えさせていただきます。

(発言する者あり)

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程、答弁を漏らしておりました。入札指名参加プラントメーカーへの応札条件について答弁を漏らしておりましたので、答弁させていただきたいと思っております。応札条件は平成14年10月にセンター建設工事入札参加業者に示した条件でございまして、機種選定委員会で4つのガス化溶融方式を選定しまして、各方式で1日100トン規模以上の処理施設を建設したプラントメーカー4社から費用積算を提出させて、算出した施設の運営経費の上限額や保証期間を示し、これを満足できない場合には入札に参加できないものであったと考えております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

やっこの性能保証に関する覚書と性能保証に関する覚書の変更分が出て

きた訳ですね。まず、1番目の処理能力の問題からいいますが、先の議会でも私が発言したと思うんですが、この機種は未完成品であるものを私は売りつけられたんじゃないかなと思うんですね。そういう認識が今になってみればやっぱりそうやったかなとお思いなのかどうなのか。いや、性能保証いわゆる処理能力はこれはもうりっぱな完成品を持ってきたというお思いなのかね。そこら辺は今になってみればということで結構ですから答えて下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

施設でございますけども、先程も申しましたように、これまで改善改良工事までいたしております。これはあくまでも初期トラブルの一環というふうに考えておまして、現在、用役についてもメーカーの方でも実際削減のための対策を講じております。従って具体的に言えば今後、某かの削減対策が出てくるものというふうに考えております。従いまして言われるように未完成品というふうな考え方は持っておりません。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

これね、当局の認識がね、騙されても騙されてもね、騙されないという気持ちが一番悪いんですよ。ひょっとして騙されとつとじゃなかるかなというものがないとね、これはあなた、皆さん方は性善説ね、たっておられたらね、企業の餌食になるんですよ、自治体その他の一部事務組合は。今までですね、各企業が談合事件、その他悪い事をしてきた企業が多すぎるんですね。ですから、騙されたかも分からんというのが無ければ私はいけないということだけ指摘しますがね。要するにですよ組合のお金を使いながら段々、焼却が能力が上がっていったということじゃないんですか。それならば未完成品ですよ。この製品がよその地方自治体で5年も10年も実証されて間違いない施設でなかったことは確かでしょ、これは。例えどっかの施設で自分の所のね、施設内で10年、20年やっとうろが、そんなの関係無いんですよ。よそにきちっと造って、そして5年10年きちっと稼動したということが、初めて完成品なんです。ですから、そこら辺のね、認識がね、私は間違つとるんじゃないかなろうかと思うんです。それと次に用役の問題ですが、用役費が増大す

る原因は何なのですか。答えて下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

これまでのJFEの説明を求めたところ、やはりごみ量とごみ質にあるというふうに聞いております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

それはですね、間違いですね。要するに制度的な要因なのかどうなのかという事です。それをね、JFEに失礼だが、騙されちゃいかんのですよ。メーカーが言うことをですね当局側がそのまま受け入れしよる、であればとんでもない事になりますね。だから制度的な要因なのかどうなのか、そして用役費が増大するのではなかろうかどうなのかというのは管理者が認識していましたか、していませんでしたか。答えて下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

そうですね。用役費については、将来的、増大するか減るか、その辺の認識はですね、率直言ってその当時は持っておりませんでした。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

いわゆる管理者というのは色んな所の管理者になっている訳ですね、諫早市長がね。これもね私に言わせれば制度的な欠陥の一因だと思うんですよ。何もかも管理者が目が届くはずが無い。だからそれぞれの構成市長がね、ある部分はこの管理者になり、ある部分はこの管理者がなっていくという具合に制度的な仕組みを変えないといかんという思いがします。そして、次に

入札指名参加プラントメーカーへの応札条件というんですが、この位置づけですよね。今内容は詳しくは述べられませんでした。これには平成14年10月15日、入札指名業者への応札条件ということで今回執行する県央県南環境センター（仮称）建設工事の入札に応札される場合は次の事項を条件としますということで年間経費、用役費ごみ焼却施設トン当たり2,200円以内を基準、年間1億7,746万3千円以内。残渣物埋立処分費又は業者委託処分費が焼却施設として1トン当たり1,000円以内を基準とする、これは年間8,066万5千円以内と書いてあるんですね。で維持補修費、引渡し後15年間の維持補修費は15年間で30億円以内、年間平均2億円以内。そして人件費は計画施設において施設運転人員数は31名以内を基準とすると、年間2億1,700万円以内であるということ、ごみ焼却施設全体的に言えば6億7,500万以内であると、以上提出される年間経費は保証事項となりますということがね、応札条件のこれ前提条件ですよ。そして、色々書いてある訳ですが受注者は契約にあたり別紙に示す性能保証に関する覚書を当局と取り交わすことを前提としますとかね、以上の色々1から6まであるんですが、以上の応札条件の全てを満たすことができない場合は、指名競争入札参加指名通知を取り消すこととしますというアンダーラインが引いてあるんですね。この位置づけをどのように考えるか答えて下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今の応札条件についてでございますけども各議員にはまだお配りいたしておりませんでしたので、出来ましたらまずお配りをさせていただければと思います。議長よろしく願いいたします。

○議長（中村敏治君）

資料を配って下さい。休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、お配りいたしました入札指名業者への応札条件の説明をいたします。応札条件は年間どの程度の維持費が必要かを把握するために事前に4社から見積りを徴収し、4社の額を参考に応札条件として記載をいたしております。ただし、用役費、残渣物埋立処分費、維持補修費、人件費の各項目に年間幾ら以内となっておりますが、プラントメーカーの機種によりまして、各項目別には金額に差がございます。その為に年間の総額を6億7,500万以内に満足できる業者を入札に参加できるものといたしております。また、受注した業者は性能保証に関する覚書、後ろについております。これはひな型でございますが、覚書を取り交わすことを前提にしているものでございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

応札条件の位置づけということなんです。要するにいわゆる環境組合という所はね、環境組合というのは、こういう300トンの施設を造る時には、なんも分からん訳ですたいな、はっきり言ったらね。分からんからこういう応札条件その他をね、縛りをかけた訳でしょ。そうせんとね、覚書の所がですよ、よく見るとこの応札条件の定額制からですね、数量制に変わつとる訳ですたいな。今、事務局長が答弁をしたようになって変えたか分からんと。なんで変えたか分からんというのは正直なところでしょうな。そこを解明しない限りね、この焼却施設はさっぱり分からんごとなる訳ですよ。と同時にプラントメーカーから言いようにお金のかかるようにされる一方なんです。でね、結局、環境組合といわゆる受注したプラントメーカーですね、それとこの運用会社ね、そこをね原点に立ち返ってきちんとしていかないと、それとこれはお願い事項ではないんですね。物事は発注したら受注したものは製造物責任が当然ある訳ですね。それでその運用会社は運用会社を引き受けた以上、それぞれの責任がある訳ですね。で今までね、諫早市議会においても管理者はお願いをせんばいかんという気持ちがあったかも分からん。しかし、それはね、この性悪説にたてば企業もそういうお願いをしてもどうしようもないと私は思うんですね。今、幸いなことに環境組合においても顧問弁護士というのを依頼されてますね。ですから、この応札条件、それから性能保証に関する覚書、それからこの変更のもの、どういう経緯でどこでどかんおかしくなったのか、これがまともとお思いですか、まともでないとお思いですか、まず、そこら辺の認識をね、問いたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、申しあげました覚書における問題点、今ご説明しましたごみ量が80,665トンでなければならない。1トンの上下があってもその保証の対象とならないとか、ごみの質ですね、質が2,000キロカロリーでなければならないという内容というのは実際のごみ処理施設の運営から到底あり得ないことというふうに思っております、やはりその内容については私共、今後内容の読み方等も含めまして、今ご指導を頂いておりますけれども、その一点しか保証しないというふうなことになりますと憤りを感じるものでございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

そんなね、憤りとかなんかじゃないんですよ。法的にどうするかと覚悟がないと駄目だと私言ってるんですよ。とにかくですね、管理者。この契約上の責任をね、今後どういう具合にしてメーカーに対して取るかというところなんですよね。それは顧問弁護士に依頼をして先程言ったようにまず、応札条件、それからその変な覚書、そして変な変更覚書、そういうのをね、原点は応札条件、入札指名業者への応札条件な訳でしょ。これに立ち返るためにね、法的専門家を頼って交渉をするという覚悟があるかないか、答えて下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

おっしゃるとおり、この最初の応札条件ですね、そういったところから性能の覚書それからその後に変更いたしておりますんで、そういったところですね、やっぱり原点に帰ってきちっとしなければならない。それはやっぱり法律専門家にですね、今お願いしてですね、順次、事務局の方でも検討しておりますけれども、いずれにいたしましてもですね、この用役費の問題は非常に重要な問題でありますんで今後ともですね、法律家の先生とよく相談しな

がらですね、これはきちっとしていききたいと。その上で会社にも当たっていききたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解をよろしくお願い申し上げます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

この施設をですね、見ると保証期間が5年間とかですよ、書いてある訳ですが、これね5万とか10万のですね、コピー機じゃないんですね。コピー機というのはとっかえひっかえすればよか訳ですたい。ファクシミリなんて5万、10万すればとっかえひっかえできる訳ですよ。しかし、140億円という多額の金をかけたらね、その稼働の間、ずっと面倒みらんばいかんというものじゃないと5年とか10年とか15年とか書いてありますが、じゃあこれを見ると市民は15年間しかこの施設は使えないんですかと思う訳ですよ。そうじゃなか訳でしょ。ごみを減量化してね、こういう施設をきちっとまともにしてもらって15年使えるものは20年使う。長く使えるようにする事が大事な事じゃないんですか。で、15年きたからこの施設はね、もう寿命げなばいとまだ使えるような施設をですよ、次々造る様な事はまさしくもったいない訳ですよ。そして、また利用者の負担が増える一方なんですよ。ですから、この施設、やっぱり原点に立ち返ってきちっとするという今、管理者の答弁がありましたので、私は枝葉のことは申しません。とにかく法律的にきちっと訴訟を覚悟する。裁判に訴えてでも、とにかくメーカーの責任、運用会社の責任、こういうのを追及していくという事の管理者から答弁がありました。再度、とにかく法的措置でも、でもってしていくつもりだと答えて下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

おっしゃるとおりでございます。この覚書の中にもですね、調停ということもございます。従って、今後ですね、そういったものも辞さない気持ちで断固たる気持ちでですね、これに当たっていききたいというふうに思っております。その前提はもちろん法的にきちんとですね、確かめて経過も踏まえてですね、調べてその上でやっていききたいというふうに思っております。以上

でございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

これで私の質問の2月議会は終わります。後は予算の時です。またしっかりと質疑をしていきますので、真摯な気持ちで答弁して下さい。私の一般質問を終わります。

○議長（中村敏治君）

一般質問を保留し、暫く休憩いたします。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時34分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行いたします。

次、2番永尾邦忠議員。

○2番（永尾邦忠君）

議席番号2番、永尾でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。一点目といたしまして、改善改良工事の進捗状況と計画時との処理能力の比較をお示しいただきたいと思っております。2点目といたしまして、振り替え休日の月曜日、ハッピーマンデーでございますけれども2007年度には7回、本年度は8回、明年は6回というふうでございます。特に昨年夏から秋までの暑さが厳しく島原市の家庭での生ごみの保管に大変苦慮されております。本年度は島原市もご努力をいただけるようでございますけれども、出来ればリレーセンターを運営していただきたいというふうに考えております。本組合の利用市民に対してのサービスとしてお願いしたいと思うと同時に島原市の保健環境課の方もこれを実現させていただくと、よりスムーズな家庭ごみの収集が行えるというご意見もございますので、よろしく申し上げます。3点目といたしまして、一般廃棄物ではないというふうに考えますし、無理難題とは思いますが、助燃剤として古タイヤ・廃油等の投入型の助燃剤として活用できないか、それを利用して経費節減はできないかということを考えております。家庭用油については、ご存知のように凝固剤等を用いまして、廃棄されておりますし、古タイヤは現在、年間100万トン出しております。40パーセントから50パーセントが熱利用されているというふうに調べましたところありました。タイヤ1キロ当たりの発熱量は大体1キログラムで8,000キロカロリーとA重油、これは1キロ当たりで10,

000キロカロリーということではほぼ同じカロリーになります。しかもそれをチップ状にしてですね、それからそれをボイラーに利用してるという、既にもうそういうふうにご利用されてるのも現状でございますので、そこら辺をどういうふうにお考えか、お聞かせ頂きたいというふうに思います。後は自席の方から質問させていただきます。

○管理者（吉次邦夫君）

永尾議員の質問にお答えいたします。まず、最初にこの改善改良工事の進捗状況についてでございますけれども、3号炉と2号炉につきましては、昨年7月と11月、それぞれ改良いたして終わっております。1号炉につきましては、現在2月8日から工事に着手をいたしてございまして、3月末頃には終了の予定ということでございます。処理状況についてでございますが、今現在、2炉で200トン以上、平均230数トン40トン位、場合によっては出来てございまして、3炉で300トン以上の処理が継続的に出来ておるような状況でございまして、計画時の処理能力を満たす状況でございます。結果といたしまして、冒頭、報告、局長の方がいたしましたようにピットの残の貯留量が低くなってございまして、現在2mちょっとになつようなことでございます。そういったことで、一応順調にですね、運転はされているというふうなことでございます。以上でございます。

なお、後の部分につきましては、局長の方から答弁させたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、月曜日が振り替え休日の場合のリレーセンターの運営についてお答えいたします。現在、構成市のごみ収集体制は島原市、雲仙市の一部が月曜日が休日の場合、木曜日収集となっております。また、諫早市、雲仙市の一部及び南島原市は月曜日が休日の場合、火曜日収集となっております。島原市の東部リレーセンターで考えてみますと月曜日の平均ごみ受入量120トンでございます。これを東部リレーセンターに保管しておくとした場合、能力が94トンでございますので、どうしても収容しきれなくなる状況が考えられます。そうなりますと運搬車、クリーンセンターの方に搬送する必要が出て参ります。その結果として、クリーンセンターの方も受け入れ体制を組む必要が出て参ります。その他、経費の問題もございまして、また、東部リレーセンターの他に西部リレーセンターもございまして、西部リレーセンターをどうするかなどの問題も出て参ります。この件につきましては、構成

4市で足並みが、収集日体制でございますけれども、整えられないかどうか、構成市の担当課長会議などで協議していただきながら、組合としても検討して参りたいというふうに考えております。

次に古タイヤ、廃油の投入型助燃剤として活用出来ないかというふうなことでございます。私共の状況につきまして、ありがたいご意見というふうに承りました。ご質問の古タイヤ及び廃油を助燃剤として活用できないか、それが経費負担の軽減にならないかの質問についてでございますが、古タイヤは丸ごとプレスには入れることが出来ない為、あらかじめ粉碎処理が必要でございます。また、硫黄分が多く、現在の脱硫設備の能力を超え、排ガス規制で硫酸化物濃度をクリア出来ない懸念があると、メーカーの方から回答を頂いております。また、廃油につきましては、ごみピット及び脱ガスチャンネル部で発火、火災の危険性が高まって参ります。別途直接、炉の方に投入するには廃油だけの供給ラインと申しますか、そういった設備が追加する必要が出て参ります。

以上のことから、古タイヤ、廃油の活用は現施設、現成分では難しいのではないかというふうに思っておりますが、貴重なご意見を頂いて、今後経費の削減には更に研究、またJFEに強く求めていきたいと思っております。

以上です。

○2番（永尾邦忠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

永尾議員。

○2番（永尾邦忠君）

有難うございました。一点目の改善改良工事につきましては、まだ3炉整っておりませんので、3炉運転した時点で当初の目的がどうなるかということを検証させていただいて、また再度質問させていただきたいと思っております。また、電力の方も先程随分ありましたけれども発電能力のワット数とかもです、その時点でもう一回きちっと示していただいとというふうに思っております。それで次にハッピーマンデーの月曜日の分ですけれども、先程おっしゃいましたように島原市だけが次の木曜日ということになってまして、今度、ある程度市の方も努力していただきまして、翌日ということになるんですが、そうしますとやはり新たにリースして、車を借りてごみ収集という形にもなってるんですよ、現状として。そうしますとやはり市の方も経費がかかりますし、足並みをそろえるのも大事でしょうけれども、ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の第3条の3というのに次に掲げる日に廃棄物を搬入する事が出来ない。ただし、管理者が特に認めるときは、この限りで

はないというふうにありますので、是非、管理者の方でその辺を努力していただいでですね、運営していただくように努力出来ないものか、もう一回、答弁をお願いします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

おっしゃるとおりでございます。規則にはそうように管理者が特に必要な場合は対応出来るとなってます、今後、そのようなことも考え、かつどうすれば26万市民、4市の方々のごみ処理が最もやりやすい姿で出来るかも含めまして、再度課長さん、担当の方たちと協議して参りたいというふうにご考えております。

○2番（永尾邦忠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

永尾議員。

○2番（永尾邦忠君）

そこら辺をしっかりと検討していただいて、とにかく一つの企業と考え、組合をですね、企業と考えていただいて、どのように利用の市民の方々にサービスをしていくかという部分をですね、しっかりと検討していかないと自治体にまとめてくださいとかじゃなくてですね、一つの管理者の代表として、皆様がおられるんですから市民にどう還元していくか、お金くださいだけじゃですね、駄目なんです。どこかで利益を皆様に還元しないといけないというふうにご考えますので、それと関連してさっきの古タイヤ、廃油についてお話をさせていただきましたけれども、現状では無理だと、無理というのは承知で言いました。というのは発想の転換をしていただきたいということで、もうこれだけごみが燃えないから、助燃剤これだけ必要だとか、天然ガスこれだけ必要だとかというふうにご話はありますけれども、それじゃなくて、いかに効率よく燃焼させるかという部分の研究をですね、しっかりといただかないと、また物価高騰、原油高騰もございましてね、そこら辺のことは随分、市民の皆さんの負担になる訳ですから、そこら辺は必死に考えていただきたい。で、もう一つごみ袋もですね、もうできれば環境組合でバーンと発注していただいて、どっかのスポンサーかなんかでコマーシャルかなんかを作っていたいでですね、各市で負担して作るんじゃないで、たくさん作れば安く出来る訳ですから、そこら辺のことも考えておりますので、そのごみ袋

の事について、もし、お考えあれば突然ですけれども。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ごみ袋につきましては、県央県南クリーンセンターが計画された頃、たしかごみ袋のストックする場所もこの計画の中にあったんじゃないかと、元々がそういった方向で検討なされた経過があるというふうに思っております。で、なぜそのことが未だに各市でごみ袋作ってもらっているのかというのが、詳しく分かりませんが、やはり今議員おっしゃいますように全市、全区域と申しますか、統一してそういった経費の削減とか事業の効率化とか取り組んでいくべき課題というふうに思います。

○2番（永尾邦忠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

永尾議員。

○2番（永尾邦忠君）

とにかく色々工事も進んでおりますし、今言ったようにいかに市民の皆さんに還元をしてサービスをしていくかという事を管理者それから組合ですね、一緒になって努力していただいて、素晴らしい施設になるように、また市民の皆さんが本当に満足出来るようなですね、内容にして1円でも10円でもいいですから負担を安くしていただきたいというふうに思いまして、私はこれで終わります。

○議長（中村敏治君）

一般質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行いたします。

次に木村和俊議員。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

日本共産党の木村和俊です。

通告に従って、一般質問を行います。主にクリーンセンターの運営状況について、お尋ねをいたします。クリーンセンターはご承知のように、この3月で建設をされてから丸3年が経過をいたします。しかし、この間、色々トラブルや当初の予定を大幅に超す用役費など多くの問題が発生をして参りました。特に天然ガスは当初予定の20倍を越す量が使われております。また、昨年6月からは3つの炉を全面的に改善改良しなければならない、そういう事態になって今、工事が進められています。

こうした事態を目の前にして、今、多くの住民の方々が147億もの多額の建設費をかけて造られ、しかも毎年、24億もの負担金を出している。そうした多額のお金をつぎ込んでいるにも関わらず、どうしてこういう事態になっているのか、このことについて管理者はきちんと納得をいく説明をしていただきたい。そういう声は今多くの住民の方々から寄せられています。

私は、管理者はもちろん、この議会もそうした住民の声に応える重大な責任があると思います。私はそういう立場から以下いくつかお尋ねをいたします。質問の問題に入る前に開会にあたって、管理者の方から説明がありましたけれども、20年度の一般会計の当初予算、今度の議会は4年目からの委託契約をするにあたって、3年間の見直しをし、新たな委託契約をしなければならないという大事な議会であった訳です。21年、22年にかかる債務負担行為は当然、予算書に計上されなければならない議会の議決事項です。ところが、当初配られた議案書には全くそれらが、欠如しておりました。私は電話で指摘をして、どうしてこういうことになったのかということで早急に対応するように要請をいたしました。急遽、差替えが行われましたけれども、それで当初、釈明がありましたので、あえて詳しくは言いませんけれども、しかし、こうした重要な議会の議決事項に関わる事が欠如するということは本当にあってはならないことです。改めて、管理者の方からきちんとした釈明をお願いをしたいと思っております。

次、本題に移っていきます。助燃剤、天然ガスについてです。先程、色々説明の中でありましたけれども、端的にお尋ねをいたします。今の契約書は3月で切れます。4月からは新しい契約がされなければなりません。この契約の締結にあたって、メーカーとどういう交渉の状況になっているのか、協議の状況になっているのか、お聞かせください。

次、新聞報道によれば、JFEは向こう17年間の特別損失として500億円を計上したと報じられています。全国4箇所か5箇所のサーモセレクト方式と呼ばれるごみプラントの維持費用が当初の予想をはるかに超えるものになったということで、この特失の計上がされたということです。この50

0億の中に県央県南広域環境施設のクリーンセンター、これに関わるものがどういう内容で関わっているのか説明をしてください。

4番目、昨年6月から行われているクリーンセンターの改善改良工事です。この改善改良工事が、どうして必要だったのかということについて、この議会の中でも、これまでも説明がされて参りました。その説明の中に一昨年9月の台風による落雷によって停電が起きたということでの説明でした。そこでお尋ねしますけど、一昨年9月の台風でクリーンセンターに直接、雷が落ちたのかどうか、落ちたのか、落ちなかったのか端的にお答えください。私の調査では事前の聞き取りでは雷は落ちてないということですので、きちんとお答え頂きたいと思います。

情報公開について。私は昨年10月19日に今度の改造にあたってメーカーからどういう申し出があったのか、それについて組合とどういう協議がされたのか、そうした協議の経過も含めて、すべて関係する資料を開示して欲しいという情報公開の手続きをしました。今日で4ヶ月になるんです。どうしてまだ、回答が無いんですか。今回の議会に情報公開条例が上程されております。それはそれとしてね、結構な事だと思っんです。これまでは、この情報公開の対応については、諫早市の条例に準じて、対応するという事になっていました。そういうふうになされてきました。諫早市の条例では、開示請求があつてから遅くとも15日以内。最大延長しても次の15日だと、厳格に決められているんです。なんで4カ月も経つのに開示するとも開示しないとも回答しないんですか。きちんと説明をして下さい。

次、当初の予想を上回る運転費用、これについては私は昨年の9月議会で当初のあなた方の出された費用対効果の表を出して、例えば天然ガスの量は1トン当たり208円になつると。しかし、実際にはこの3年間の実績は21倍もの天然ガスの使用になっているということでお尋ねをしました。そうしましたら、あなた方は、その資料は機種が選定される前の資料だというふうに言われました。そこでお尋ねをします。そしたら機種が決まった後の費用対効果の資料を出して下さい。当初の資料、そしてその資料に比べて3年間の実績はどうだったのか。このことについても、きちんと説明をして下さい。以上、最初の質問といたしまして、後は自席から質問をさせていただきます。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

最初の債務負担行為の記載が欠落しとったということで、これは全くのミスでございます。私の方から心からお詫びを申し上げる次第でございます。それから昨年の6月からの改善改良工事でございますけれども、この施設につきましては、平成17年の4月の稼働当初は初期トラブル等もございまして、長崎市にごみ処理の委託もして炉の修理を行ったような事態となりました。それ以降は、比較的順調に処理出来ておりましたが、平成18年の9月の台風時の非常用発電機の故障に起因いたしまして、施設の処理能力が低下したためにJFEの方からの申し出がございまして、改善改良工事を発注仕様書に基づく保証工事と位置づけまして、JFEの負担で実施をしているものでございます。この施設は当初から欠陥があったとは考えておりませず、初期トラブルの一つだというふうに考えている訳でございます。今現在、順調に稼働しているような状況でございます。後の部分につきましては、局長の方から答弁させたいと存じます。以上でございます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、一つ目でございます。議案の一部差替えの件でございますが、議員のご指摘のとおり2月13日に配布いたしました議案第6号、20年度一般会計予算書の中でその本文と第2表の債務負担行為につきまして、欠落をいたしておりました。議員からご連絡をいただきました後、公務出張中の議員を除き、翌日14日に差替え、また同日、不在の議員の方々につきましても、後日同じく差替えをさせていただいたところでございます。今回、引き続き3年間お願いをする一般廃棄物搬送業務、県央県南クリーンセンター運転管理業務など4業務に係る21年度及び22年度の債務負担行為の事項も重大な議決事項であることは当然でございます。配布時の最終確認が十分に出来ていなかったものでございまして、重ねてお詫びを申し上げます。早速、予算編成事務の手続きのマニュアルを作成し、担当課職員に配布の上、確認の徹底を求めたところでございまして、今後このようなことがないように注意して参りたいというふうに思います。

次、助燃剤に係るJFEの負担割合についてでございます。助燃剤などの精算についてでございますが、現在、平成17年度分と18年度分について、協議を行っておりますが、覚書の内容に対する両者、組合とJFEでございますが、解釈の相違がございまして、今現在、協議が平行線を辿っており、未だ合意には達しておりません。その為、先程覚書の中で説明申し上げます。

たとおり、現在、用役費の精算などについて、顧問弁護士にご指導いただきながら行っているところでございます。今後も継続して協議をして参りたいと考えております。従いまして、助燃剤の精算金につきましては、平成20年度当初予算には反映することが出来ませんでした。精算金が固まった段階で、その扱いについては、構成市にもご協議し、対応して参りたいというふうに考えております。

次にJFEが500億円の特別損失についてでございます。2月5日の新聞報道を受け、直ぐにJFEに報道内容を確認するため説明を求めたところでございます。5日の日に担当部長が来庁されまして説明を受けましたが、特別損失500億円に私共の施設が含まれるのかどうか、そういったところが確認出来ないため、今文書でもってきちんとした回答を求めているところでございます。

先程、9月台風で雷が落ちたかというふうなご質問だったかと思えますけれども、直接、県央県南クリーンセンターに雷、落雷というのはあっております。台風時の落雷による停電をし、その際、自家発電機を稼動したところ、台風によって自家発電機が故障をしたというふうにご理解を頂きたいというふうに思います。

それと情報公開の関係でございます。公文書公開の請求をされました改善改良工事に関するメーカーの報告書など関係書類一式ということで3号炉に関する改善改良工事の完成報告書の一式を公開いたしました。改善改良工事に関する事前書類も含めて請求していたとの指摘をいただき、当該書類の公開に関し、現在もJFEと協議中であるため、今のところ、提出出来ない状況でございます。その旨、ご理解を頂きたいと思えます。引き続き、これも協議して参ります。

昨年9月の定例会に提出いたしましたごみ処理施設基本計画の費用対効果分析表でございますが、基本計画は機種選定が決定する前のストーカー炉、それと灰溶融炉やガス化溶融施設に係る費用を方式ごとのメーカー見積もりに基づいて、費用対効果の分析を行っておりますので、現在稼動しておりますガス化改質施設とは単純に比較出来ないところでございます。

次に燃料費の当初と実績の比較でございますけれども、当初メーカー側から出された燃料費は、ごみ1トン当たり777円でございます。それに対しまして、17年度の燃料費実績はごみ1トン当たり3,793円でございます。その当初と比較いたしますと約4.9倍になっております。また、平成18年度の燃料費実績はごみ1トン当たり4,407円でございます。当初と比較いたしますと約5.7倍になっております。更にガス化改質施設で先の議会で申しましたけれども、費用対効果の分析は特に行っておりません。

以上でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

あのね、雷の件。実はね、今言われたように雷はクリーンセンターに落ちてないんですよ。ところが、これまであなた方はね、さも落雷による影響で停電をし、施設がストップをしてね、その為にトラブルが起きたというような説明で多くの人達は雷が直接クリーンセンターに落ちたというふうに思うようなそういう説明で一貫してやってきたんです。私はその辺はね、やはりそういった説明は間違っていたと。クリーンセンターに直接、雷が落ちたんじゃないんだということをね、やっぱりきちんと説明をして頂きたいというふうに思うんです。それから、ちょっともう1度確認、それでいいんですね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程、申したとおりでございます。落雷はクリーンセンターにあっておりません。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

それから昨年6月からの改善改良工事。まあ主にこれですけどね。事務局長も管理者も先程からこれまで色々思わしくなかったのは、初期トラブルに拠るものだというような説明を繰り返ししておられるんですけどね、そういった説明で納得出来るような改善改良工事じゃ無いでしょうが。そのところはね、やはり市民に明らかにきちんと今の実態を説明するという事をしないと先程の雷の件じゃないけど、まぎらわしい説明でその場限りの説明じゃね、ますます組合に対しての不信は私は募っていくと思うんです。ですから、去年の6月からの全面的な改善改良工事、これはね初期トラブルというような性格のものじゃなくて、メーカーも言ってるようにね、施設の性能を維持、上げるために施設を改善改良するんだと。これがこの工事の主な内容

であると思うんですけどいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

その中身は当然これまでの2年間の稼働実績の中にごみ量が多く、無理したところもございます。従いまして、そういった無理したことによる処理の低下並びに先程から何度も申しております一昨年の停電によります炉への施設へのダメージ、そういったものを補修するための手当てというふうに考えております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私ね、なんでこれに拘るかというとな、その施設の修理とか初期トラブルとかいうような事でね、この工事を説明するとつじつまが合わんのですよ。メーカー自身が施設を全面的に改善改良しなければならない。タイルも張り替えにゃならんというように言ってる訳ですから、初期トラブルというように、そういう性格のもんじゃないでしょ。ですから、この工事の性格は明らかにする事がこれまでの色んな当初予算、当初の目標よりたくさんかかった費用のね、負担をどっちが負担するのか、組合が負担せざるを得ないのか、それとも造ったメーカーが負担しなければならないのか。そういった事に関わってくるね、大事なところだと私は思っているから今度の工事の性格についてきちんとあなた方の認識を説明をしてくれという事を言ってるんですよ。初期トラブルなんてね、そんな事でごまかしはやめて欲しいんですよ。メーカー自身が言ってるように、そして自分の責任で全部やりますって言うように施設の改善改良だというふうに思うんですけど管理者いかがですか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

平成17年4月から稼働いたしましてですね、色んなトラブルと言います

かね、色んな稼働のなかなかスムーズにいかないというところがございましたんで、そんな事もございまして、会社の方としてですね、改善しようという事で改善されて今現在に至っているというような状況でございます。以上です。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

先程、管理者はね、メーカーに対して毅然とした対応をすると裁判も含めた事でね、そういう厳しい対応をするという答弁をされましたよ。そうすると当然、この施設についてね、建設含めて、後の維持含めてメーカーの方に責任があるというご認識だと思うんですよ。その辺いかがなんでしょうか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

これは前の議会の方でも申し上げたと思いますが、私はですね、会社の方には嚴重にですね、本当に言葉が悪いですけども、そこまで私は言いませんけれども、嚴重にですね、会社には私は申し入れをした状況でございます。以上です。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

先程から私、拘りますけどね。だから去年の6月からの改善改良工事とか色々この間の用役費が大幅に上回るとかこういった事の原因付けにね、あなた方がこれは初期トラブルに原因するものだというふうな説明はやめてくれと私は言ってるんですよ。そういうものじゃないだろうと。施設の不良に基づく6月からの改善改良工事であり、天然ガスの20倍を超える使用であり、だからこそあなたもメーカーに対して、やはりきちんと責任を取ってくれという姿勢で臨むとっておられる訳でしょ。初期トラブルというような性格のものじゃないでしょ。事務局長いかがなんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

初期トラブル、欠陥と言葉はいろいろ出て参りますけども、欠陥というのは手を入れても回復の見込みが無いような状態もそういうふうと言うんじゃないかと。今回改善改良工事におきましては、部分的な水冷パネルの増設とか、そういう対策をした結果、今現在の処理というのは非常に期待する能力を発揮をいたしております。そういった事からして今後、用役に係る課題は残っておりますけども施設自体の能力と申しますか、それは限りなくこちらが期待する状況になってきておりますので、そういう意味では議員が言われるようなものではない。初期トラブルというふうに解釈を私共しているところでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

工事をした結果ね、2つの炉で210から230ですか、一日。処理できると1炉でね。1炉当たり。私ね、それは正常な姿だと思うんですよ。裏返せばね、工事前はそんなに処理出来なかったんだから、だから工事にかかる前のね、炉はこれは欠陥があったということの裏返しじゃないですか。だから工事をしたから200から230処理出来るようになったからそれで良くなったんだということじゃなくて、むしろ逆に改造工事した結果、こうなったのは、裏返せば改造前の施設が欠陥があったということの証明になるじゃないですか。私はその点はね、繰り返しきちんと指摘をしておきたいと思うんです。それと4月からのね、運転についてです。これは予算の所にも関わるのでちょっと何ですけどね、あなたは先程まだ3年間のメーカーとの話がついてないので20年度の予算には計上出来ませんでしたという説明でしたね。これは20年度の予算書の32ページ、燃料費。4億5,192万円、これは天然ガスの費用だと思うんですけどいかがなんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今日お配りいたしました覚書の中におきましては、天然ガス、電気につきまして、これは一定、組合の方でそれぞれの九州電力とか納入される業者の方と契約する必要がございますので、直接私共の燃料費とか光熱水費に計上させていただいております。今現在、20、21、22、3ヵ年に及びます契約、覚書は締結は出来ておりませんが当然今年の4月1日以降の運転管理等に係る予算を計上する必要がございますので、今20年度の当初予算にお願いしておりますのは、これまでの覚書に基づく先程3年間で14億6,100万の金額を基に予算ではその3分の1の額をお願いをいたしております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私が尋ねているのはね、あなたは先程、3年間の天然ガスのメーカーと組合の負担割合をどうするかについて、まだ協議が決着してないと。だから4月からの20年度の予算には計上出来なかったというふうにはあなたは言われたんですよ。だから私は実際20年度の予算には燃料費として4億5,192万円ですね。これ天然ガスの予算なんですよ。先程あなたが予算には計上出来なかったということと、ここに計上してある金額とはどういう関係になるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程、20年度の予算に反映する事が出来ないと申し上げましたのは、当然これまでの用役費に係るJFEとの協議の中で一定の保証と申しますか、そういったものが協議の中でJFEの負担としてあがってくるものがあれば、それを予算計上すべきだったんですけども、まだ協議が整ってない関係で予算には盛り込んでいないということでご理解をいただきたいと思います。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私は先程ね、色々他の用役費云々の事よりも天然ガスの事に絞ってやり取りしてるんですよ。当然3年間の実績について、メーカーと組合の協議が整わんと3年間の負担割合どうするかという事が決着がつかんと20年度に計上できんのではないですかということで私は尋ねたんです。4月からの負担はどうするんですかということ尋ねたら、あなたはその3年間のことについてメーカーとの協議がまだ決着をしてないので20年度の予算には計上出来なかったと、はっきり言われたんですよ。だから私はこの予算に計上してある4億5,000万は何ですかと言ってるんです。

(発言する者あり)

○7番(木村和俊君)

議長。議事進行。

○議長(中村敏治君)

木村議員。

○7番(木村和俊君)

ちょっと議事録確認してから作業進めたいと思うんです。

(発言する者あり)

○議長(中村敏治君)

しばらく休憩いたします。

(午後1時30分 休憩)

(午後1時33分 再開)

○議長(中村敏治君)

会議を再開いたします。

○7番(木村和俊君)

議長。

○議長(中村敏治君)

木村議員。

○7番(木村和俊君)

結局、まだ3年間の負担割合についてはメーカーと決着をしてないと、ですよね。しかし、4年目の20年度については、今の覚書で計算をしてここに計上をしたということですね。それでお尋ねしますけどね、今改善改良やってさ、処理量もたくさん処理出来るようになったと、改善をしたと言われますよね。私、予算書見てびっくりしたんですよ。後で予算の時にも言いますけどね。天然ガスは19年度予算では3億9,800万だったんです。しかし、これが本来だったら、先程の説明だったら少なくならなきゃいかなのだけど逆に4億5,100万、約5,300万程増額をされてるんですね。これはどういう理由なんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

天然ガスの予算でございますけども、使用量は19年度の見込みでおおよそ5,700トンの使用量が見込まれております。来年度、20年度におきましては、今申し上げましたように改善改良工事の効果が現れてまいりまして、使用量は5,200トン、500トン減ってきております。しかしながらご承知のように石油等の高騰に伴いまして、LNG単価が約1.数倍、上がってきておりまして、その影響で予算額は上がってきたものでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

細かいのはね、予算の時に尋ねをさせていただきたいと思います。

それですね、JFEが500億の特別損失を計上したと。このクリーンセンターとの関わりはどうかということをお尋ねしました。で、メーカーに文書できちんと回答するようにという問い合わせをしてるということでしたね。新聞報道によるとJFEがこの500億、しかもこれは向こう17年間にわたっての特別損失を一括して計上したという事なんです。ということは、17年間、これは保証期間かどうかよく分かりませんが、色々手当てをしても、これはもう回復しないと、もう損失だということでの損失ということに私はなってると思うんです。そういうふうに理解してよろしいですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程、説明いたしましたけども、2月5日の日に担当される部長さんが私共にお見えになって説明いただいております。その改善の見込みがないという言葉は新聞報道で使われておりましたけれども、どうしても消耗品コスト、消耗品の中で少し使用期間と申しますか、が予想、計画より短いものがあってそういったものが改善できないのではないかというお話でございまして、

少なくとも私共施設の中では今の説明の段階では特に500億円の特別損失に該当するものは無いと一応は我々説明を受け、そのように思っているところでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

だからね、クリーンセンターとの関わりがね、どういう内容になるか文書をもって回答がきたら、また知らせて欲しいんですけど。私が今尋ねているのは、この500億の性格、中身はね、向こう17年間の費用を全部一括して特別損失で計上したとなっているんです。そしてその説明では、これはもう回復の見込みが無いと損失であげざるを得ないということで特別損失扱いにしてるんです。だからそういうふうに理解すべきだと思うんだけどあなた方はどう捉えてるか。もう改善の見込みが無いということなんですよ。そういうふうに捉えるべきじゃ無いんですか。そのことを聞いてるんです。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程、申しますように我々の施設がそういった500億の中に入るのかどうかというのは、まだ明確には、

○7番（木村和俊君）

それはよろしい。そのことは返事がきてからよろしい。

（発言する者あり）

○事務局長（金原憲昭君）

分かりません。JFEの方はあくまでもJFEグループの経理上、財務上の手続きというふうに聞いてます。

（発言する者あり）

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

あのね、経理上の問題じゃないんですよ。明確に当初のコストをはるかに

上回るそういう維持費がかかると。そしてこの維持費については回復の見込みが無いと。だから損失で計上せざるを得ないというのが今回の発表の中心でしょうが。だからあなた方はそういうふういきちんと認識をしてるんですかと私は尋ねてるんですよ。

(発言する者あり)

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

我々が本当に確認する必要があるのは、新聞報道もございませうけども、きちんとJFEならJFEの説明を受けた上で皆様方にご説明すべきということで考えておまして、今現在、正式な情報と申しますか口頭ではお伺いしておりますけれども、その辺の中身、まだ更に確認すべき所もございませう。ですから今現在は500億についてはこれ以上の我々の説明というのは非常に難しいというふうに思っています。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

先程から言ってるようにクリーンセンターとの関わりについては、あなたがメーカーに問い合わせをしてるからと言うから、その回答がきてからよろしいという事で私はそれはここで打ち切ってるんですよ。今尋ねてるのはこの500億の損失の性格について。これはもう17年先までの損失を一括してあげてるんですよ。ですから、新聞報道にもきちんと言ってるようにこれは施設を色々手入れしても回復の見込みが無いと。損失であげざるを得ないということで一括して17年間分をあげてるんですよ。ですからね、そういうふうにあなた方も認識すべきだと思っただけどいかがですかと。管理者どうなの。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

これは新聞報道でございましてですね。ですから新聞そのものが正確にき

ちっとしてあるかどうか私分かりません。ですからね、それはそうですよ。新聞報道は新聞報道です。ですから中身のことまでは我々よく分かりません。だから新聞に書いてある。ただそれだけの話でございましてね、それ以上のことを私どもがですね、どうのこうのというのは言えないですね。これはもう会社の問題でございますから。以上でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

あのですね、新聞がこれだけの事を書く以上ね、責任があるんですよ。色んな影響が出てくるんですよ。きちんとね正確な根拠に基づいてJFEの発表そのまま書いてるんですから。だから私はなんであなた方が拘るのかなと。なんでこの損失の性格をね、きちんと新聞報道が指摘しているように受け取る事が出来ないのかなと。むしろ私はね不思議なんですよ。私は別にね、このことに拘ってどうのこうのやるつもりは無いんですよ。やはりこの損失の性格がやはりこの施設を改善しても、もう見込みが無いと。損失であげざるを得ないと。しかもこれは向こう17年間にわたっての計上をせざるを得ないという事が今度の特失の内容でしようが。そこんところをね、やはりきちんと認識をしていただきたいということを重ねてね、申し上げておきたいと思います。終わります。

○議長（中村敏治君）

一般質問を保留し、暫く休憩いたします。

(午後1時42分 休憩)

(午後1時53分 再開)

○議長（中村敏治君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に8番、柴田安宣議員。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

長時間の審議ご苦勞様さんでございますけれども、予定どおり通告の順に従いまして質問させていただきます。

まず、1項としてJFEホールディングスがサーモセレクト方式と呼ばれているごみ焼却プラントは全国で何ヶ所に納入されているのか、その運営状況とコストについての調査、説明をお願いをいたしたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2項としてLNGの組合の立て替え金が3年で合計どうなっているのか、最初の頃は2日で10トン位で済むということで説明されたと聞いておりますが、実際は1日に20トン、それが2日で10トンのやつが1日に20トンということで当初より3倍近くのLNGが使われているようでございますけれども、立て替えた総額が3月、まだ来ていませんからまだはっきりとした数字は出てこないだろうと思ひますけれども、現在までにどれくらいの金額になっているかそれを説明いただきたいと思ひます。

3項で3年間経過した現在、瑕疵問題を含めて契約の見直しをする時期に来ているという現在、性能についての覚書が概要しか出してなかったんですけども、先ほど覚書が正式なやつを出していただきました。ただ、これを見てびっくりいたしましたけれども、後でこの内容については議席の方で質問させていただきたいと思ひますけれども、この電気代、ガス代、管理費を含めての比較・検討をしようと思っていたんですけど、するにされないような覚書が出てきたものですから、改めて議論したいと思ひます。

4項として機械の売り込み、要するに平成11年・12年の頃、ストーカー方式からサーモセレクト方式に、ガス化熔融に代わった時点でどういう売り込み営業をかけられたのか、私がある施設の研修に行った時に、事前売り込みの中でトン当たりの処理経費としてJFEが出した経費はトン当たり5,800円であったという数字を説明の中で聞いた訳ですけども、これが本当であるかどうか、まさに今の状況から行きますと相当な金額の差が出ているような気がするものですから、それをどういう形で営業をかけられたのか、その資料があれば是非、出していただきたいというふうに思ひます。

5項として今回JFEが大幅な改造を行いました、結果的に非常に効率の良いかまになったと聞いております。現在2炉運転ということで聞いておりますが、2炉を運転しながら3炉を運転したぐらいの効率が上がっているということを知っていますから、どの程度の改良が将来に使って数値が出てくるか、それについての説明を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

後は自席でお願いいたします。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

私の方からは改善改良工事についてでございますけれども、3号炉と2号炉につきましては、昨年7月と11月にそれぞれ終了いたしまして、現在1号炉につきましては工事に着手いたしております。現在の処理状況につきましては順調に処理が進み、昨年末からは2炉運転での操業を続けております。この改善改良工事の効果といたしまして、ガス使用量につきましては平成19年度は5,700トン程度が見込まれますが、平成20年度につきましては5,200トンを見込み予算計上いたしておるところでございます。なお電気料金につきましては現在2炉運転での操業を続けておりますが、3炉運転との違いや発電量との関係がございますので、削減効果はまだ確認できておりませんので、平成20年度予算は19年度予算と同程度の予算を計上いたしております。削減の効果につきましては現在1号炉の工事を行っておりますので、工事が完了し、一定の期間をもって検証すればある程度正確な数値が出てくるのではないかと考えているところでございます。残りの部分につきましては局長の方から答弁させたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

柴田議員のご質問にお答えを申し上げます。まずJFEが全国に納入いたしておりますサーモセレクト方式は、現在国内に埼玉県の彩の国資源循環工場、の施設のございます。岡山県倉敷市の倉敷・資源循環型廃棄物処理施設、徳島県阿波市にございます中央広域環境組合、それと県央県南クリーンセンターを含めて4箇所でございます。岡山県倉敷市と埼玉県にある施設については、ご承知のPFI事業で行っており、県央県南クリーンセンターとは運営方式が違っておりますので、用役費などの使用量は、倉敷市でも埼玉県でも把握していないというふうなことでございました。また、倉敷市の施設については、産業廃棄物と併せて処理をしております。これは倉敷市にお伺いして倉敷市の負担と処理量を確認いたしましたところ18年度決算によりますと、処理に掛かった経費が18億2,980万円、処理量が77,207トンと聞いております。ごみ1トン当たりになおしますと、約23,000円になるかと思っております。また徳島県阿波市にございます中央広域環境組合につきましては、ガス、電気、及び処理単価については、公表をしないでほしいと申し出がございました。

次に LNG の購入に要した額についてでございます。平成 17 年度から平成 19 年度末については見込みでございますけれども、3 ヶ年の合計額は約 10 億 8,000 万円となります。

次に覚書についてでございます。先程の牟田議員の一般質問の中で、覚書の内容につきましては、ご説明したとおりでございます。現在、用役の精算などについて、顧問弁護士も入れて協議を進めているところでございますのでご理解を賜りたいと思っております。それと、機械の売り込みの際に使われた説明書があると聞いていらっしゃるということでございますけれども、この説明書につきましては、今現在、JFE の前身でございます旧川崎製鉄時代に提出されたものというふうに思いますが、その説明書は今のところ組合で確認できておりませんので御了承を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○8 番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8 番（柴田安宣君）

なぜ場所と数値を聞いたのかといいますと、今、私の前の方で質問されました。JFE が特損減益ということで、会計で上場のこれだけの年間純利益を 3,200 億円計上する JFE が、今回 500 億円を一括して向こう 17 年間の処理経費が大幅に上回るということで計上してあると、それを全国の自治体で 4 箇所、もう一箇所はオリックスですよ。ごみ焼却場を営業する会社なんですけれども、それまで入れて JFE が納入したサーモセレクト方式は 5 箇所なんだと、それを 500 億円欠損金を積みましたということでいきますと、一箇所に 100 億近くを見てると、もし自治体の管理運営のこの文言からいきますと、自治体だけでいくなら 4 箇所なんです。4 箇所ですと 500 億円を割りますと 1 箇所ですと 125 億円、年間に 17 年で割りますと、7 億 3,529 万円の欠損金を見ているというのがこの数字の中身なんです。ですからこれが該当するかしないかではなくて、何十箇所も作った会社であれば、該当するかどうかはわからんわけですが、自治体で管理運営を JFE がやっているのは 4 箇所なんです。オリックスは買い取って自分たちで運営しているわけです。ということで 500 億円の欠損金をみたということは、この県央県南の施設も 125 億ぐらい将来 17 年先まで見込んで欠損金を見込んでいかんといかんだらうという数字の中に入るだらうというふうに思うわけです。ですから、施設の大小はあると思っておりますけれども、徳島県あたりの施設等は研修に行ってみても、それは県央と違って規模の小さい施設であるわけですか

ら、これだけの欠損金の見込みは少ない方であろうと思うんですけども、自治体が受け取って JFE に委託処理契約を結んでいるところはそういう数字で考えていいんじゃないかと思うものですから、これがうちの方で該当するかどうかというのは野暮なことなんです。というのは、あなた方が結んでいる覚書を正確に履行していくなら、そのとおりの数字が、7億3,000万円近くが毎年欠損として出るわけです。これには液化酸素も含まれているんだろうと思うんですけども、それがこの覚書の中身からいいますと、用役費を外した契約になっているということになっていけば、正確な最初の覚書と同じような計算のできるような、請求されるような覚書になっていない気がするものですから、後のほうで議論はいたしますけれどもそれについて、管理者として、もしくは事務局長としてどういうふうにお考えですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず500億円の特別損失でございます。先程木村議員の方にもお答えいたしましたけども、これはいろんなことが憶測いたしますと類推できるわけですけども、きちんとした JFE からの回答がないとはっきりしたことが申せない、現時点では答弁を差し控えさせていただきたいというふうに思いますのでご理解を賜りたいと思います。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

それはそれであなたも会社の役員でないわけですから、総会の席上で数字が出てきてからのことだと私も納得はするものですよ、この説明とそれから解説までついているわけですよ、あなたは2月5日といわれたんですけど2月5日は朝日新聞なんです、これは日経新聞です。それが第一面に載って、中身の3面の中で JFE のコストの見積もりの甘さということで説明まで付いているわけです。これが3,200億円の連結純利益の中で500億円を欠損金として計上し、当初の見積もりを下げたようなことで総会に臨まないといかんという数字を書いてあるわけですから、あながち全然関係ないことじゃないわけです。ましてやこっちが請求し今から先、契約を見直そうという時期に、これはあなた達のところも該当しますよという馬鹿な答弁をするわ

けないわけです。だから他所の施設の当初の計画以上の経費が掛かっているということで、どこからも突かれてきているものですからたまらんでこういう計上をしているわけですから、あなた達みたいに書類で答弁を求めますという野暮なことじゃなくて、覚書に書いてあるとおりを履行すべきそれを交渉する過程の中で、その欠損の数値を県央クリーンセンターの中に持ち込む努力をするべきだと思うからこういうふうに言っているわけですが、そういうことで向こうに問い合わせるのではなくて、この金をクリーンセンターの運営費の中に入れるんだということで臨んでいただきたいわけですが、どうですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

この問題に付きましては先程から何度も言っていますけども、顧問弁護士にも2月4日の新聞、2月5日、また日経にも重ねて記事が出たところがございますけども、情報交換して必要な対策はご相談をいたしておりますので、今後の対策についてはご相談しながら進めてまいります。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

考え方がいろいろあろうと思うんですけども、新聞報道が単なる新聞報道というふうを受け止めればそれは先の議論に進めないわけです。ただ、いやしくも日本経済新聞という経済に関してはトップの新聞社が一面のトップに載っているんですよ。しかも解説まで付いている、しかも具体的に3,200億円の連結純利益を大幅に下げて決算総会に臨まなければいかんという報告まで付いているわけですから、だからあなた達の県央クリーンセンターも該当しますよとは絶対言わないだろうと思うわけですよ、というのはそれをいとなれば、年間に7億3,000万こちに払わんばいかんわけですよ。4箇所しか作っていないんです。JFE 運営しているのは全国で4箇所なんです。下北の三菱が作っているやつは別なんです。それから千葉にある本社のやつは自前のデモ機械ですからこれも関係ないんです。それまで入れて7箇所なんです。だからオリックスは外したとしても JFE が自治体に納入してるのは4箇所ですからその内の一箇所は県央なんです。ということはそれはあ

なた達の方に該当していますということは口がさけても言わないだろうと、準備はしてるけども言わんと、今後の交渉の過程でなるべくならその欠損を少なく済ませようということで臨むわけですから、あなた達の考え姿勢というのを、僕はどういう姿勢で臨むかを聞きたい訳で、どういうふうなもんですかね。管理者どうですか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

先程来から事務局長が申し上げますように、この用役の問題につきましてはですね、現在、弁護士と十分打合せをやっているわけでございまして、この覚書の内容も十分検討しながら JEF に当たっていくということでございますので、おっしゃるように向こうはこれを当てているんですよとは言わないと思うんです。しかしこちらはそんなことは一応想定しながら攻めていかないかと思っておりますので、その辺は今後の向こうとの折衝の仕方でございますから、十分、弁護士の先生とも相談しながら進めてまいりたいと考えておりますのでどうぞご理解の程よろしくお願いいたします。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

分かりました。とにかく駆け引き負けしないように、相手は超大型企業で日本のトップクラスの企業で知恵者ばかりですから、駆け引き負けしないようにひとつやっていたきたいと思っております。

2項の LNG でございますけども、これは17年度の当初予算でいきますと1億2,127万1,000円の予算であったと、電気代が1億5,180万6,000円だと。電気代、用役費、ガス代入れて2億7,307万7,000円の当初予算であったと。これを先程出させていただきましたこの覚書の中に該当するかなと思って数字を出してみたんです。ところがこの覚書の中にあります5億8,700万円以内とする。本施設の用役費、維持補修費、運転管理人件費、総額は5億8,700万円以内とするという数字が出ている。先程、牟田議員が説明していただいた仕様書、要するに入札応札の仕様書の中でいきますと、管理は31人以内で年間2億1,000万円以内という数字を、先程言いました2億7,000万円と足してみれば4億8,00

0万円くらいになるわけですね。とすればこの覚書に該当する数字が出てくると、このとおり今もやっただけなら、あなた達がいまいう用役費、電気代、それから維持管理費等は合致するわけですから、それを超えた分が請求出来るわけです。ところがそれが果たしてそういうふうになるのかどうか疑わしい、改めて覚書に関する変更の覚書が出ていますと、これからは用役費を外してあるんです。それが3年間で14億なんぼになっているわけですね。14億6,100万円と、年間に4億7,000万円。これは用役費が入っていないんですよ。電気、ガス、用水の経費が入っていないんです。これはどういう根拠で、せつかく調べてきよった用役費についての過大な立替払いをしてる回収をするという矢先にこんなもんを出されて、そして、これはどういう根拠で誰の了解でもってこの覚書を署名捺印されたんですかね。これは管理者として議会にかけたのか、もしくは今おられる当時の副管理者としては、現在おられるのは吉岡庭二郎島原市長でありますけれども、この人達と了解の上でこの覚書は取り交されたのか、そこらへんはどうなっているんですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

覚書につきましては、変更分でございます。これは平成14年12月に管理者の決裁でもって、間違えました平成16年12月に管理者の決裁をもつて締結をいたしております。今のご説明の中で用役費を当初の管理経費から外したということでございます。これは電気、ガスにつきましても当然組合として、電気につきましては九州電力、LNG天然ガスにつきましては九州ガスでございますけれども、そこと直接組合が契約交わす必要があったことから、JFE負担ではなくして直接経費の方に移したものでございます。

以上です。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

とすればこれは吉岡副管理者の協議じゃなくて、事務局の方と管理者とで合議の上で決裁をし、この覚書を締結したというふうに解釈していいわけですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

そうでございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

とすれば今出されて私も困っているんですけども、これが議会にかかり議会の議決でもって、この組合議会の承諾の上で覚書を締結したのなら納得するわけです。ところが管理者と事務局で取り交したということでいきますと、この覚書が同一じゃないんです。相手が川崎製鉄から JFE に代わっただけならいいんです。中身が変わっているんです。この覚書に基づいてこの入札に参加したんでしょ。参加した結果この入札の応札仕様書に基づいて入札に参加し、その結果入札が認められて、覚書を締結してきたのがこの第1号で出てきているこの覚書でしょ。これが年間に5億8,700万円、用役費を入れてですよ、運転管理費を入れて総額は5億8,700万円以内とすると、前項の金額について物価上昇、ゴミの変動があった場合は、同金額の20%を上限として増加を認めることとすると、いうふうにはっきり用役費を含め人件費、管理費の全体をこの数字の中で収めますということであって、これを超えた分を立替払いだから JFE あなた達が払いなさいと言っているわけなんです。ところがここに出ている公開をした書類の中にはこれは入っていないんです。あなたが今言われたとおり、買うのはガス会社から買うでしょう。プロパンガスの会社から、電気代は九電です。じゃあ取り交す覚書は JFE とやっているわけです。九電とやっているわけじゃないんですよ。この性能保証に基づいて運転管理しているわけです。それを誰の了解もなしに議会の議決もしないで、組合の副管理者とも合議もしないで、組合長自身が、管理者自身がやったとなればあなたどういう責任取るんですか。これはえらいことなんです。同じ文言なら良いんですよ。川重が JFE に代わった、ですから変えましたというなら良いんです。しかし内容を変えているじゃないですか。そして用役費はガス会社と契約しますから、電気会社しますから外しましたと。ならそれを加えた先程いう5億8,700万円の数字をこの中に入れんばいかんわけですよ。それを入れんで14億6,100万円と、その中に用

役費全部あると思いますか。ないんですよそれは。この契約書見てみんですか。これはまるで詐欺じゃないですか。私はそう思いますよ。あなた達はJFEの良いとおりに騙されたり何か変なことがあったのかなというぐらいにJFEの言うとおりでですからさっき言う500億円、こっちの向こう17年間ちょうど該当するじゃないですか。3年間の経費が今だと、向こう17年間JFEにお世話になりながら運営せんばいかんという数字とこの500億円合致するわけですよ。しかもJFE自身も7億3,000万円を毎年この運営費に、用役費にかかるだろうという数字を出し大会社が欠損処理してるわけですよ。それを、取っていい金を取れないような契約を結ぶとなれば、あなたを不信感を抱くわけなんですけども、あなたはそういう契約の内容を精査してから契約をされたんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程申しますように、今現在最も新しい覚書が平成16年のものでございまして、どのような経過でそういった内容に変わってきたのか、当然、当時入札をして落札をしてから工事完了までのいろんな経過もございまして、そういった中で最終的に16年の覚書になってきておりまして、今弁護士の方先生交えまして、どうした経過でもってそうなったのかというのを、当時の担当された職員にお伺いしながらも整理しているところでございます。もうしばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

事務局長あなたがどんなに説明されてもですね、あなたは当時の局長じゃないんですよ。当時の責任者は今も同じ管理者吉次さんであるわけですから、この人が答弁しなきゃだめなんです。というのは、この人が契約を改めてやりなおした張本人なんです。これが議会の上で、了解の上でやったのならいいんですよ。その当時の議会の責任なんですよ。もしくは副管理者会議が4人あったわけですから、4人の中で合議でこれでやりましょうということで納得じゃないんですよ、たった今、あなた達事務局と管理者でもって決めましたと、印鑑ついて受理しましたと、双方一通ずつ持ってますと、さっき言

うように当初計画の2億7,000万円。用役費、ガス代、それから電気代合わせて2億7,000万円あなた達が17年度当初予算で組んだ金額できて、人件費管理運転業務も契約のとおり2億1,000万円で収まっておれば、5億8,000万円の中で収まるわけです。覚書を変える必要ないわけなんですよ。ところがやばいと思って途中で変えられた、これを見抜けなかった責任というものが出て来るわけです。あなた達はそれから超える用役費を請求できますか。5億8,000万円から超えた、今もですよ運転管理業務はJFEに払ってる31人分の金が3億2,000万円あるんですよ。電気代とガス代で合わせて6億円越すんですよ。それと合わせてみんですか10億近くになるんですよ。それが請求していい権利を放棄しているような契約書じゃないんですか。印鑑ついて承認した後に弁護士を頼んだところでこれを契約する前に弁護士と相談せんといかんとじゃないですか。どうですかね。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

局長が答弁いたしましたように、元々14年に覚書を交わしたんですね。その後16年の12月に変更いたしてるわけです。確かに私が当時の管理者ですから私の名前で覚書は交わします。ただ当時は副管理者は16名おります。合併前でございますから4名じゃございません。この覚書につきましてはですね管理者の責任でもってやったわけです。内容について私は逐一は精査しておりません。それは事務局でお任せしていますから。

（発言するものあり）

○管理者（吉次邦夫君）

それはそうですよ。いちいち私がですね、管理者として全ての契約をですよ、逐一会社のほうと私はいろんな話をしながらというのはありません。事務局の方でやっとするはずですよ。最後の責任は私が取ります。私が管理者ですから。とりますけれどもそんな経過がございます。ですから今その辺をですね、最初の覚書と後の変更の覚書、その辺は変わってますんで、その辺をどうしたらいいかというようなことで、今弁護士とも相談しながらですね、その辺のことにつきまして将来的には法的なことも考えながらですね、今検討を続けているというような状況でございますんでその辺はご理解いただきたと思います。いずれにいたしましてもですね。この当初の覚書、その後の変更の覚書いろいろございます。中身を精査しながらですね、会社にはですね、言うべきところはちゃんとと言わなきゃいかんというふうに思っていますんで、

その辺をですね十分精査をし検討して弁護士の先生とも相談しながら対応していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

分かりました。私は一緒と思っていたんです。ですから昼休み時間にちょっと調べてみたらですね、用役費が抜いてあるんです。さっき牟田さんは14億6,100万円の中にあるじゃないかと、3年間の数字でいけばそんなもんだと、ところがこれはですね、3年間の運転経費及び維持補修費の保証について、3年間の総額を14億6,100万円となっている。これの上の前の段階でですね、運転管理費の中に入れておったんですね、前の覚書には、ところがこれにないんですよ。3ページの4項があるんですよ。性能に関わる用役、運転経費及び維持補修の保証ということで、本覚書書で定める性能保証に関わる用役及び運転経費とは次をいう。用役とは電力、ガス、用水をいう。運転経費とは、別紙に定める薬品、副産物、再利用運転人件費をいう。ということで、ここら辺で外してあって、下の項になってきてですね、4ページの4項になってきた時には運転経費及び維持補修費の保証についてということで、そこで前もって外してあるもんですから、この3項で用役費の保証に関しては別紙に各用役毎の保証対象とする用役定義は対象範囲内ということで、3項で抜いてあるんですよ。③で。4項で人件費と、要するにここで維持補修費の保証についてという形で3年間の総額を14億6,100万円となっているわけです。ということはガス代、電気代、用水代は完全に外した中の年間4億7,000万円で作るということの覚書なんです。全然違うんですよこれは。

（発言するものあり）

○8番（柴田安宣君）

ですから同じもので、相手が川重からJFEに会社が変わって合併してですね、日本鋼管と一緒に変わって変わったわけですから、変わった会社と同じ契約を取り交すなら、管理者に任せて事務局に任せてよかわけです。ところが内容が変わったことを精査しなかったというふうな事じゃ残念ながら賛同致しかねるんですよ。そのための管理者なんです。16人おろうと17人おろうとですね副管理者が何人おろうと、皆さんと、これだけ変わった覚書を取り交すならば同意の上でやるべき、もしくは議会を招集してやるべきな

んです。それが同じでないという形でなってくれば、それはあなたの管理能力の問題、責任問題が出てくるわけですから、いかがお考えですか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

全体的な責任につきましては、私は管理者でございますから、それは全責任を負います。ただ中身的にですね、それは一言一句私が全てを精査して私が改定したわけじゃございません。これは一つの組織体の事務局としてやったわけです。それを私は最終責任者として捺印をして交わしたわけですから、そういった意味で責任は私が取ります。ただ中身的にはですね、おっしゃるとおり、私も今見ましてですね、色々あると思います。だからその辺がどうしてこうなったかというのを、私もですね実は今まで知らなかったわけでございますから、今それをですね弁護士の先生とも相談しながら検討をしているというような状況でございます。

以上です。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

確認ときます。平成16年12月22日の時点の事務局長もしくは、副事務局長ですか、事務局長一人ですか、副局長はいないんですか。そのメンバーを私の方に若しくはここにおられる人達に、事務局がどういうメンバーで覚書を取り交したのか、参考のために出していただければそれで結構と思うんですけど。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

その辺の経過に付きまして今調査をいたしておりますので、その調査如何によって当然説明させていただく場を設けていただきたいと思います。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

今、柴田議員の方からございました二つ覚書がお手元にあると思いますけども、最初の覚書と変更と書いてある覚書ですね。最初の覚書というのは、先程管理者の方からありましたとおり、契約をした後すぐでございます。その1ページ目をご覧いただきたいと思うんですけども、1ページ目の上から6行目、なお書きがあらうかと思えます。いわゆる性能発注ですので、いわゆる性能だけを決めて後の作り込みというのは現場合合せといえますか、そこで実施設計というまでに現場での打合せを重ねて今の現物になっていくわけでございます。その際に内容が変わるということを前提で最初の変更前の案を作っております。そしてそれに基づいて大体出来上がったというところで覚書を変更後で作ったという時間的な経過はご理解いただきたいというふうに思っております。内容の点でございますけども、用役費について金額の保証で当初あったものが、今度新しい変更後につきましては全く除外されたのではなくて、数量での保証に変更がされております。いわゆる金額の全部合わせた金額として最初の覚書では5億8,700万円ということで入れてあるんですけども、変更後につきましてはそれを除いて3年間で14億6,100万円、そして、用役費、ガス、電気、水道の使用については別に定めて、使用量を保証するというような形になっているわけです。それでその量を超えた分については金額換算していわゆる罰則という形でJFEが負担するというような形になっております。ただ、冒頭この覚書の問題点がというのがございまして、非常に、私共が返還をしてくれと、精算をしてくれというところに非常に難しい点があるということも踏まえて、法律の専門家の方も入れてですね、その経過、変更前から変更後に変わっていく部分が実際の実施設計の内容に応じたものがどこまで反映されているかというものも含めてですね、今お願いをしているというような経過でございます。ご理解いただければと思います。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

もう時間がないんですけども、この入札指名業者への応札条件という数字が出てきたんですけども、これに基づいて入札業者を指名し、結果、入札の結果これに基づいた結果覚書が締結してあるわけですよ、それを大幅に変

える時は、この今言われた字句の修正の段階じゃないんですよ、5億8,000万円が6億円くらいになりますよというんじゃないんですよ。全然違う数字、要するに当初の計画とすれば、倍も3倍近くの数字が出てきてるわけですから、それに見合うだけの数字を取り交わす覚書ならいざ知らず、運転管理だけで4億7,000万円の覚書でしょ、用役費は入れてないんですよ、それプラス6億円出てくるんですよ、合計10億円越すんですよ。そういう事じゃあなたの言う説明じゃ納得しないんです。ですからここにある最初の覚書の6項の下の分には該当しないと、改めて取り交すという事になってはおるけども、それだけ修正するなら議会なり管理者の会議の中で確認を取ってから取り交すべきだと私は思います。

以上で終わります。

○議長（中村敏治君）

一般質問を保留し、しばらく休憩いたします。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時49分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。その前に事務局長の方から発言を求められていますので、発言を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

先程の柴田議員のご質問の中でございましたけども、16年度の覚書の見直しでございます。これは旧川鉄、落札いたしました川崎製鉄からJFEグループ、JFEに会社が変わった時期でもございまして、その辺のところもございまして現在責任の所在におきましても弁護士さんの方にご相談をしながら作業を進めているところでございますので改めて追加してご報告を申し上げます。

○議長（中村敏治君）

それでは一般質問を続行いたします。1番、松本匠議員。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

通告の順に従いまして一般質問を行います。質問内容が重なっていますので管理者の皆様方にはご苦勞をお掛けいたしますが、よろしく願いをいたします。

大きな一点目としてJFEホールディングス500億円特別損失に関する問

題から入っていきたいと思います。私はこの問題についてはインターネット上で記事を見つけました。まず、その記事を紹介させていただき、それに基づいて質問させていただきます。JFE ホールディングスは4日、ごみ処理プラント事業の特別損失500億円を2008年3月期に計上すると発表しました。納入先の自治体と結んだ操業保守請負契約でコストが受注時よりも膨らむため、今後17年間で生じる見通しの損失を一括計上するものだそうです。問題になったのは連結子会社であるJFE環境ソリューションズの数件の長期契約です。記者会見した山崎敏邦副社長は、プラントで処理するごみの量や質にばらつきがあり、設備の損傷が当初想定したより大きくなったと説明しました。ごみ処理プラント事業は官需の落ち込みによって経営環境が悪化していると報じられています。受注競争が激化する一方、採算管理の甘さも今後問題になりそうだ指摘いたしております。そこでお尋ねいたします。

第1点目です。操業保守請負契約の膨らみを損失の原因としておりますが、見直される運転管理委託契約更新に影響は出ないのでしょうか。先程論議になったところでもあります。

2点目にごみの量やばらつきによる設備損傷を理由としていますが、19年度改善改良工事はJFEホールディングス説明に当たるのか、また総額はいくらであったのかお尋ねをいたします。

大きな2点目として、天然ガス問題についてお尋ねをいたします。金額的には今日の話によりますと、当初計画の4倍から5倍に匹敵する天然ガスの使用量に対し、関係自治体住民の皆さんからも炉に欠陥があるのではないかと、そういう指摘があつているところでもあります。本議会でも操業以来大きな論点となっています。3月を目処に負担割合、これもこれまで大変お尋ねがあつて重なって恐縮です。出されると聞いていますが協議はどうなっていますでしょうか。また今後の使用量の見通しはどうかお尋ねをしたいと思います。

3点目、分担金の問題であります。なかなか協議が難航し答えが出てきません。負担割合が増える自治体も複数あるようでございます。その辺の科学的な根拠、客観的な根拠を示しながら粘り強い討議が必要であるだろうと思っておりますが、現時点でのありかたをお示してください。

最後に当該の副管理者、今日ご欠席をされておりますが、非常に遺憾に思うことを申し上げてこの場での質問を終わり、自席より質問させていただきます。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

松本議員のご質問にお答えいたします。まず、私の方から天然ガスの負担割合の協議について答弁させていただきます。負担割合の協議は、天然ガスだけではなく、電気代を含めた費用についての精算を協議いたしていますが、まだ双方合意に至っておりませんので、先程の覚書の説明の中で申し上げましたとおり、現在用役費の精算などにつきまして顧問弁護士との相談を行っている状況でございます。今後の天然ガスの使用見込みと他の質問につきましては、局長の方から答弁させていただきますが、そういった状況でございますのでよろしくご理解の程お願いいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは管理者の答弁に続きまして、天然ガスの使用の今後の見通しについてお答え申し上げます。2号炉、3号炉の改善改良工事が完了いたしまして、ピット残量を十分把握をいたしながら、12月下旬より2炉運転で今現在操業をいたしております。その結果といたしまして1月及び2月のLNGの使用量は年度当初に比べて減少いたしており、平成19年度の天然ガスの年間使用量は現在約5,700トン見込んでおりますけれども、平成20年度におきましては年間使用量を500トン減らし、5,200トンで20年度当初予算に計上させていただいております。今後の使用量の見通しでございますけれども、今現在1号炉の改善改良工事に入っており、3炉全部の改善改良工事が完了した上で一定の期間検証が必要になってくるのではないかとというふうに思っております。

次にご質問の最初の方に戻らせていただきます。まず、新聞報道による特別損失に関しまして、現在締結している運転管理業務の更新に影響がないかのご質問でございますが、JFEの話によりますと特別損失は県央県南クリーンセンターとの契約には影響はないと聞いております。

次に、現在実施いたしております改善改良工事の費用が特別損失に含まれるのかというふうなことでございますけれども、今回報道されました特別損失は将来の損失を見込んだものであり、工事費用はJFE環境ソリューションズの平成19年度の会計で処理されるということで、この特別損失には算入されてないということでございます。また改善改良工事の金額につきましては明らかにされておられません。

分担金の負担の問題でございますが、冒頭説明の中でも若干触れさせていただきました。前回定例会の後10月から4市の副市長さんで検討を重ねていただいているところでございますが、現在まで4市全てが合意できるような解決案は出てない状況でございます。分担金の見直しとなりますと、臨時・特例的な場合を除きまして、組合格約がございましてこの改正案、見直し案を構成各市の議会でご承認いただくことが必要となってまいります。したがって、4市全ての合意がないと解決しない問題であると認識しております。組合といたしましては一定の結論を見出すという強い意志で望んでおりますが、分担金という財政上の問題でございます、協議合意が非常に厳しい状況でございます。各市の考え方につきましては、今後も引き続き協議をしていただきたいと考えておりまして、具体的内容については差し控えさせていただきます。ご理解をよろしくお願いいたします。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

最後の質問者であるわけですが、私、皆さん方のやり取りを聞いて大変疑問に思った点が何点かございます。その一つは覚書に関する、16年度から変わったんだということを初めてこの覚書が出て初めて知ったんですよ。正直言って紹介をしていただいて良かったと思っています。大変驚くような中身が含まれていました。ところが用役代の話についてはですね、これまで様々な論議をしてきましたが、ここで初めて、私は2回目でありませけれども、今日初めて契約変更があったということを聞いたんですよ。管理者の皆さん方は、先程、弁護士も含めてと言われましたけれども、いつそれは管理者も事務局も含めて気付かれたわけですか。変えた時点から本来は気付かれとかんといかんわけでしょ。そして議会でもそれに基づいて答弁をせんといかんわけでしょ。それが全然なされてないというのは、私は議会軽視だと思えますよ。違いますか。その辺の責任も含めてですね答弁を願いたいと思えます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

用役費が組合として予測していた内容が変わったのをいつ分かったのかと

というようなご質問だろうと思います。このことにつきましても今調査中でございまして、具体的にいつというのははっきり申し上げることができませんので、先程申しますようにこの問題はいろんな問題をはらんでおります。したがって、その辺の状況についてきちんと皆様方に説明させていただく場を持たせていただきたいというふうに考えておりますのでご了承お願いいたします。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

それはそれでいいでしょう。ただ議会ではね、変わったということは、16年、もう何年経っているんですか、あなた方の用役費に関する答弁はそのことも含めて一回も言われなかったでしょ。議会も含めて聞いてみて私もびっくりしたんですよ。だから私は視点を変えて議会に対する責任としてあなた方はどういうふうに考えてきたのか、もっと言えば管理者と事務局がその問題を共通認識されたのはいつなのか、その時点が確認されなければ議회를軽視したと言われてもしょうがないじゃないですか。今、初めて答弁されるわけですから。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

16年に交わされた覚書につきまして具体的に管理者に内容を報告し協議いたしましたのは先週2月14日でございます。

○1番（松本匠君）

議長。1番。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

それまで気付かれなかったということなんですか。ちょっとそれも聞いてですね、びっくりしました。2月14日に報告をされ協議をされたところ、ところが先程の吉次管理者の答弁では詳しい内容は私は知らんよと、簡単に言えばそういうふうにおっしゃったわけですよ。そういう重大な問題を議会にも詳らかにされないままに、すみません言葉の言い過ぎかも知れませんが、な

んかね、責任のなすりあいを両方でやっているじゃないですかと、見様、聞き様によってはね、そういうふう聞こえるんですよ。見れるんですよ。それじゃね議会に対する説明責任果たされませんよ、議会に対してだけじゃなくてこの問題に対しては関係自治体住民の方々は少なからぬ問題意識を持たれているわけですから、そこら辺の説明責任も果たされないんじゃないですか。小さい事じゃないんですよ、吉次管理者は小さい事はおっしゃったけども、こんな重大な事をですね、小さい事で片付けられたらですね、議会も住民もたまったもんじゃありませんよ。改めてですねその辺の見解をお示しをいただきたいと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

小さい事と私は申し上げてないと思います。

（発言するものあり）

○管理者（吉次邦夫君）

それぞれの契約の内容そのものについては一々私はタッチはいたしておりません。それは事務局の方でやるわけです。私はただこの3カ年の最終的に用役費を精算するという話は前々から議会にお話はいたしております。それはお聞きになったでしょ。ですからそれはあくまでも覚書に基づいて事務局の方で3カ年間の精算をしなきゃいかんということはこの覚書に基づいた話だと思います。だからそんなことでございまして、私自身の大きな立場からいったらそりゃそうだと3カ年の精算をせないかんというようなことでございましてですね、ですから事細かな一つ一つの内容まで私もわかりません。そんなことで先般実は顧問弁護士ともですね一緒に話をしながらそういったことを相談してもうギリギリまで参りましたので、きちっと精査をしながら事に当たろうということでございましてご理解をいただきたいと思います。

○1番（松本匠君）

議長。1番。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

平成16年から平成19年までは3カ年の余裕があったわけですね、その間に重大な契約の変更について、今年に入って2月14日に初めて協議をされたというのはこれは私は異例の事態だと思いますよ。そしてその3カ年間

議会にも言わば伏せておかれたような状態、初めて概要版じゃなくて中身が出てきて分かったということですからね、もう少しね、強く要望しておきますけども、後で情報公開のところでも論議をしたいと思いますが、説明責任についてはですね、強い責任を感じていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それからですね、先程の500億円の損失問題、サーモセレクト方式、先程の柴田議員の質問で大体全国に4箇所あるんだとわかりました。私のネット上での調査では、先程も読み上げましたがごみの量や質にばらつきがあり設備の損傷が当初想定よりも大きくなったと副社長の弁であります。そこでお尋ねをしたいんですけども、後の4箇所、例えば当組合では去年3箇所の補修工事をしましたね、設備の損傷が当初より大きかったと、そういうところでの4箇所ではどういう状況であったのか確認されているかどうかお尋ねをしておきたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

昨年実施いたしております改善改良工事の3炉の工事費がこの500億円にどのように経理されているのかというようなご質問でよろしいでしょうか。

○1番（松本匠君）

違います。

○事務局長（金原憲昭君）

他の施設ですけども確認できておりません。

○1番（松本匠君）

議長。1番。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

なんで確認しないんですか。もし同じ様なところがここに書いてあるとおりに、私が調べたとおり、設備の損傷がと書いてあるんですよ、これは責任ある副社長の弁なんですよ、そうすれば例えば似かよったところがやられてるとすれば、そこに元々問題点があったんだということじゃないですか。先程から問題になっているお金の問題にしても、そういう情報も収集して交渉に当たるといふふうにしなきゃ駄目な訳でしょ。なんで確認されないんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、我々が取りましたのは2月4日の新聞、2月5日の新聞に報道されまして2月4日の段階でJ F Eの方に電話を入れ、このことについてきちんと説明をしてくれということで2月5日にJ F Eの担当の方がお見えになって、この経過・状況をご説明いただきました。ただ、このご説明いただいた内容ではまだ全容と申しますか、分からない点が幾つもございます。従ってその辺の全容が分からないときちんとしたお答え出来ないということで先程申しますように今現在はJ F Eに対して、もっときちんと分かるような資料をきちんと文書をもって報告してくれというふうなことを今現在、手がけておまして、他の施設、国内4カ所、諫早の県央県南含めまして他3カ所でございますけども、そこについての動きというのはその辺踏まえた上でお尋ねしていきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（松本匠君）

議長。1番。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

4日に分かった、発表された、たぶん5日に気付かれたんでしょうが、それから今日20日ですよ。議会あるというのは分かってる訳ですよ。例えばさっきは別の所でそれぞれの施設について、調査をされとりますね。そういうのと並行して自分たちが本当にポジション確保する為に最大限の情報集めるというふうなですね、ご努力は私は当然の皆さん方の早くしなければならぬ事だろうと思っておりますので、強く調査をされることをお願いをしておきます。更にですね、議員の皆さんにも確認をしたんですが、初期トラブル、初めて聞きました2回目ですけれども皆さん聞かれましたかという質問を試してみたところ、初期トラブルでこの問題のなんというか見解を示されるのは、確か初めてではなかろうかというふうに思うんですけど、もう一回繰り返しますけれども設備の損傷が当初想定よりも大きくなったと副社長の弁です。初期トラブルというのは、ここで言えば当初想定という事じゃないんですか。こういうことが起こるかもしれないと。例えばここに書いてあるごみ量、ごみの質によって当然あり得ることですよ。ここでもそれが起こりました。しかし、ここに書いてあるのはそういうのがあって、当初想定よりも大きかったと。当組合の一時の改善改良、そして去年の改善改良2回しております

よね。そういうことも含めて管理者の方でおっしゃってる初期トラブルというのは、ある意味想定をされたことだけれども今回はそれを超えちゃいましたと。で、17年間で500億ですよというふうにここではっきり言ってる訳ですよ。だとするならばおっしゃるような初期トラブルの範囲に収まらない基本的な性能に関わる私は問題だというふうに会社は認識してると。わざわざ記者発表、副社長がそういうふうにして認めましたよというふうには書いてあるんですが、繰り返し初期トラブルで基本性能には問題はないと。会社が認めているのに組合の方がそれをかばうというのはね、私はおかしな話だと思いますよ。いかがでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

何回ものお答えになります。今私達がJFEに聞いているのは500億円の今後における損失の中に諫早の県央県南クリーンセンターについては含まれてない。ただし、きちんとしたそういったお答えいただいておりますけども、きちんとしたその辺の本当に入ってないかというのはやっぱり我々も持っている訳です。だからそれについて、やはり皆様方にご報告するには今の状態ではきちんとしたものが出せないということでご理解いただきたいと思えます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

それはそれで理解しましょう。調査は丁寧にさせていただいた方がいい訳ですからね。ただ、指摘をして、くどいようですが、会社が認めたことを組合が違いますよというのはね、なんぼなんでもね、おかしい話だと。誰が単純に考えても新聞発表、それこそトップじゃないですけど上から2番目の副社長という人がね、言ってる訳ですから。それはそれとしてね、きちんと受け止めて対処にあたるということを指摘しておきたいというふうに思います。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

この500億円の記事に関してでございますけども、何度も何度も申し訳ございません。繰り返しになりまして恐縮なんですけれども、この新聞、2月4日の日経新聞にまず掲載をされました。これを受けまして2月4日の新聞の掲載の内容を受けまして私共の方はJFEの方へまず電話で確認をいたしました。内容はどうなっているのかというようなことで、それにつきまして、まず回答はまだ正式に発表は2月の4日の2時でございますと。正式発表、公表をするのは2月の4日の2時に公表する予定になっております。その前にこの記事が出てるのは遺憾ですよというようなお話を電話でいただきました。文書があるかといわれてもございません。そのような話をうけます。それをうけてまして、じゃあこの内容について説明を求めるので来て下さいと説明にこちらへ来てくれということで2月の5日に先程申しましたとおり部長という方がこられました。その中で口頭でこの諫早の分については500億円は関係ございませんよというようなことでお話がありました。でも、それを受けまして私共、内容は口頭で聞いてもということで文書で内容について、もう一度回答をして下さいというようなことで今文書を投げるというような状況でございます。そしてJFEの方といたしましては、2月の5日に公表のはずですと、新聞に載るなら2月の5日が自分たちの公表結果を受けて書かれた内容になると思われましてということともう一つは2月の4日に出た掲載記事、新聞記事については私共の発表ではございませんというようなものを、これはインターネットの方にですね、掲載をされておられます。これは日経新聞のホームページですね。の方に株式の関係の分がございまして、その中にこの公表記事のと併せて自分たちが公表された分と併せて2月4日に出た記事については私共の公表の内容ではございませんというような記事が出ておりました。そういうものもある訳ですから何が正かと申しますとやはりJFEからの直接の回答、これでもってお答えさせていただいた方が間違いのない回答になるのかなというところでございます。以上でございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

確認だけします。最大限の確認です。500億円、このごみプラントで簡単に言えば全国4者で17年間にわたって損失計上をしたという事実は間違いのない訳なんです。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

5日の日にお見えになった部長さんからそのようなことを聞いております。

○1番（松本匠君）

間違いないって。

○事務局長（金原憲昭君）

5日の新聞に載っておりますし、5日にお見えになったJFEの部長さんからその手続きはJFEのグループとして財務処理と申しますか、そういうことで計上したということは確認しております。もう一つでございます。先程、JFEが新技術を導入した施設において云々というふうな新聞記事でございまして、今ガス化改質、サーモセレクト方式、私共の方式でございませうけれどもJFEグループはご承知のように旧川崎製鉄、それと日本鋼管が合併して出来ております。旧日本鋼管の方の方式でございませうシャフト方式ですね。それもJFEグループで8施設抱えておりますのでガス化改質式は4カ所、シャフト方式は8カ所、計12カ所ある新技術を導入した施設というのは、全国で動いております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

いずれにしてもですね。他の方式のところまでお話を頂いた訳ですが、どうやら17年間の500億円ごみプラントでという事には、間違いは無いようであります。だとするならば、こういうふうにならざるを得ない設備のあり方がどうなのかと疑問を持つのは当然でありますし、先程調査をされるとおっしゃいましたけれども、金額も含めてですね、総額も言えないと何も言えないとこれが今まで壁だったんですよ。会社何も言ってくれませんかよと皆さんの答弁聞いとけば、それにぶち当たってしまうとやっとな情報公開も出てその辺の壁が取り払われるのかなと思いましたが、聞いても答えがなかなか帰って来ません、疑問に思った人はどうすれば良いのかという問題もあるんです。私正直そんなふうに思います。本当、大きな企業ってこんなもんかと正直な実感です。他の方々もそうでしょう。そういうですね、体質、関係も

含めててですね、是非情報公開条例もありますことですから改善方をですね、お願いをしておきたいというふうに思います。2点目の天然ガス問題についてであります、20年度の計画もこれこれという数字が原油高も含めてご答弁を頂きました。そこでお尋ねしたいんですが、今2炉補修をされてますよね、そこでの補修を改善改良工事をされた後の2炉に限っての使用量はどのようになってますか。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

現在、1号炉の工事を行っておりますけれども、2号炉が終了しましてから、1号炉の工事をする訳ですが、その間は3号炉を休ませて、1号炉を極力いためるというやり方をしておりますので、そこら辺の検証がまだこれだけ減りますという検証が出来ていない状況でございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

せっかく改善改良工事をされたんでありますから、使用量が減ると減って当然だと、そして、先程の覚書じゃありませんが外されておりますが、きちんとした元の姿に戻らなければ、それこそおかしな話になる訳でありますので、その辺は、しっかりですね、その調査をやって頂き、すみやかに議会にも報告をして頂くというふうをお願いをしておきたいと思っております。3点目の負担金の問題についてでありますけれども、なかなか難しいとは思いますが、よね、しかしやっぱり大変なのは負担割合どうしても増えますよという自治体複数居ると、そしてどこも財政難なんですよ、本当、例えば島原でも一律何%かカットしたり、住民サービスもすみませんけど引かせて下さいとお願いするような中で、数千万から億に近い金がね、それで発生してどうにもならんという事もあってます。私達もそうです、島原市も、その中で4市おっしやいましたように、市議会の採決をして貰わんと通らん問題なんだからとおっしやいましたけども、それぞれの自治体からおいでになっている議員さんもその議会の中で、帰ってからの議会の中で聞かれる場合非常に苦しい立場なんですよ。私もたぶんそうだろうと思っております。そういう事も含めて、本当にですね、先程そちらの席でも言いましたですけども、落とし所、客観

的な指標というのが存在をしなきゃおかしいし、それに基づいて論議しないと駄目だと思うんですけれども、いつまでも放置をしておく事は私は良く無いと思います。早急のですね、解決をお願いをいたしまして私の質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

○議長（中村敏治君）

これにて通告されました一般質問はすべて終了いたしました。しばらく休憩をいたします。35分からお願いをいたします。

（午後3時27分休憩）

（午後3時35分再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き、日程第5に入ります。まず、議案第1号「専決処分を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」についてご説明いたします。

1ページをお開きください。本議案は、『一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律』の改定に準じ、「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例」を改正するものでございます。これにつきましては、昨年12月に各構成市でも議案として上程され、議決されたところでございますが、組合といたしましても歩調を合わせ、専決処分の形で処理をさせていただいたところでございます。結果、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

3ページをお開きください。改正の内容でございますが、第1条の改正につきましては、まず、第10条第3項の扶養手当につきましては、同項に規定する「配偶者以外の子等」の扶養手当の支給月額を500円引上げ、現行の「6,000円」から「6,500円」とし、併せて配偶者が扶養親族でない場合に、扶養親族である子等のうち、1人に対する手当額6,500円については、本改正に伴い削除するものでございます。

第11条第3項につきましては、条文の整理を行うものでございます。

次に、第27条第2項に規定する勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引上げ、現行「100分の72.5」を「100分の77.5」に改正し、年間の支給割合を1.5月とするものです。なお、6級以上の職員につきましては、構成市の改正状況を踏まえまして、平成20年度から引上げることとし、現行の72.5とするものでございます。

次に別表に定める給料表については、それぞれ1級から3級の若年層に限定した給料の改定を行うものでございます。

次に、5ページをご覧ください。第2条につきまして、これは第1条で改正することとしております勤勉手当の支給割合を「100分の75」に改正するものでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。まず、第1項で、この条例は第2条の規定を除き、公布の日から施行することとし、第2条の改正規定は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

次に第2項、第3項において、この条例の適用について定めるもので、第2項では、第1条の勤勉手当の支給割合の適用を除き平成19年4月1日から、第3項で、第1条の勤勉手当の支給割合を平成19年12月に支給する勤勉手当から適用するものでございます。

第4項から第7項までは、事務的な運用規定でございますので、説明は省略させていただきます。

なお、7ページから12ページには新旧対照表を添付いたしております。

以上で、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認賜われますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」に対する質疑に入りますが、議案質疑は自席での発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

○議長（中村敏治君）

これより議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」に対する討論に入りますが、討論される方は登壇の上、発言されるようお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認されました。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約)」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約)」についてご説明いたします。

県央県南広域環境組合は、長崎縣市町村総合事務組合に平成12年4月1日に加入し、公務災害補償に関する事務及び退職手当に関する事務を取扱っていただいております。

地方自治法第290条の規定により、一部事務組合の組織、事務及び規約を変更するときは「関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定されていることから、本組合議会の議決が必要となりましたが、議会招集の日程調整ができなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同法第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

3ページをお開きください。変更の内容は、平成20年3月1日に大村市が長崎縣市町村総合事務組合へ加入することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合を組織する組合市町村数が増加するもの、及び「学校教育法の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第80号）」の平成20年3月1日施行により、「盲学校、聾学校及び養護学校」が「特別支援学校」に改められる

ことに伴う規約の用語の変更となっております。

なお、5ページから7ページには新旧対照表を添付いたしております。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約）」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

○議長（中村敏治君）

これより議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約）」は承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は承認されました。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明い

たします。

本補正予算は、先程、議案第1号でご説明しました「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の施行又、昨年4月1日の派遣職員の異動によりまして、一般管理費これは事務局長を含めた総務課職員6名分でございますが、給与等人件費に不足が生じたので19年度の歳入歳出予算にそれぞれ190万3千円を追加し、総額で31億6千844万円とする補正予算を議案第1号に合わせて、同一日に専決処分をさせていただいたところでありまして、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書により説明いたします。

4ページをお開きください。『歳入』についてご説明いたします。繰越金で190万3千円増額し、3億1千312万4千円とするものでございます。

次に、5ページをご覧ください。『歳出』でございますが、2款 総務費で190万3千円を増額し、7千408万2千円とするものでございます。

歳出の内容は7ページをご覧ください。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費で190万3千円増額するものです。

内訳は、9ページをご覧ください。給料で32万円、職員手当等で115万9千円、市町村職員共済組合負担金の共済費で42万4千円となっております。

なお、その詳細を11ページから12ページに明細書として添付いたしております。クリーンセンター費の11名分、リレーセンター費4名分は現行予算枠で対応が可能でございました。

以上で、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号）」の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑は歳入と歳出を区分し、まず、歳入に対する質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、次に歳出に対する質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号）」は承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は承認されました。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第4号「県央県南広域環境組合情報公開条例」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第4号「県央県南広域環境組合情報公開条例」をご説明いたします。本議案は、行政機関の保有する情報公開に関する法律第41条の規定に基づき、組合が保有する行政文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、行政文書の公開及び情報提供の推進に関し必要な事項を定め、構成市住民の組合行政に対する理解と信頼を深め、もって構成市住民参加による公正で開かれた組合行政を推進するために提出するものでございます。

それでは条例案の概要についてご説明申し上げます。第1章の第1条から第4条までは総則規定でございまして、条例の目的、用語の定義、実施機関及び利用者の責務について規定いたしております。第2章の第5条から第17条までは、行政文書の公開を請求できるもの、公開請求の手続、非公開の情報を除く行政文書の公開義務、公開請求に対する措置などを規定いたしております。第3章の第18条から第29条までは、公開決定等に対する行政への不服申し立てがあつた場合の情報公開審議会への諮問などの手続について規定いたしております。第4章の第30条から第36条までは、公の施設の指定管理者の情報公開の努力義務などについて規定いたしております。

なお、この条例は平成20年4月1日から施行しようとするものでございま

す。また、第18条関係で規定している審査会につきましては、構成市内にお住みの有識者への委嘱をお願いしていく予定でございます。

以上で議案第4号「県央県南広域環境組合情報公開条例」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第4号「県央県南広域環境組合情報公開条例」に対する質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞお願いします。

○5番（石場照喜君）

議長。

○議長（中村敏治君）

石場照喜議員。

○5番（石場照喜君）

9ページでですね、情報公開審査会というのでちょっとお尋ねしたいんですけど、審査会というのは、いわゆる管理者の委嘱というだけで良いのかという事とそれから委員の解任や更迭の可能性はあるのかどうか、管理者で決定をこういう事をされるのかどうかという事をお尋ねしたいと思いますが。

○事務局長（金原憲昭君）

情報公開審査会につきましては、管理者の諮問機関でございますので、当然管理者から委嘱をして頂くというふうになります。

更迭については、お待ち頂けますか。

○議長（中村敏治君）

しばらく休憩いたします。

(午後3時56分 休憩)

(午後3時57分 再開)

○議長（中村敏治君）

会議を再開いたします。当局の答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

解任等の規定は、この中に特に設けておりません。

○5番（石場照喜君）

それですね、この委員の所属にはですよ。議会の承認は必要ないのかどうか。私は今度で2回目でございますので、そういった事を質問させていただきますが、議会はどうかという事ですね。

○事務局長（金原憲昭君）

議会にご承認頂く事は、特に必要ございません。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

この公開条例確かに良い形でございます。今、審査委員会でございますけれども、これは指名は管理者という事になつとりますけれども、公募とか、色んなどういう形で選任されるのか、やっぱり自分の都合の良い人とかですね、偏ったやり方でなくて、やっぱり色んな審査、中立公正で審査するようにするのか、その選び方によって、諮問機関という事でございますけれども、管理者がすると思ひますけれども、その時はやっぱりこう中立公正で多くの人達から人数は5人となつとりますけれども、どのような形で選任をされようと考えておられているのかお尋ねをいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

基本的には、5名をまず予定をいたしておりまして、有識者の方というふうに考えております。現時点では、一般公募という方法でのお願いというの
は考えておりません。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

一般公募じゃなくて、人員を選定して管理者が指名するという形になつとる。それとですね、これにはおそらく費用弁償も出ると思ひますけれども、その点どれぐらい考えておられるのか、それと1番最後の項でございます。第36条その委員であつて知つた事を口外したら罰金だと、1年以下の懲役又は50万以下の罰金とこれは誰が審査して、誰が過料を課す訳ですかね。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

まず1点目の費用弁償、報酬になろうかと思ひますけれども、私共の今規

則でございます特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する規則にその他委員というのがございまして、その中では日額6,000円というものがございまして。現時点この6,000円という事を適用させていきたいという事で考えているところでございます。ちなみにそれぞれ各市、日額で金額が違っておられます。8,600円の所もあれば、5,600円の所もあるようでございます。もう1つ36条の適用につきましてですけれども、これにつきましては、検察庁になろうかと思っております。ちょっと休憩すみません。お願いします。

○議長（中村敏治君）

答弁を保留し、しばらく休憩いたします。

(午後4時01分 休憩)

(午後4時02分 再開)

○議長（中村敏治君）

会議を再開いたします。当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（今里良二君）

申し訳ございません。裁判所でございます。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

確かにそれは守秘義務があつて、管理者が裁判所に訴えてこれを事件にするという事でしょうか。やっぱり程度があると思います。その判断は、管理者がするという事で受け取って良いのでしょうか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

そういう事になりましようね、その内容が守秘義務に違反するという事でございますので、私の方が警察の方に訴追しまして、告訴しまして、検察庁が訴追して、そして裁判所の方が決めるという事になろうかと思っております。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

この公開条例が、上程されている事は良い事なんですよね。そして、私達がこのJFEとの覚書のこの原本の閲覧を再三お願いして来た訳ですよね、どうしても原本を出せないという理由は何かと言えば、JFEのマル秘的な企業秘密な所があるからどうこうとあるけども、これを見てもだ一つと見てもマル秘的なところは無い訳ですよね。その企業の秘密、それで貴方はやはり一般質問でもあったように企業を保護するような言葉を使うもんだから不信感がついて来る訳ですよね、何も全く無い訳ですよこれには、企業の秘密的な事がありますね、それで今度おそらくこういうような書類は皆んなが公開条例が通ったら皆んなが閲覧義務がある訳ですからね、大いに良い事だと思いますけども、その辺どうやったんですか。以上。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今お配りした覚書について、議員の方から見た場合企業秘密に該当するような所がというようなお話ですけども、当時JFEに確認いたしましたところ、やはり管理体制人数の所とかそういったところも企業ノウハウにかかるというふうな判断の基、出して欲しくないという事でございました。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

そしたら事務局長、私達、この構成議員とですよ、JFEとどちらがあなた方は大事ですか、そしたら、私達は、やっぱり真剣に取り組んで言うて来て、それで牟田議員さんでも、木村議員さん、柴田議員が言われた事も言うて来ましたよ、でしょう。高田前局長の時もですね、それを皆んなが繰り返して言ってる訳です。それがやっとここに届いた訳です。何でこれを早く提示しなかったんですか。そしたら、詰めよると企業秘密があるからと会社を保護する必要ないでしょう。あなた方がんふうに思いますか。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

先程、事務局長が申しあげましたけれども、その他に一番最後の方のページに用役費のグラフ等々があるというような事もJFEは言うておりました。今回条例を新たに制定をさせて頂いた場合の事でございますけども、その際には、ただどうしても第三者及び法人を含めた第三者ですね、第三者の権利利益の適正な保護という観点も必要になって参ります。これはJFEに限らずの話でございます。そういう場合には、条例の第14条の意見提出の機会の付与等という事でそこで一定の第三者の保護という部分もみてあるという事をご理解頂ければというふうに思っております。ただ、原則といたしましては、公開をする為の条例という事でありまして。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

これを今日出して頂いたこれは大変有り難いんですよ。これをどうして前出さなかったか、今日こういうふうな条例を上程するからであろうと私は判断した訳ですからね、だから今日出したんだらうと思う訳ですよ。それでおたく公開条例によってこれを書類審査されてでも、これをそのままそっくり出せないという事でしょう。後の方は、という事ですか。答弁下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

別に情報公開条例出すからとって、出した訳ではございません。それはですね、あくまでも先程からご説明いたしましたように、例の3年間経過いたしましたね、その用役費について会社とやっとなる訳です。そういった中でそれがこれはですね、私共が考えましたのは弁護士さんとも相談いたしましたですね。やっぱり議会、或いは地域の住民すべての方とやっぱり一緒になって取り組まないかんという事なんです。だから、私共出した訳でございます、ただ、これまでの事もございますけれども、今話いたしましたように、色々会社の関係もありますよね、だから何でもかんでもという訳にはいかん訳でございますので、この程度はですね、良いという事を出す訳でございます。やっぱり企業秘密、どの辺までかはよくは、私も分かりませんが、色々あるかと思っておりますけども、それでその時に判断いたしましたので

ね、出すという事になろうかと思えます。以上です。

○7 番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7 番（木村和俊君）

1つだけお尋ねをいたします。実施機関は管理者と議会を含めて監査委員という事で結構だと思うんです。ただね、指定管理者に対する取扱いをどうするのかという事で少し説明をして頂きたいんですけども、34条ご承知のように指定管理者のんこの温水余熱利用施設のですね、ここに対しては情報の公開に努めるものとするとか、必要な指導に努めるものとするとか、そういうふうに努力して下さいよというようなかなか緩い表現になってるんですね、あそこの余熱利用施設については、我々も或いは市民の方もどういうふうになっているのかという事で、情報開示して欲しいという要望も強いんです。だから、そういった場合について、この表現だとかなり実施機関に比べれば非常に緩いね、努力して下さいよというぐらいの事のですから、もう少しこの所を説明して下さい。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

実施機関と同じような事だという事でございますけれども、こちらの方といたしましてはですね、努力義務という形での表現になろうかと思えます。いわゆる義務を課してるつもりでおります。同じ並列にはできないという事でご理解頂ければと思っております。準じたような形で考えて頂ければと思っております。

○7 番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7 番（木村和俊君）

そうしますとね、この34条の指定管理者の情報公開については、この所の条文の理解は、実施機関と準じて指定管理者も情報公開に応じてくれとそういう取扱いだと情報公開条例の趣旨は、そういうふうに理解してよろしいですか。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

そのようにご理解頂きたいと思います。

○1番（松本匠君）

先程ですね、J F Eとの関係が町田議員の方から出されましたですけども、条文で言いますと、7条の第3項、それから9条、特に9条は大きな項目だろうと思うんですが、公開請求に関わる行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認める時は、公開者に対して当該行政文書を公開する事が出来るとなっております。勿論、7条の所で利益的な問題、個人の尊厳に係る問題、簡単に言えばそういう事でしょうけれども、一定規制が係っている訳ですね、その公益上というのは、誰がどういう判断に基づいて下すのか、この9条の公益上の判断というのをご説明頂きたいというふうに思います。それと先程の第21条第3項の委員は学識経験を有する者と具体的に言えばどういう方なのか、もう少しご説明を頂かないと5人ですからね、その中に例えば議員さんが含まれるとか、通常あるのは司法書士さん弁護士さんが含まれるとか色々あると思うんですよ、それが具体的には、どういう事をお考えになってられるのか、また公募はしませんとありましたけれども、公募をしない理由、今色々な審議会、委員会ほとんどの場合、公募しておりますよね、そういう時代の流れから行くと少し後退をしているのかなという懸念もあります。逆にいうと公募をしないでも済むという理由は、いったい何なのかというのをですね、もう少し具体的にお示しを下さい。さらに、34条だったですかね、指定管理者自身がこういうここにもいわゆる大きなものが示された訳ですから、独自に作って頂くと実状も踏まえて、或いはこれを準用されるのか、どちらなのか努力義務とおっしゃいますけども、具体的に言えばどういう事なのかと情報の公開請求があった時にこれを基にして準用してやられるのか。或いはこれをお手本にして自ら作られるのか。その辺がですね、いまいち説明不足だと思いますので、お願いをしたいと思います。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

まず、一点目の9条ですね。公益上の理由というものについてということでございますけれども、こちらにつきましては、生命、健康、生活、財産の保護する必要があるというような場合ということで、その判断につきましては、実施機関の方で判断をするということになるかと思えます。それから委員の具体的などういう方が審査会の委員になるかということでございますけれども、私共、構成市で成り立った組合でございます。構成市の方の委員の皆様方の構成というのを参考にさせて頂きたいと思っておりますけれども、参考に申し上げますと諫早市の方では大学の教員、そして弁護士、一般の方、そして島原の方では同じく弁護士、大学の教授、税理士の方、そして婦人会の方、市議会議員そして雲仙、南島原市それぞれ両市につきましては、長崎県の町村会の審査会という所に事務委託をされておられます。こちらの構成は弁護士、大学の教員、行政経験者、人権擁護委員、報道関係者というようなことで、それぞれ多岐にわたっておられます。こういう中から私共はお願いをして参りたいというふうに考えております。それから公募をしないという理由ですけれども、どうしても広範囲からお願いをするということになります。そういう中で、公募というのも一つの方法ということでございます。今のところ、こちらの方で公募につきまして、これまで検討しておりませんので再度検討して参りたいと思えます。

(発言する者あり)

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

指定管理者についての努力義務のやり方、具体的にということでございます。指定管理者の方に手続きについて、私共の方の手続きに準じた形でやるようにお話を参りたいというふうに思っております。今回の条例に則した形です、可能なようにお願いをして参りたいと思っております。

○1番（松本匠君）

1番。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

指定管理者の情報公開の方からいきますけれども、公開条例は作らないけれども、具体的に言うところを原本にして実際の請求があった場合はするんだという理解でいいんですか。そしたら作れば。作って下さいと言え。向

こうも根拠も無いのに、例えばそれは公開できますよ公開できませんよという問題も発生する訳でしょ。で何か根拠文書がないと出来ないじゃないですか。だからこれを基にやっていただくということであれば、これが根拠になる訳ですからそれで構わないし。更に言えばそこが自ら一から作ると言われればそれでもいいし、そして作られる場合にはこれを準拠して行くと。もう少し具体的に言っていたらいいかと。じゃあせつかく公開条例があるから、色々疑問の点もあるから、調査をしてみようかという人々に対して私は失礼になるというように思うんですよ。もう少し具体的にね、詰めてご答弁をいただきたいというふうに思います。それから最初の7条と9条のいわゆる公益上というときに、例えば今回でもこれ以上の負担を云々という場合もある訳ですよ。市民の皆さん方の住民の皆さん方の負担にも関わる問題もあるし、自治体の財政上の問題でもある訳ですよ。そうすると簡単に言えばそういうことが公益というふうに認められるのかどうなのか。その辺までちゃんと答弁をここできちんとしていただいとかなないと今度は公益ということ巡っても論議をせざる得ないと。しかもおっしゃった個人の健康、生命、会社の利益といわゆる相反することがね。そこが一番いつも問題になる訳ですから。そこんとこの公益という意味をですね、説明一切されておられません。ないと思います。もう少し深くご説明いただけませんか。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

まず、一点目の指定管理者の方ですけれども、あくまで指定管理者ということで施設の、公の施設の管理について行っておる訳でございますけれども、主体といたしましては、こちら組合とは別の法人格を持つとる訳でございます。そちらの方にですね、命令的なものはちょっと出来ないということはお理解いただければというふうに思います。そこでこちらの方の情報公開条例をよく読んでいただいてですね、範囲を明確にさせていただくとかですね。公の施設の管理の分とまた別の民間の企業の部分もございますので、その辺もきちっと明確に分けていただく中で出来るだけこの条例に沿った形で公開をして頂きたいというふうに思っている所でございますので、これと全く同じ物ということは、もう少し協議を指定管理者としないと、ここで明言が出来かねるところでございます。そしてもう一つ、9条の公益の理由でございます。9条につきましてはいわゆる非公開となっている場合でも公益上に特に必要な場合に公開するというようなことで本当に例外的なものを定義したも

のでございます。そこで今想定として私共の事務処理の中で直結してすぐ具体的なものとして出てくるかどうか、それを今回の覚書じゃないかというご質問かと思えますけれども、ここの部分についての公開をしないことについても、すべきである内容のものについてその裁量についてのお尋ねですので、情報公開の請求の形でその非公開をした場合の理由、そしてその審査というのを第三者的諮問機関の方でご審査いただくと。その判断についてですね。審査をいただくというような手立てになってくるかと思えます。

○1番（松本匠君）

1番。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

最後になりますが、例外的だとおっしゃいましたが、いつも問題になるのはその例外なんですよ。何も問題ないところで条例を素直に読んでいけば、これは理解できますよという所は問題起きてこないんですよ。その例外的規定の所でこれまでも問題になってる会社の利益とかってというのが、ぼんと出てくる訳ですよ。だから公益上ということをね、そういう例外規定があるけれども、裁量において開示することができるようになってる訳ですから。そこんこのしかもそれは決定はそちらにあると、色々あったら審査委員会にどうぞということですけども、その辺の運用は一番最初にはそちらでされる訳ですから、その辺は十分にですね、このせっかく作られた趣旨を活かしていただきたいということを強く要望いたします。更に指定管理者の所についてもですね、私、一定きちんとしたものをね、作ってもらった方がいいと思いますよ。それは命令は出来ないでしょ。しかし、自らがそういう気持ちになって作っていただくというふうにしないと根拠のないものに対して、是か非かというふうな、特に開示、非開示としかも私が言ったような例外的なこと含まれる訳ですから。その辺になると大変難しい判断な訳ですから、自らの努力で必ず、必ずというか、作られるですね、やっぱり姿勢を見せないで。そういう命令は出来ないでしょうけども話はできるはずですから、取り計らいを切にお願いしときます。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

この条例がやっと出てきたということですよ。今、色々質疑があつてますが、今まで要するに企業にね、企業が不具合な所は出さないということになつた訳ですね。これが今議会で改められたと私はね、理解したいんですよ。だから出せば何でもないことが隠せば隠すほどおかしくなっていく。そしてどんどん深みになってしまうことになる訳ですね。だから今回色々、入札参加応札条件にしても、それから覚書にしても変更にしても出したことによつて組合もね、非常に救わんといかんと思うんですね。だから出すことによつて救われる訳ですよ。組合自体が救われるという認識を持ってこの公開条例を運用していかないと今まで散々隠してきたけれども結局はいわゆる企業なら企業からおかしな目に遭うという教訓ですよ。それからこの指定管理者というのが今話がありますが、指定管理者というのは、のんのこ温水センターが今指定管理者になつるとの訳ですが、ここはいわゆる収入と支出、これをきちつとね、把握して200万を超えたら組合が負担せんばいかんというのがね、5号議案で出てくる訳ですが、そこはね、税理士なり何なりきちつと通してきたものを出してもらふという具合にすることが必要だと思ふんですね。で、一般の市民、いわゆる住民がですね、のんのこ温水センターの権利をね、どうだとかこうだとか、それから会社と、もしもした場合に役員その他は登記簿謄本で分かるんですが、そういう企業なら企業、指定管理者なら指定管理者がね、隠すべき物はね、あえて求める事はやっばり出来ない訳ですよ。だからその負担金だとかどうだとか、そういう組合に関係するものはきちつと出してもらわなければ、指定管理者としてふさわしくないということになるかと思ふんですね。だから色々しゃべりましたが、こういう条例については、いわゆる個人情報といわれる出しちやいかな情報以外は全部出すということが込められてると思ふんですが、そこら辺の答弁を求めます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

基本姿勢かと思つております。条例の目的といたしましては、組合の情報をですね、広く皆様に見ていただいご理解をいただいご協力をいただいということになっておりますんで、この趣旨はそのままおっしゃつたとおりの形になろうかと思ひます。

○議長（中村敏治君）

他ございませんか。牟田議員。

○6番（牟田央君）

それから審査委員会の5人のメンバーですね。今色々話がありますが、ここが一番大事なところなんですね。私はあえて公募はしなくていいと思うんですが、まあ弁護士を入れるとかね、税理士を入れるとか、それから行政書士がいれば入れるとか、それから一般の企業のいわゆる相談役みたいな人、現役の社長ではなくてそういう人とか、そしてご婦人は入れんといかんですね。やっぱり男が2人位で女性が3人位の構成がね、非常に女性が正義感というのがあるんですよ。おかしかもんはやっぱり出さんといかんですよと気持ちを持っていただく人を選んでいただくようにね、そういう何とか公平的な仕事をしておられる方を推薦されるかどうか、再度お尋ねします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今のはご提案と承っておりますけども、今のご意見を十分いただいて、今後、お願いしていきたいと思います。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

他になければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第4号「県央県南広域環境組合情報公開条例」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号「県央県南広域環境組合情報公開条例」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案どおり可決されました。

次に議案第5号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第5号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

本補正予算は、平成19年度歳入歳出予算にそれぞれ670万7千円を追加し、総額で31億7千514万7千円とするものでございます。

それでは、補正予算書により説明いたしたいと思っております。3ページの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。4款財産収入で370万7千円、6款繰越金で300万円をそれぞれ追加をいたしております。

詳細につきましては、5ページからの事項別明細で説明いたしたいと存じます。

まず、4款財産収入でございます。基金の預金利子370万7千円を追加するもので、歳出のほうで同額を積み立てることになります。

次に6款繰越金でございます。300万円を追加し、総額を3億1千612万4千円とするものでございます。

続きまして歳出の説明をいたします。

次の6ページをご覧ください。

2款総務費で370万7千円増額し、7千778万9千円とするものでございます。歳出の内容は9ページをご覧ください。2款総務費1項総務管理費2目財政管理費で370万7千円増額するものです。これは、当初予定利率より実績利率が高くなりましたので、基金の預金利子をごみ処理施設建設基金に3千円、財政調整基金に350万5千円、及び用地取得基金に19万9千円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、10ページ、3款1項3目余熱利用施設費でございます。13節委託料の事務的委託料で300万円を増額しております。資料でご説明いたしたいと思っておりますので、お手元に配布しております議案第5号資料をご覧ください。

まず1ページ、これが施設を管理運営しております指定管理者と組合が締結しております基本協定書の抜粋でございますが、第7条のとおり、管理運営費用につきましては、1年毎に精算するとなっております。収支見込によりますと赤字の収支ということで、昨年を引き続きまして補正をお願いすることとなりました。

次の2ページA3版をA4版に織り込んでいる資料が収支見込でございますが、資料左側、収入見込が6,123万3,313円に対して、右表、支出は、認定額見込みの6,923万2,062円でございます。協定書に基づく組合の管理運営費負担が右表下段に記載いたしておりますとおり、収支で赤字約800万円から200万円を差し引いた額の2分の1で300万円をお願いするものでございます。

赤字の要因でございますが、年間の入場者数につきましては8月の段階では下回っていると申し上げておりましたけれども、その後は持ち直し、昨年とほぼ同程度でございます。施設利用料の収入は横ばいでしたが、レッスン料売上げなど自主事業での収益が伸びていない状況、つまり客単価の伸び悩みが一つの原因と考えますが、基本的に入場者の増加を図ることが肝心と思っております。本年度、指定管理者と収益増の手立てについて協議を重ねてまいりましたが、広報などそのPRの方法、また自主事業の内容検討など、更に指定管理者と一体となって運営改善を図って参りたいと考えているところでございます。

支払い額は3月末までの1年間の収支が確定いたしました段階で、決定することとなっております。

以上で議案第5号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第4号)」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより、議案第5号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第4号)」に対する質疑に入ります。質疑は歳入と歳出を区分し、まず、歳入に対する質疑に入ります。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

その前にこの基本協定書というのがあるんですがね。1年ごとに精算すると今、事務局長の説明ありましたよね、。それどこに書いてあるの。だからただ7条だけ抜粋してですね、これの議案として不十分ですよ。それともう一つはね、この収入と支出のね、これだけで平成20年1月から3月までは予測と書いてある訳でしょ。そして支出がね、平成19年12月から20年の3月まで予測と書いてある訳でしょ。各月の予測を出さないとね、これはつきり言ってどんぶり勘定ですよ。こんなずさんな資料でね、よろしくご審議

願いますって審議のもっとずっと以前のことですたい。まず、基本協定書を一年毎の精算なら精算という具合な規定があれば第1条からこれ何条なるか知りませんが、そんな10ページも20ページも無い訳でしょ。それから収支表なんていうのも見込みというのも毎月出させてどのくらいのものなのかと分かんとおおよその予測で300万の補填するというのは全然これ今から説明できんですよ。議長、これきちっとしたね、なんと言うかな、基本協定書も全員に配って、それからこの収支の各月が当然月次で出してるはずなんです。で、見込みが1月から3月までの予測が1月がどういうことなのかとかね、これきちっとしたデータを出してからね、議案の質疑をさせて下さいよ。議長そういう具合に資料のね、開示を求めます。

○議長（中村敏治君）

しばらく休憩いたします。

（午後4時38分 休憩）

（午後4時57分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後5時になりましたら、会議時間を延長いたします。

先程、牟田議員の方から資料の要求がありました資料が整いましたので配布させます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

今、お配りしました収支報告書ということで毎月の収支が計算されている分があると思います。これで収入の分につきましては、1月から3月までが予測を計上しております。それから支出の部分につきましては、12月から3月が見込みということでこれを基にしまして、先程資料として、お配りしております認定額というのを精査しております。精査した中身といたしまして、大きなものが人件費を大きくカットしております。これはですね、内容としましては施設に常駐をしていない元請会社の社員の人件費が入っていたために、それをカットしたりマネージャー、サブマネージャーの人員を考慮した上で適正な人員分だけを認定したということになります。それと本社からのんこの温水センターに来るための高速代とかの交通費もカットしております。それで一応、補正予算としてこういう認定額を決めておりまして、実際に出す場合は3月までの決算が出た段階でまたこういう計算をしまして

実際に委託料として支払うという形になります。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

次にね、歳入歳出に関わるかどうか分かりませんが、協栄ビルメンテナンス株式会社が指定管理者になつとる訳ですがね、平成18年1月30日に基本協定書を締結されてある訳ですが、まず、この収支報告書というのがある訳ですが、18年の1月30日に協定を結ぶ段階で協栄ビルメンテナンスというのは大体収支のね、見込み額をね、当然こういう指定管理をするときには出しとるはずなんですね。それとの差額はどうかというの、あるいは当局の説明では認定の収入だとか支出だとか当局が認定をしたから、こういう数字を挙げてるといふ説明でしょ。そうすると私は基本的にはね、誰かがしなきゃいけない。誰かが指定管理者としてしていかなければならないという前提には立っているんですよ。でも、予測がどういう具合に指定管理者がなつとるのかと。そして、普通は毎年よりも普通は3年後毎に見直すとかね、収支の状況を見ながら。だからこれ毎年というのは何条に書いてあるんですか、毎年精算をするというの、何条に書いてあります。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

基本協定書の第7条の1項の方にございます。余熱利用施設の管理運営費用は、次の定めるところにより各年度ごとに精算するものとするということで記載しております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

これ3回目だけれどもですね、各年度毎というのがね、私はちょっとね、これ平成23年までと書いてある訳ですね。5年間でしょ。だから単年度、

単年度、非常にこの収入が不安定だったり、それから今、食堂みたいなもの出来ておりますよね。その間に黒字が出たら黒字と。マイナスが出たらマイナス、まあ200万を引いたその半分だと一応の歯止めがありますが、やっぱり2、3年なりの推移を見ながらするという具合に、あえてこの協定書が年度毎と書いてありますが、これは仕方がないとしても今後はそういう具合にね、1、2年、3年位の収支の見込みを見ながらしていくというのがね、私は必要だと思うんですよ。だからこの基本協定書も平成23年3月31日までですと書いてありますので、23年の4月1日からはこの協定も見直すというのが必要だと思うんですが、どういう具合に当局は思ってますか、答えて下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

18年に指定管理者と契約を結びまして運営しておるんですけども、やはりそれぞれの支出項目、収入項目つぶしていきますと若干計画との差を生じております。そういったこともございまして、今後5年間の契約でございまして、18、19、20、21、22、23まで24年度以降については、やはり今回の契約から発生しました課題等もございまして、そういったものをきちんと整理した上でよりよい運営ができるような、またきちんと収支も明確になるようなことで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中村敏治君）

歳出に対する質疑を。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

この契約書の中で当該年度の収支の額は事業者が提出する報告書を検収して確定してからというようなことで書いてあるんですよ。それでまだ年度があつてまだ確定はしてないですね。これをどうしても今回の議会で計上してですよ、賛否をとるといふか議決をせにやいかんという、その理由はなんかありますか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

当然、3月までの実績を改めて計算しまして、収支を計算し、その際の組合の負担を算出する訳でございますけれども、なるだけその収支が確定したら早く時期的に仮に赤字等が発生した場合はお金を出してやるということも必要かと思っております。組合の議会というのがご承知のように2月と8月に予定をいたしております、やはり3月、4月ですか、負担の場合の支出はどうしても2月議会が遅くとも必要になってくると思います。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

二つほど、お尋ねをいたします。一つは議案5号の資料ですね。これで見ますとね、収入のところで見ますと回数券収入が事業計画では2千850万円となってるんです。しかし、見込みは786万9,500円ですね。同じように入会金も入会費も事業計画では777万6,500円が80万くらいですね、かなり事業計画の見込みとね、その事業計画と収入の見込み、3月までのがね、開きがあるんです。その辺についてちょっと説明をしていただきたいと。それからもう一つ、レッスンの売上げ収入というのもよく分かりませんが事業計画では1,600万ほどを見込んでおりましたけど実際には53万4,000円ぐらいだというようなことですのでね、これちょっと説明をして下さい。それから収入の見込みが3月まで見込みでして合計で6,123万3,313円になってますね。この数字とね、今いただいたA3の方。これの収入の合計、こっちは6,773万2,774円となっておりますね。かなり6,000万ちょっとの差があります。同じように支出もかなりの8,700万が6,900万ですから1,500万位の差がありますね。これについてまず説明をしていただきたい。それともう一つ。一般会計の方では余熱利用施設費として、前年度も1,800万出してますし、今年度も1,670万ほど計上してるんです。これは余熱利用の費用として計上してるんです。これは、この収支報告の収入の所にはどこに計上されているのか、これもちょっと説明して下さい。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

1点目の回数券、入会費、レッスンの収入見込みが大きく違っているがという事なのですが、全体的に言える事は周知の不足が原因だと思っておりますが、この指定管理者につきましては、指定管理者として佐世保市のエコスパ佐世保という所で同じような施設の運営をされております。ここの温水センターの計画をする時点でその施設の実績を参考にですね、どうも当初事業計画の収入をしたのではないかと思っております。やっぱり立地条件とか、人の流れなんかが、異なるもんですから計画とは大きく違った結果になったのではないかという事で思っています。今後は、また今までの2年間の実績を基にして事業計画を見直して頂いて、また利用者増の為の周知活動も有効な対策を計画をして運営にあたって貰いたいと思っております。

○施設課長補佐（山本修君）

施設課長補佐。

○議長（中村敏治君）

施設課長補佐。

○施設課長（山本修君）

収入の方ですけれども、自主事業におけますA3判の方ですね、A3版の方の自主事業の4番目物販販売収入、その下農産物、その下ラウンドドックこの3つを合わせまして、先程収支見込表の第5案で提示しました資料の自主事業の運動用品等販売収入そこに該当いたします。それと併せまして支出の方ですね、自主事業費、物販仕入費及びその下の物販委託料この2つを合わせまして差引きしたところでの数値を支出の方の物品仕入費という所で挙げておりますので、先程お配りいたしましたこの収入の合計と支出の差引ですけれども、約1千9百99万5千円になっております。先程、課長が説明いたしましたうちの方で精査した額がだいたい約1千2百万程ありますので、その額を差引いて貰いますと今回提示しております約8百万の赤字になります。以上でございます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

組合の予算との関係でございます。お手元の20年度の予算でご説明いたしますと議案第6号の申し訳ございません先走る形になりますけれども、36ページの余熱利用施設費の所に計上してあります予算と申しますのは、組

合の方で支出をする予算を組んでおるところでございます。この中の11需要費の光熱費でございます。こちらの水道料金が主なんですけども、こちらを組合の方が名義となっておりますので、支払っている事になります。支払った金額相当分がこの今横長で収支で見えております光熱水費の支出に相当して参ります。いわゆる私共の組合の方で水道代を支払い、そしてその金額を指定管理者から私共は頂くという事になります。ここにのんのこ温水センターの収支表というような収入と支出この分につきましては、指定管理者の収支という事になりますので、予算の方に全体が載ってくるという事にはなりません。以上でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

1番最初にお尋ねをしたね、事業計画に比べて見込みが半分か或いはそれ以下になってるという事については、また良いです。別の機会にね。非常に差が大きいようです。それだけ言わせて頂いて、2つ目のね、このA3の横長、収入の合計は、中身は農作物その他色々あったにしても、こののんのこセンターからの収支報告書によれば、合計は6千773万2,774円ですよ、これは収入のトータルなんでしょう。のんのこのですね、ところがこちらの収支表では、6千123万3,313円ですね、私はトータルで言っているんですよ。内訳はどうか、何でこんなに差額があるんですかとこちらの横長のでは6千7百万になってるとこちらは6千百万ではないですかと同じように歳出のトータルも違いますよとこれについて説明をして下さいと言っているんです。それから最後のね、こちらの組合の一般会計の余熱利用施設費がここの中のどこに反映されているのかという事です。私の理解ではね、ここのその光熱費か、組合が出すようにしている水道代その他ね、これはですよ、どうなんですか、こちらののんのこセンターでは支出として5百何十万かづつしてありますよね、5百何十万、しかしこれは実質組合が出すんですよ、この管理者にやる訳でしょう。この分はお金は、そうすると当然のんのこセンターのね、歳入に計上されて、そして歳出の所に同じ額が計上されるという取扱いになるのが普通じゃないのかなというふうに思いますので、もう少しそのところ。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

2点目の方よろしゅうございますか、今おっしゃたものの逆というふうにご理解頂ければと思います。支払い自体は、私共の施設の一部という定義になっております。ごみ焼却施設の一部の施設という事になりますので、組合が水道局と契約をしております。そういう関係でこちらの支出になります。

○施設課長補佐（山本修君）

施設課長補佐。

○議長（中村敏治君）

施設課長補佐。

○施設課長（山本修君）

申し訳ありませんでした。この両方の表を見比べて貰いたいと思いますけれども、自主事業費の資料として後で配ったところの真ん中辺りのリラクゼーションそよ風、そこに収支報告といたしまして642万1,900円計上されております。支出の方では、自主事業のリラクゼーション委託料として577万1,610円計上されております。ですけれども、第5号議案で提出してます資料におきましては、支出の方ではその分の差引いた額を収入の方に挙げておりますので、売り上げとしてはここに差が出てきております。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

単純な事を聞きたいんですけれども、支出の所、事業計画とですね、認定額（見込）と書いてありますけども数字がですね、びっくりする程、事業計画と認定額違うんですね、半分になっている所があれば、その逆もあるとちょっとあんまり事業計画との開きがですね、大き過ぎるんでどういうふうにご理解したら良いんだろうというふうに思います。先程、収入の方でも指摘がありました、あまりにもですね、大きいし例えば例にとると水質検査、清掃業務認定額半分ぐらいになっておりますけれども、こういうのってもうちょっとシビヤな見積が出来たんじゃないですか、何でこうなってるのかですね、どんな見ても私理解できません。正直言って予算書関係でこれほど最初の計画と後でこれだけ掛かりましたという差がですね、あるのは初めて見ました。その辺をちょっと簡単に説明頂けませんか。非常に単純な質問です。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

この事業計画にあります金額は、指定管理者の方が5年間の計画を最初に出しております。その金額をここに事業計画の額として挙げております。それで、先程説明しましたように佐世保の方に同じような施設を運営されているという事でそこを参考に事業計画を見込んでいたという事で、そのような違いも出て来ているのかなと思っております。それと人件費の違いは先程も言いましたように常駐していない社員の人件費が入っていたり、マネージャー、サブマネージャーの人員を適正な人数で考えてカットしたりという事でこのように大きくカットした金額になっております。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

歳入でございますので。

○1番（松本匠君）

歳出の時あらためて聞きます。

○議長（中村敏治君）

それでは、他に無ければ次に歳出に対する質疑に入ります。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

大変失礼をいたしました。ここ2年目でしょう。そうするとさっきのご答弁によると佐世保の例を持って来たからって言われても、去年の例から引いてくれば良いじゃないですか。事業計画はそれは何で、こっちの例を引かずに向こうの例を未だに引いてくるのかその辺がですね、何かちょっと私よう分からんのですけども。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

これをですね、5年間の事業計画の分を持ってきた理由と申しますが、

5年間の事業計画の中でですね、2年目は黒字という計画が入っていたものですから、たぶん去年の実績で19年度を出した時にたぶん赤字の計画が出て来た可能性もあると思われまして、それで、2年目黒字という事で議会の方でもずっと答弁があつておりました、それをちょっと黒字という今まで言つて来ました事を変えるのが、あまりこっちとしても変えたく無かったものですから、あえてそれを挙げさせて貰いました。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

気持ちはね、分からないでも無いですけども、そうすると正直言いますけども、事業計画もこっちの方に括弧に書いてある見込みみたいな形で思い入れが入ってこれが計画ですよそれはね、正直言つて計画じゃないですよ。計画というのは、あくまでも現実を見つめて何がどう改善されていくのか何を切り詰め何を発展させていくのかという事を含めてね、出されなければならないと思ひますので、ちょっと改善方をお願いしたいし、これじゃ参考にもならないというのが1点です。さらに2点目が、黒字の見込であつたという事ですけど、私ずっと見とつて1年目、2年目赤字で、補填をされていくらだったですかね、300万だったですかね、2年目も赤字でしょう。3年、4年これが改善される見通しがあるのかどうか、そこまでお尋ねをしないとですね、会社としても赤字経営をして行くのもいかん訳でしょう。その辺はですね、もう少し数字を挙げてシビアに私達にも検討をさせて頂きたいと思ひんですが、少し取りまとめて説明をお願いいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

この事業計画につきまして、課長が申し上げた通りですね、やっぱり平成18年に出たものを平成19年もそのまま引用しているという事で実態とすれば若干差が大きくなっているというふうなところでございます。経営改善の事ですけども、今私共も一緒にどうすれば経営改善に繋がってくるかという事を大きな課題として動いております。先程ご挨拶でも申しましたように19年は8月までお客様の出足が低調だったんですけども、その以降は、ぐーっと持ち直しまして、今現在は18年から昨年も10万ちょっと、今年も

10万近くになっておまして、20万記念を行う予定にしておりますけども、具体的な収益向上の1つは軽食コーナーを出して、来る人に少しお金を落とすとして頂く所を増やしております。それと共に集客が1番の根幹だと思っております。そして、集客の為にとにかくお客さんの層として通常はやっぱり老人会とかそういった方が多く利用されておりますので、そういったところを徹底して回ってPRをしてお客さんが10人で来られれば2、3人でも繰り返して来て頂くリピーターに繋がれば良いという事で、そういった事を指示して指定管理者又うちの職員の方で動いておりますので、そういったものをずーっとしながら、最終的には経営改善の方に繋がっていけば良いというふうに思っているところでございます。

○1番（松本匠君）

議長。もう一回良いですか。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

是非ですね、経営改善、本当に真剣に行なって欲しいと思うんです。最後に質問しますが、0という所がですね、下の方に1、2、3、4、5租税公課費も含めてですね、合計すると2百2、30万程度挙がってるんですね、当然こういう事は事業計画の中でも反映されとらんといかんような物ばかり含まれているんですけども、これは何で0というふうに挙げられたんですか、向こうじゃ無かったんですかこういう事は、佐世保の方では、佐世保の例を引いてるとおっしゃってたから、改めてお尋ねするんですが。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

この0の内容ですが、一応予定して無かったのではないかなと思ってるんですが、租税公課費につきましてはですね、これは消費税の事なんです。それで、一応これを聞きましたところ、計上を忘れていたというか、失念したという理由でございました。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

支出、保険料ですね、事業計画44万1千円ありますですけども、認定0ですね、と言いますのが、月毎見てますとずっと5年間通して0という事なんです、単純に赤字を減らす為にたかが44万1千円、ただしこの施設で事故又は滑って頭を打って死亡という最悪の場合、その利用者に問題があるのか、又は施設に問題、欠陥があるのかと問われた時にですね、この分の保証と考えていけば、怖くてこの施設には利用できないという気持ちになります。その辺のところはこの協栄ビルメンテナンス株式会社ここにですね、どのような指導をされているのか、ちょっとお尋ねします。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

この保険料でですね、一応予定として44万1千円という事で挙げておられた理由がですね、最近、指定管理者制度というのが普及をして参りまして保険に入るという事で、指定管理保険というのがあるらしくて、それに入るという事だったらいいんですが、その保険の内容が休業保証の部分が大部分だという事でこれは保険に入っていないという事では無くて、協栄ビルの本社でですね、管理をしている施設全部をまとめて加入をしてるという事なんです。それで按分する事が難しいので、ここには挙げておりませんという答えでした。以上です。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

質問に入る前に執行部の方にちょっとお願いしますけどですね、あなた方は語尾まで責任を持った発言が全然今までありません。やはりこっちの質問に答弁に自信が全然見られません。だからですね、分からんから聞くんですから、語尾が濁ってしまえば分かりませんよ。それと先程5年を平均してトータル出しており0は間違うちよったとかで、こういう事でこの予算を通せますか。あんまりですね、親方日の丸ですよ、これは、今民間の企業なんて厳しいですよ。商売の危機感が全然見られません、それについてどうですか、先程から頻繁に質問も出ておりますけどですね、そいで良かぐらいの数字を

挙げたっちゃ、もうちょっと他に言葉を選んで言われるんなら話は分かりますけども、あまりにも、あなた方あんまいに馬鹿にしているんですよ、私達を。返答をして下さい。何か。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

この2年間、19年度は元々計画黒字でございまして、結果として赤字になりました。しかしながら、昨年の赤字委託料の補正につきましては、500万お願いし、今回については、若干改善はいたしておるところでございませすけども、やはり元々諫早の福田町での営業と申しますか、その辺と協栄ビルメンテナンスが受け持っておりました佐世保とかその他の地域とじゃ、やっぱり地域差と申しますか、その辺を十分のんこの温水センターの計画に活かし得なかったところもあると思っております。したがいまして、今後計画については、やはり先程ご意見頂きましたように実績を踏まえて、そして、見直すべきは見直した上で、計画を練り直し予算を組んで、それぞれが、我々の努力も加えて結果として、経営改善に繋がるような事に繋げていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

という事は、読みが甘かったという事で理解して良い訳ですね。どんぶり勘定やったと、それで良いですかね。答弁。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

予測が足り無かったという事は分かりますけども、どんぶり勘定であったというのは、私の段階ではその通りですと申し上げる事はできません。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

歳出という事でございますけども、先程から言われてるレッスン売上収入という事が1千6百10万あまり、12万9,000円ですか、あつて結果的に53万4,000円とここ右の方A3を見ますとですね、インストラクターの委託料というのは、0なんですよね。ですから、何をレッスンしてこの1千6百万の売上を見込んだのか、インストラクターが0で果たして指導料を貰えるのかという事があるもんですから、貴方達のお年寄りが多いという事であれば、考えようじゃですね、来年の4月1日から、いや今年たいな、メタボリックについての運動を展開しないと地域の保険料まで影響してくるという時代に入ってくる訳ですから、40歳以上はメタボリック症候群の人達を寄せて指導をして痩せさせるような方法まで考えた、その為にはこのインストラクターという人がいる訳なんですよね、ですから売上の中で、これだけ1千6百万相当の金額を見込むのならば、指導する人間もそれに相応しい人を入れんと売上収入として挙げる事はナンセンスと思うんですけども、その辺の兼ね合いはどうなってるんですかね。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

一応インストラクターの委託費というのが0になっておりますが、これは雇っている職員の中にですね、そういう資格を持った職員がおるという事で、今行っているレッスンについては、その職員が指導をしているという状況です。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

1人の職員が、これだけ指導して53万4,600円の売上をしたと、それで満足するならそれで良い訳です。しかし、1千600万という金額を予定して見込んで計画の中に入れるのならば、それに相応しいインストラクターの人を入れて活性化に繋がるような事をしないとですね、このままでまたそいじゃ、これはどうしようも無い訳ですから、赤字の分を補おうとしたらそういう良い施設があるなら、そういう人も入れながら職員も必要でしょうけ

ども、1人の人間がこれだけの実績を上げるという事は良い事なんですけども、お年寄りはお年寄りなりに、若しくはわしみたいに肥えた人間は肥えた人間なりに時代が変わって来てる訳ですから、インストラクターあたりを入れながらこの施設の有効利用を図り、黒字に転換する方向を取らん限りですね、でしたからもうしょんなかですけど、これは500万今年も下さいとかいう事じゃですね、もう少しこう、その運営している会社の人達とも協議をしながら、まともな予定とそれに見合うだけの収入決算ができるような形を取って頂きたいもんだなと思うんですけどもいかがですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

おっしゃいますように今回1月までの収支を出して頂きまして、また赤字という事がありましたので、すぐその辺の対策会議をいたしまして、今後に向けた収支改善計画を出させております。その中で新たな事業の展開とか現行の事業の見直しですね、それと人の効率的な配置あたりも含めて来年度については、かなりの経営への改善が予測されておまして、まず1つの目標といたしまして、お客さん1人当たりの単価ですか、落として頂くお金の向上対策、例えば近隣にも同種の施設があります。諫早市内で言いますと飯盛にもありますし、高来にもございますし、森山にもございます。そういった所との交流並びに機能の分担、それとか会員の回遊者の還元の見直しとかですね、そして先程おっしゃいましたメタボ介護予防と申しますか、そういったのもその施設の中に取り入れて、流れる水のプール等ございます。そういった物も活用して健康づくりにも活かしていくような提案等も挙がって来ておりますので、この計画作りに期待をし、我々も必要な協力をしていきたいというふうに考えております。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

もう3回目になりますけどもね、今言われた通り改善計画をですね、完全に予定通りの数値の中で収めるようにしないとですね、誰か言うようにどんぶり勘定じゃないか、そんな杜撰な経営なんてあるもんかと、この厳しい状況の中でこれだけ施設の良いのを持ちながら、この予定以上のこの減額をす

るような事じゃ議会としても承認しかねるようなところもあるものですから、恥ずかしくない計画を出してですよ。次回に向けては黒字になりましたというぐらいの報告をですね、是非出して頂きたいもんだなと思うんですけども、考え方だけでも結構ですけども、そういう方向でやって貰えんですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

精一杯一緒に頑張っって参りたいと思います。

○議長（中村敏治君）

他に。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

支出なんですけど、指定管理者もそれなりに努力をしてると思うんですがね、光熱費なんか5百16万6,000円なんか1千3百2万4,910円とか支出にしても貴方達もですね、一緒になって施設にね、行ってみるという事がね、大事だと思うんですよ。風呂にも入って良いしサウナも入って良いしプールにも入って良いし、それであそこにはこの頃飲食店みたいなのが有りますよね、あそこも利用してもいいし、そういう具合にしてこう改善をね、いう努力をね、して貰いたいんですよ。風呂にも入らんサウナにも入らんプールにも入らん何もせずおって改善計画が出来ますか、失礼ながら局長とか総務課長はたぶん1週間に1っぺん位はね、ご利用だと思っんですが、利用されてます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

1週間に1ぺんまでは行きませんが、2ヶ月に1回位はきちんと行っております。家族で。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

この収支表というのを出して貰ったのはね、私も1ヶ月1っぺん位しか行かないんですよ。だからやっぱりね、あそこも1週間に1っぺん皆行こうという運動なりね、やっぱり健康づくりで出とっでしょう、これもね、必要だと思っんですよ。ですから、議員の皆さん方にも働きかけをし、そして、市の職員にも働きかけをし、そいで組合で働く方々もね、そこを利用するとそれから管理者もです、たまにはあそこに出かけて行かれてですよ。しかし、いっぱい寄って来られるかもしれないですが、それはパンダみたいになるかも分かりませんが、それはね、我慢して頂いて、そして、裸の付き合いをして頂きたいとそうするとまた支出項目も色々あるだろうし、という事でね、奥様もあそこは男女別なんです、連れて行かれて、やっぱり管理者自身も行かれると今度副管理者も当然ね、行ってみようかとか、それから事務局の皆さん方もね、行って収支改善をいかにするかという事をね、やっぱり皆んなで考えんといかんと思っんですよ、だから先程から言いますように指定管理者になって頂いたらどうかしてこの人達が生きていくようにしないと最後必ずお金が掛かるんですよ。そういう事で、管理者も月に1っぺん位は行ってみようかとみたいな事も発言を頂ければと思っんですがどうですか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

おっしゃる通りでございます。孫なんか来た時ですね、夏なんかよく遊びに連れて行ってございましたけども、なかなか時間が無くて行く暇が無いんですけども、出来るだけですね、そうしたいと思っます。どうも有難うございます。

○議長（中村敏治君）

他にございせんか。他になければ、これをもって質疑を終結し、これより議案第5号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第4号）」に対する討論に入ります。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

議案第5号平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第4号）に反対をいたします。2、3理由を申し上げたいと思います。この補正予算は、歳入歳出それぞれに6百70万7,000円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ31億7千5百14万7,000円としようとするものです。私が同意できない第1は、今回この補正のうち、ちょうど3百万円ですね、これを新たにこの指定管理者に追加をして事務的委託料として支払おうというものです。もしこれが実行されますと先程申し上げましたように一般会計の支出をされている約1千8百万実質1千8百万、これと合わせて約2千百万がのんのこの指定管理者に支払われるという関係になる訳です。元々指定管理者制度の趣旨は、特に今回のような利用料金型の指定管理者制度これは利用料金は指定管理者の収入としてよろしいとその料金で1つ頑張って施設運営して下さいというのが、利用料金型の指定管理者制度の中心なんです。だからそういった形で委託を受けた指定管理者は、先程ありましたように色んな努力をして企業努力をして頑張ってるんです。ところが先程話がありましたように事業計画と実際の収入の見込みの開きがあまりにひど過ぎる。そういった制度の趣旨がきちんと指定管理者に自覚をされているのかどうか。非常に疑わしいです。ですから利用料金にプラスして、さらに実質2千百万が一般会計から出されるとそういう関係なんです。私はこういうやり方をね、市民は決して納得する事はできないというのが1つです。もう1つは、先程指摘がありましたように保険料です。計画では44万1,000円の計画はされているんです。しかし実際は0でしょう。ああいった施設これまでも全国各地で色んな事故が起きました。吸い込み口に吸われて亡くなった悲惨な事故もあつたんです。にもかかわらず保険料が全然支払っていない。私は大変な事だと思うんですよ。こういった事を我々は分かっているながら、こういった施設をこの予算を認めるという事になると当然我々にもそういった事も認めた責任は負わなければならないという事態になるのは明らかです。そういう内容のこの補正予算に賛成する事はできませんので反対いたします。

○議長（中村敏治君）

討論は、反対から賛成の順序と思っておりますので、次に賛成の方の討論をお願いします。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

私はですね、賛成の討論をいたします。基本協定書もですね、提出をされました。そして、これは平成18年1月30日に第7条という事で一応の規定があります。それで、一旦この余熱利用施設というのを造った限りですね、誰かが指定管理者になって、選ばないと自前でするといくらになるのかというのを考えないとですね。一時のその500万の負担だからとかそれから保険料はですね、あそこの施設で事故があった場合の保険料というか、その施設の物はね、必ずある筈なんです。ただ、認定していないだけだと私は理解します。それと収支改善計画と言いましても5年間の予算を5年分の予算を5分の1にして、あえてこういう具合に計上しておりますが、これは収支の見込みがあってもいかに先程私も発言しましたようにいかに改善していつてそして、県央県南の負担を軽くしていくかという事をしないと。あれが駄目だからこの補正予算がすべて反対だと言うのは、私はおかしな話、反対の為の反対は私はしたくありません。ですから、この指定管理者がどのように努力されるのか、それから私達が利用してどういうそのメリットを求める事が必要だと思いますので、この補正予算に対しては賛成をいたします。以上です。

○議長（中村敏治君）

他に討論はございませんか。無ければこれで討論を終結いたします。これより採決をいたします。異議がありますので、起立によって採決をいたします。これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（中村敏治君）

起立多数であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○議長（中村敏治君）

次に議案第6号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由について当局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第6号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、31億9,383万7,000円でございます。

昨年度と比較しますと2億4,295万5,000円の増となっております

が、増の主な理由は、公債費の2億9,198万円の増でございまして、公債費の増を除いた増減では約4,900万円の減となっております。

まず、5ページをお開きください。『歳入』でございまして、1款分担金及び負担金が24億円。2款使用料及び手数料が1億7,700万1,000円。4款財産収入が462万8,000円。5款繰入金が4億1,009万4,000円。6款繰越金が1億8,561万9,000円。7款諸収入が1,649万5,000円となっております。

次に、事項別明細についてご説明いたします。15ページをご覧ください。

歳入1款1項1目衛生費分担金です。前年度予算と同様に今年度も24億円となっております。構成市毎の内訳は備考に記載のとおり現行規約に基づくものでございます。

次に、16ページの2款1項1目総務使用料でございまして、組合が所有する財産の使用料で、敷地の使用量として存目計上いたしております。

17ページの2款2項1目衛生手数料です。廃棄物処理手数料として1億7,700万円を計上しております。これは19年度の状況から算出しております。

18ページは4款1項1目基金運用収入で462万8,000円。

19ページは5款1項1目基金繰入金で、本年度は4億1,009万4,000円となっております。

20ページは6款1項1目繰越金で1億8,561万9,000円となっております。

21ページは7款1項1目で歳計現金の預金利子で、30万円を計上しております。

最後に、22ページをご覧ください。

7款2項1目雑入で1,619万5,000円となっております。

これは、大部分が余熱利用施設の水道使用料となっております。協定で指定管理者が負担することとなっておりますが、水道局との契約が組合名義でございまして、一旦組合が支出をし、その後、指定管理者から受け入れるものでございます。

そのほか、九州電力株式会社への余剰電力の売電収入、再資源化物の売払い収入を見込んでおります。

続きまして『歳出』にまいります。

6ページにお戻りください。

1款議会費で186万6,000円。2款総務費で7,784万6,000円。3款衛生費で17億9,721万9,000円。4款公債費で13億690万6,000円。5款予備費で1,000万円でございます。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。第2表債務負担行為についてご説明いたします。

平成17年度当初予算において、19年度まで債務負担をしていたものを引き続きお願いするものでございます。

まず、一般廃棄物搬送業務につきましては、平成22年までの2カ年を債務負担するものとし、1億5,721万6,000円を限度としてお願いするものでございます。

県央県南クリーンセンター運転管理業務につきましては平成22年度まで6億6,261万4,000円を限度として債務負担するものでございます。

東部リレーセンター運転管理業務につきましては、平成22年度までの2カ年間を債務負担行為するものとし、9,198万円を限度としてお願いするものでございます。

西部リレーセンターの運転業務につきましても東部リレーセンターと同じく、平成22年度までの2カ年間を債務負担行為するものとし、8,020万円を限度としてお願いするものでございます。

次に「歳出」の詳細を事項別明細によりご説明いたします。

25ページをお開きください。

まず、1款1項1目議会費でございます。前年度予算額139万9,000円、今年度予算186万6,000円で46万7,000円の増額となっています。これは議員の昨年から要望がおります同種施設への視察研修を計画していることが主な要因でございます。

次に、26ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費でございます。

前年度予算6,901万5,000円、今年度予算7,281万1,000円で379万6,000円の増額となっております。これは昨年11月より委嘱しております顧問弁護士報酬や新たに委嘱をお願いする情報公開審査会委員報酬、事務局参与報酬を予算組み替えしたもの、又派遣職員の人事交流を想定した人件費等が主な要因でございます。

次に29ページをご覧ください。

2款1項2目財政管理費は基金預金利子462万8,000円を基金に積み立てるため計上しております。

30ページの監査委員費は前年度予算84万4,000円、今年度予算40万7,000円で43万7,000円の減額となっております。これは19年度で実施した監査委員視察研修を今年度は見送ったものでございます。

次に、31ページをご覧ください。3款1項1目クリーンセンター費でございます。本体施設の運営・運転にかかる費目でございますが、前年度当初

予算15億4,121万8,000円、20年度予算14億9,688万5,000円で4,433万3,000円の減額となっております。減額の大きな要因は、地元還元事業が19年度で完了することによる6,819万2,000円の減でございます。

節ごとの内容でございますが、まず人件費関連で本年度の11名から1名減員し、10名分の給料・手当などを計上しており、人件費として91万9,000円の減となっております。

次に32ページをご覧ください。

11節需用費に7億244万円計上しておりますが、需用費としては、4,444万円の増でございますが、内容は、ご存じのとおり、原油高の影響で天然ガス、LNGの単価が現在高騰しておりますので、15%程度の単価増を見込んで計上させていただいているところでございます。

なお、使用量でございますが、本年度は、最終的に5,700トン程度の使用を見込んでおりますが、20年度につきましては、炉の改善改良工事の成果として10%程度の減ということで、5,200トンで計上をさせていただいております。

次に13節委託料は建設事業委託料として、施設の点検整備補修業務等、事務的委託料として運転管理業務及び定例分析業務など総額6億8,100万9,000円を計上いたしております。

次に、33ページをご覧ください。

19節負担金、補助及び交付金は外郭団体等負担金等1,073万4,000円を計上しております。

主な内容でございますが、諫早市から無料で供給を受けております用水について、市の用水処理施設の維持管理に係る費用が年間4,500万円程度必要となっております。この為、協定を結びまして、その一部の負担ということで前年度同額の1,000万円を計上いたしております。

先程ふれましたが、地元還元事業につきましては、平成19年度をもってすべての事業が完了したため計上いたしておりません。

次に34ページをご覧ください。

3款1項2目リレーセンター費ですが、前年度予算2億9,285万1,000円、今年度予算2億8,358万3,000円で926万8,000円の減額となっております。ここでは担当職員4人分の給料、手当等を計上しており、そのほか主なものとしては、11節需用費に光熱水費等854万4,000円、13節委託料に運転管理業務、一般廃棄物搬送業務など2億2,650万3,000円、19節負担金、補助及び交付金は中継施設整備事業費交付金830万円が皆減となり、今年度60万円となっております。

続きまして、36ページをご覧ください。

3款1項3目余熱利用施設費ですが、前年度予算1,828万9,000円、今年度予算1,675万1,000円で、153万8,000円の減額となっております。

主なものとしたしましては、11節需用費に1,640万3,000円計上しており、大部分は水道代でございます。

次に、37ページをご覧ください。

4款1項1目公債費元金でございますが、前年度予算8億1,145万2,000円、今年度予算11億1,544万5,000円で3億399万3,000円の増額となっております。これは、16年度分起債の新たな償還が始まることによるものでございます。

次の38ページをご覧ください。

4款1項2目 公債費利子でございますが、前年度予算2億347万4,000円、今年度予算1億9,146万1,000円で1,201万3,000円の減となっております。

今後しばらくは償還金の合計が13億円を越す状況となっております。

最後に39ページは5款1項1目予備費で、昨年と同額の1,000万円を計上しております。

そのほか40ページには分担金の明細書、41ページから給与費明細書、48ページには債務負担行為に関する調書、最後49ページには地方債に関する調書を添付いたしております。

以上、議案第6号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計予算」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村敏治君）

しばらく休憩いたします。

（午後6時05分 休憩）

（午後6時19分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案第6号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計予算」に対する質疑に入りますが、質疑は歳入と歳出、債務負担行為をそれぞれ区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しくください。

まず、歳入に対する質疑に入ります。ございませんか。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

15ページ。分担金について、お尋ねをいたします。今回、この4市の分担金。24億、これのそれぞれの市の分担金ですね。これをどうするかというのは、これまでずっと論議をされてきた事なんです。特に平等割について、合併前の17分の1ですのか、それとも合併後の4分の1ですのか。こうしたこと含めて早くきちんと関係自治体と構成自治体と合意をしてくれというのは何回もこの議会で論議をされてきたんです。ところがね、今回もまだその合意が出来てなく、また雲仙市と南島原市の副管理者は、南島原市はまだ合意できてない訳でしょ。しかも、南島原市の市長は今朝ここに見えておられたんですけど、こういった計上の仕方には納得できんということで帰られたんですよ。私はね、本当ね、このような事態は異常だと思うんですよ。もし、南島原市の市長は今度の20年度の自分の所の市の予算の審議が始まる訳ですから、その歳出の所にこの広域環境組合に対する負担金。こちらに計上してある2億350万。これはね、彼は納得してない訳だから南島原市の市の歳出に道理からいけば計上される訳ないんです。だからそういった点ではね、まあ後推移を見ていきたいと思うんですけどね、管理者にちょっとお尋ねをいたしますけどね、この問題は当初から指摘をされね、早くこれは関係者に納得をしてくれということで繰り返されてきたにも関わらず、今回同意されないまま計上するというのは私、本当にね、本当異常だと思うんです。予算は実際、歳入の裏づけがある、見込みがあることについて予算に計上をするというのはこれは初歩的な原則なんです。今言うようにこの負担金については、このまま歳入が見込めるかどうか私は本当に不安なんです。その辺について管理者の見解を聞かせて下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

負担金の問題につきましては、昨年来からまずもって事務局の方で案を作りまして、まあ十何通り、16通りですか、作ったということでございますが、各副市長集まりましてですね、色々討議していただいた訳でございますが、要するに合併前ですね。元々これが発足いたしましたのが、平成12年からでございますので、そういった中でこの負担割合をどうするかというんで一応、決まってるんですね。定率で2割、残りの8割をですね、人口割と

かそういったものでやろうと決まってきた訳でございますが、その後、合併ということが出てまいりました。私は原則的にはですね、当初のその辺のですね、考え方というのは踏襲すべきであると。後、合併によってその辺をどうするかということでですね、それをずっと副市長会で討議をいたしまして、その中でですね、この南島原市は2つの町だけでございますんで、その辺の軽減をですね、若干良くしようというようなことで軽減なんかもした訳でございます。そんな事の中である程度、合意に達したような感じでございますけれどもですね、それぞれ南島原市、雲仙市それぞれですね、まだ、色々考えがあるようでございましてですね、その辺、私もですね、まずもって今回ののはですね、従前の規約に基づいての負担金でございますけれども、あくまでも当面のこれを予算化しないとまずもってごみ処理が出来ないというのでございますんで、まずもってそうしときますけれども、中身につきましてはですね、今後ともお互いに話し合いをしてきちっとした最終的な負担の事につきましてですね、合意をして参りたいというふうに考えている訳でございます、大変それぞれですね、ご迷惑をかけている訳でございますが、やはりこれは私はですね、基本的に思いますのは最終的には住民のためなんです。住民のためにやらなければなりません。その辺はですね、小異を捨て大同に就くといいですかね、そういったことも必要でございますし、べらぼうに極端に差が出てくる訳じゃない訳でございますんで、ちょっとその辺はですね、圧縮して参りまして後調整みたいな感じになってきておりますんで、そういったことで今後ともですね、合意に向けて精力的に取り組んで参りたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（中村敏治君）

他に歳入についてございませんか。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

18ページなんですがね、財産収入としてある訳ですが、この基金運用収入ということで積立金ということで書いてあるんですが、こういうごみ処理施設建設基金というのがね、本当はどっかになければいかんとですたいね、一覧表が。基金の一覧表がね。それが幾らなのかということで財政調整基金というのは大体幾らあるのか。それから用地取得基金が今幾らあるのか。20年度でこういう額を足すとどういう具合になるのかという表がないと。私、表が必要だと思うんですよね。で、繰入金にしてもですよ、財政調整基金に

繰り入れたり、財政調整基金を積み立てたり色々する訳でしょ。そこら辺がね、一体幾らあって、そして積み立ててするのか、利子がどうなるのかという、これがね、全体的に説明して下さいというところですよ。

それともう一つはね、先程の分担金の話がありました、それぞれの規定に基づいてはじいてある訳ですが、もうこの分担金を払わんということがもしも起こった場合にね、そこの町のごみはどこに行くんですかと。やっぱり払うべきものは払ってそのごみ処理をする訳でしょ。東部リレーセンターとか西部リレーセンターとか色々造りながら、トータル的な運用の中で分担金は一応決まっておると。だから16通りか17通りか知りませんが、その案の合意がない限りね、じゃあごみは4月1日から出さんのかと。そういう訳いかんでしょう。ですから、どんなに市長の思惑があろうが、じゃあこれ払わなかったら歳入欠陥が起こる訳ですが、どうするんですか、そんなら。それぞれの南島原市、雲仙市がこの歳入について、議会が承認をしないということなのか、それともおそらく各議会にはこの分担金を基にして議案が作られてるのかどうなのか。じゃあ諫早市も22日ですね、予算の提案がある訳ですが、議案の配布がある訳ですが、島原市長の副管理者がおらすけん、お尋ねしてもいいんですが、5億3,696万1,000円の一応予算立てはしていращやるかどうか、そこら辺ちょっと述べてみて下さい。

(発言する者あり)

○6番(牟田央君)

事務局が答えるんだったらね、そういう構えがあるかどうかの調査をするかどうかなんですよ、あなたたちが。

○事務局長(金原憲昭君)

事務局長。

○議長(中村敏治君)

事務局長。

○事務局長(金原憲昭君)

これまで負担金の額については、先程管理者が述べたように色々案を示しながらこうすれば増えるとか減るとかして参りまして、最終的に今回合意が整いませんでした。その場合は現行規約での予算措置になりますという事は担当課長会議又副市長さんたちの会議の中でも申し上げてきております。当然そういったことで整わなかった訳ですから、規約に基づく、現行規約に基づく措置はしていただいているものというふうに思っております。具体的に予算の確認まではいたしておりません。

○総務課長(今里良二君)

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

ごみ処理施設基金、建設基金積立金ですね。こちらが165万。基金が19年度末です。165万3,784円です。財政調整。

（発言する者あり）

○総務課長（今里良二君）

コピーをすればあります。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

諫早市とかでは積立金とかね。あっですたいね。ここも一つの議会ですから、もしもきちっと資料を作っておけばね、手元資料としてきちっと持つときたいと思うんですが、議長そこら辺の配布を。これ議事進行ですからね。質問にはまだ入っとらんのですよ。配らせて下さい。

○議長（中村敏治君）

どうですか。すぐ出来ますか。

しばらく休憩いたします。

（午後6時31分 休憩）

（午後6時35分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

今、お手元に配布をさせていただきました表題も何もないもので申し訳ございません。基金でございます。省略した基金名になっておりますけれども、一番上が財政調整基金でございます。3本分ける事で考えております。合計といたしまして10億2,535万6,474円が基金の残、19年度末でございます。利率につきましてはそれぞれ見ていただいたとおりでございます。真ん中の4億1,600万については途中で取り崩す予定のものでございます。繰り入れに充てる予定でございます。それから建設基金につきま

して、165万3,784円で利子が6,615円ですね。財政調整基金の利子につきましては、418万5,738円を見込んだところでございます。一番最後、用地取得基金でございますけれども本年度末で7,899万7,621円の原資でございます。利子については、43万4,486円を見込んでいますところでございます。以上でございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

そうするとですね、積み立ては418万6,000円、財政調整基金ですね。そして今度は基金の繰入金ということで途中で取り崩す訳ですよ。4億1,009万4,000円。そうするとこの財政調整基金は後何年で使ってしまうかという事です。大体、4億ずつ取り崩しをすれば10億ですから、後2年とちょっとしかないということは20年、21年、22年までしかないということになる訳ですね。そうすると23年からはもうおそらく財政調整基金は無くなるという具合に私は判断する訳ですが、これ、この施設は15年位ある訳です。あとね。その財政調整基金がなくなってしまった後はいわゆるごみ焼却施設の手数料を上げなければ、運営出来ないのかどうなのか。一般質問でしましたように今のJFEの本来の運転をお願いするのは6億7,500万で済むべきところを今、歳入でお尋ねしますが、17億か幾らかかかる訳ですね。そうするとものすごく離れとる訳ですね、10億前後位。財政調整基金を2年半、3年かかって使ってしまった後はどうするのかを説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今回、組合の長期的な財政計画ですか、見込んでおりますけれども、やはり今後、先程申しましたように起債の元利というのがかさんで参りまして、しばらく今24億負担お願いしておりますけれども、24億程度の負担を持続した場合、やはり議員おっしゃるように3年から4年で非常に財政調整基金は底をつくような状況になろうかと思っております。当然今後JFEとの交渉の中によります負担ですか、用役費の問題等がございますけれども、もしもそういうものを仮に考えない場合は当然、各市の負担というふうな事になっ

て参りますので、経費の節減並びに弁護士の先生も交えながら、やはり今議員も言われるように極力その応札条件等も見ても負担を大きくしないようにしていきたいというふうに思っております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

住民負担が増えていくという傾向になる訳ですよ。そうするとこれは公務員の皆さん方はそういうことの発想が思い浮かばんと思うんですが、いわゆる家庭のごみですね、落ち葉だとかそういう雑草だとかどうとかも、とにかく集めて焼却場に持っていかなければならないという具合にですね、市民の皆さん方がもうこびりついとる訳ですよ。もうありとあらゆる物を燃やしちやいかんとよという認識がいきわたってしまってる。しかし本来、ただし家庭用のものは迷惑をかけないように焼却していいですよ。そのただし書きの所がね、全然理解されてない。これやっぱり発想の転換をしてね、もうかき集めてきてまで焼却場に持っていかんちやいいようなね、やっぱり発想の転換をしないと小学校のですよ焼却場まで全部うつつぶしてしまた訳ですよ。害のなかものでさえも、うつつぶしてしまつて、各市の負担を求めなければいけないような歳入工場にしてしまった訳ですよ。これ何とかね、やっぱりね、いわゆる住民に対する負担を軽減するためにただし書きをいかに分かっていたいで又あなた方がね、宣伝をすることによってごみのいわゆる焼却炉にもってくるごみの減量化ということをもっとして住民負担の歳入を減らすということを考えませんか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ごみの減量化につきましては、私共も一生懸命取り組んでおりますし、構成4市の担当課の方とも連携しながら実施をいたしております。諫早市におきましては、古本とかそういったものの集荷場所あたりを勧めておりますし、雲仙市においても生ごみ等の堆肥化とかそういったものに取り組んでおられ、他の市でもリサイクルに回すとか様々な取り組みをいただいておりますので、そういった所と今後以上に協力しながら努めて参ります。

○議長（中村敏治君）

他にありませんか。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

15ページ。分担金ですが、先程牟田議員の方からもこの南島原市の分担金についてですね、今後見直しをするべきだというような意見を頂きまして本当に有難うございます。ただ、この問題は19年度に解決をしていくということでですね、担当課長、そしてまた副市長会の中でも色々と何回となく協議をされてきていらっしゃる訳ですね。そういうことにおいてでもそれをそのまんま話し合いがつかなかったということで20年度にまた同じ平等割、4分の1ですね。ご存知のように南島原市は2町、8町の中の2町だけがごみをこちらの方をお願いをして焼却をしていただいております。この分担金をですね、うちの方は払わないとってない訳ですね、申し合わせのとおり減額を、南島原は減額をするということでそういう方向で検討をするという申し合わせですので、今回まで19年度、担当課長そしてまた副市長会の中でどういうふうにして何故最終的にこの分担金の軽減が出来なかったのか。私は南島原市の選出のですね、議員として納得いかないと思うわけですが、そのところをもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程、一般質問の方でもお答えいたしました。基本的に南島原市の軽減というのはそれぞれが思っております。ただ、具体的にどのような方法でというところでそれぞれの思い、お考えがございまして、まだ私の段階で具体的な内容というのはこの場ではお許しいただきたいと思いますが、やはり今後も各市にお願いもしながら副市長さんまた更にいい案が本当に出来ないのかというふうに取り組んでいきます。決して事務局といたしましても昨年と全く一緒の方法で計算しておりますけれども、決して手をこまねいてる訳ではございません。その辺のあたりどうかよろしく申し上げます。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

その辺のところはですね、重々承知するし、理解はしたいと思うんですが、何回も繰り返しますけど、うち2町だけなんですね。そういうことですよ、第2回の副市長会議の中でも現行では平行線をかくだけだと17分の2で検討をお願いしたいと強く要望してるし、更にはですね、組合に加入したまま2町のごみ処理を本市で行うような考えも、本市で行うような検討もせざる得ないということも言ってる訳ですよ、強く。これはどういうことかということ大変なことになる訳ですね。ですからまだ2月なんです。3月に遅らせてでも再度、副管理者会を開くとかそういうことをですね、本当に、本当に積極的にお互いが歩みよってこの負担金の問題は取り組まないこのまま平行線がいつてしまうという可能性がある訳ですよ。だから、何で今日、雲仙の市長も欠席ですけどもそういう部分をもっと副管理者がなんと言いますか、この分担金の以外で何か問題があるのじゃないかなというようなところもね、感じてしまう訳ですよ。だから何でそういう解決も見ない中で20年度の予算をね、当初予算を今回持ってきたのかともう少し話し合いの余地はなかったのか。管理者お尋ねをいたします。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

先程局長がお話を申しました。一定の方向ですね、副市長会でも出しましてですね、それを先般2月1日にお話をいたしましてですね、だいたい副市長会でもこういうところは限界ですねというような事で話をしてありましたので、それを持ち出した訳でございますけども、いまいち南島原市或いは雲仙市におきましてですね、納得出来んという話でございました。私は管理者としてですね、諫早市の議員もいらっしゃいますけども、言わば諫早市の事につきましては、これで良いんですよというような事で後は皆さん方ですね、ご納得頂ければというふうな話をいたしております。しかしそんな事は出来ませんでしたので、そんな事でどうしてもお互いの合致する事が出来ませんでしたので、さし当たってこの今日が迫っておりますので、こういったこの予算を計上させて頂いておりますけれども、あくまでもこれはですね、今後も話をしながらきちっとした形で合意に達してですね、実際は執行するという事になるのではなかろうかという事でございまして、今後とも私はそれぞれの市或いはまた市長さんにおかれましてですね、副管理者におかれまし

て合意に達して頂きたいというこういったお願いをいたしたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○11番（岩永和昭君）

議長。

○議長（中村敏治君）

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

只今、管理者の方からですね、副市長会議の12月26日案で今後検討していくという答弁頂きましたけど、じゃその12月26日の検討案ですね、ちょっとその辺のところをお示し頂けませんでしょうか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

それをですね、まだ内部の検討段階でございまして、それぞれの市長がですね、納得すれば良い訳でございまして、今の段階ではそこまで行ってませんので、それはちょっと出す訳にいかないというふうに思っております。いずれにしてもですね、色んなこの最終的なある程度のこの案も詰めて参りましたけれども、今後ともですね、また良く協議をしながらですね、詰めて参りたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

雲仙市の事もあるんですけども、ただこの雑入ですね、1千6百19万5,000円という金額が挙がっておりますけども、このJFEからの説明によりますとこの焼却場はスラグそれからメタルそれから硫黄、工業塩そういう諸々の資材を焼却する事によって、資源として有効利用するというふうな事を説明を受けて、まさにごみから宝物が出るような説明でこの回転をしてるような話を聞いておる訳ですけども、おそらくその中でいきますとどういう300トン燃やした時にスラグがどれぐらい1日に出て来るのか、いくらで販売しているのか、販売した先はどういうふうな形で処理されてるか、そう

いう事についての説明を受けたいと思うし、同じ様な事でメタルそれから硫黄、工業塩、そういう物を含めて、どれぐらいの量が出て、どう処理されているのかそして将来的にそれが本当の再資源として利用が出来る目途が立っているのかどうか、業者に押し売りをして後々悔いのないような形にやって貰わんとこのガス融合施設その物が批判をされる立場になる可能性があるものですから、当初の計画通りいってるかどうかをまず確認をしたいと思うんですがどうですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今おっしゃたスラグ他金属、色々工業塩とかですね、そういった物をお尋ねですけども、その中でスラグについてご説明したいと思います。たまたまスラグを引き取って頂いている事業所の方に参りまして、そのスラグの使い勝手はいかがですかと直接行って伺いをいたしました。おそらく100トン以上のスラグが置いてありましたけれども、若干クリーンセンターを出る時水気を含んでおりますので、乾かす為に置いてるという事でございました。どうですかと聞いたら、道路の路盤材とかそういった物に十分使われている、非常に粒自体が小さいものですから、また砂より重たいという事で水が流れている所の埋め立て、埋め戻しですか、そういった物に非常に重宝がっているという事で今後とも私共のスラグは引き取りを続けていきたいという話を頂いております。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

副産物として排出している種類ですが、局長が申しましたスラグが年間ですと5,500トン前後出ております。それと工業塩ですね、工業塩が1,200から1,300トン年間にすれば出ております。それから金属水酸化物がこれはちょっとばらつきがあるんですが、400トンから800トン位ですね、それと硫黄が年間40から50トン程度です。その目的、どういう物に変わっていくのかという事ですが、金属水酸化物が亜鉛の材料という事で、硫黄が硫酸とかそういった物の材料になります。工業塩が塩化ビニールの原料という事でそれぞれの品物に変わっていくという事になっております。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

3回しか言えない訳ですから、この中でですよ、1千6百万相当の金額の中でいくらでそれを売っているのかですよ。それも合わせて出して頂かんと捨て売りしたんじゃ再利用にならん訳ですよ、だからコンクリートの母材に使ってみたりなんかするとかいう説明も受けておったんですけども、それじゃ無くて埋め立ての用の資材として使うとなってくれば、当初の話とすればおかしくなるんじゃないかなと、言えば道路の路盤材とか何とかしようとするなら、それは建設省等の認可を受けた事業じゃないとたぶんそれは路盤として使ったら地下浸透した時にどういう形になるのかという問題も出て来る訳ですから、OKが取れた上で再資源という形であなたの言われる路盤材の強化になるのかどうか、もし建設省等の認可が取れてある路盤材になるのであれば、地元の市としても再利用するような形を取るべきだと私は思うんですけども、それまでになるまでの有効利用になるまでのスラグになっているのかどうか、これだけの5,500トンという数字がいくらで売れたのか、その浸水に関しては問題が無いのか、路盤強化として使えるような若しくはコンクリートの材料としてセメントの材料として使えるような物になっているのか、そこら辺が分かっていたら説明を頂きたいんですけども、同じような事で、硫黄、工業塩それから金属に関する400トンの近くの金額がいくら位になるのか、硫黄についても50トン位硫黄が出るならそれが金額的にこの他もこうあれば良いんですけど、雑入の中にあるんだったら、トン当たりいくら位になってるのかそれを示して頂ければと思うんですけど。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

まず雑入の総額1千6百19万5,000円この内ですね、大半が水道代でございます。水道代が大半でございます。先程余熱施設の方でご説明しました分のこちらの方で立替える水道代の分がここに入って参ります。この分が1千5百万ですね、そして、副産物の収入といたしましては、40万程度を考えているところでございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

歳出の方で聞きますけども、今数字が出たから聞きますけれども、40万の売上で5,500トンそれから塩、硫黄、工業塩それ含めれば相当な量だと思っんですけども、それを40万で売って配達料もしくは持っていく経費等がどっかで出ている気がした訳ですけども、ちなみにどれ位の金額になってるんですかね。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

いわゆる売り単価になって来ると思っますけども、スラグにつきましては100円、トン100円でございます。その他の分の単価につきましては、公表をですね、差し控えて頂きたいという事で、お話を伺っております。この分について話をして参りたいと思っっております。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

今柴田議員からお話がありましたように雑入で入って来る40万、しかしそれを処理する為に運ぶ為に1千6百万とかですね、この施設を造る時に電気はそこのは発電しますよと、余ったとは売れますよと、そしてこの施設は最終処分場は要りませんよと余ったメタルとか金属は売れますよと、そういう造る前の説明だったんですね、最終処分場も要らんダイオキシンも出ん煙突も無か周りに迷惑をかけん、しかし稼動をした場合、金属を40万で、60万やったかな、で売ればその経費が1千3百万掛かる電気は思うたごとおこさんと売るとがいくらやったですかね、20何万やったですかね、2万いくらかな、前回の決算ですけど、そんな位売って後は2億7千万も買いよった、私そこんにきも良く精査せんと思っますよ。本当に良いこれ以上良い施設は無いなと言われるような宣伝を受けて来ました。やっぱり収入

で40万挙がるならば、ですね、それに掛かる経費が1千万超えたら宣伝をもういっぺんし直さんざら駄目と思います。管理者として建設前の説明と稼働後のその負担ですね、どのように見解を持っておられるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

正確にはですね、覚えてませんが、ただおっしゃるようにこの施設は要するに最終処分場は要らないと灰も溶融化して来るんですね、スラグになって来るんで要らないという事でございましてですね、そういった意味ではやっぱり最終処分場造るというのもなかなか大変なんですね、相当経費が掛かりますし、或いはその管理に経費も掛かる訳でございまして、そういった意味ではスラグに付きましてはですね、会社の方でちゃんと処分するというふうな事を聞いておりました。だからそういった意味ではですね、その分の最終処分的な物は経費的に要らないなというそういった感じを私も持っておりました。そんな程度でございまして、後のそういった色々な金属類ですか、そういった事については私もですね、頭にありませんでしたけれども、最後には灰の問題ですね、灰をどのように処分するのかというのが一番問題でございまして、それは先程申し上げたような事で私も理解をいたしておりました。以上です。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

今管理者も言われた通りやっぱり造る前の過大宣伝じゃ無かったかなと本当に思っております。もうごみは燃やす電気は起こす燃えた後のスラグは売れますよと本当に自転車も持って来ても燃えますと、そして24時間稼働すればごみが足りないでしょうという説明を造る前に聞いたんですね、あれやっぱりもう少し変えながらですよ。今日も一般質問の中でその時のパンフレットありませんかと言われたように、これはやっぱり4市の市民にもう一回こうしてお互いが本当に出さんようにするのが本当だと思います。それからちょっとお聞きしますが、発電機を1,500KWを5基ですかね、計画では。ところで今どの位発電をしておりますか。その中のどん位売る計画

になっておるんですかね。ちょっとお尋ねをしたいと思います。計画通り機能しよつとかな。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

ガスエンジンの発電についてでございますけども、一応1,500KWの機械が5基すわっております。能力としては全部動かせば7,500KW出るんですが、2炉運転の時3炉運転の時それぞれ発電の能力も違いますし、常時は全部5基は動かしておりません。ですから通常3基ぐらいを動かしております。2炉運転で多い時で4,000KWぐらいですかね、それで3炉運転の時に調子が良くて5,000KW位の発電をしております。ですからそれに比べましてその施設で使っている電力が大きいものですから、ちょっと売電が大きく出て来ないという状況になっております。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

だからそれをやっぱり今言われるように謳い文句と実際稼動したら全然違ごうとすると私はそのスラグとか金属とか硫黄とかもやっぱり造る宣伝をした人にもう少し責任を持ってして頂くと組合の負担を軽くするという事が今から大事な事じゃなかですかね、生産しましたよ売れますよ40万、1千万掛かったそれはもう市民に対しては本当に説明がきかないとそれも電気も一緒1,500KWが5基あって7,500KWはいつでも発電しますよという謳い文句じゃったと思います。これやっぱり本当にこう機能通りしよつとかなと1,500KW起きるんですか。ごみ質のどうのと、こう話が出ますけども、ごみの質が2,000キロカロリーとかいう事ですけど、何かあまり過剰宣伝で1,500KW起きてるのか、それともやっぱり1,500は無理ですよという状態なのか。最後ですけど。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

3炉運転の時に3基を動かしまして調子が良い時に4, 500とか5, 000出ておりますので、1基ごとでしますとそれぞれ能力はある程度出ているかと判断しております。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

答弁が無いまま次に移ったものですから、確認をしたいんですけど、私の質問は1. 5回で終わってるんですよ。ですから確認をします。先程路面の道路の路材として使った時に建設省の許可が取れるような品物になっているかどうかを聞いたそれが答弁が無いとそれともう1つは先程のこの中でさしたる金額が40万だという事はこれは産廃になる訳ですね、金を取って売ってこそ営業なんです。ただでくればこれは不法投棄になるんですよ。いくらかの金を取ってやらんと不法投棄になる可能性もある訳です。金額を差し控えたいという事は40万より少ないという事でしょう。多かったら出せる筈でしょう。という事はただと同然な事で不法投棄みたいな感じで業者に流してるといふふうに解釈する訳ですから、それは数字として過去にあるんでしょう。例えば汚泥処理を堆肥としてした場合、ところが南高の方に山積みされたら金を取っておれば営業なんです。産業廃棄物じゃ無いんです。ただで積まれた時は産廃で不法投棄になる訳ですから、同じような事をまさかしてはおらんとおもいますが、その認可を受けてある品物でコンクリから何から出来ますとそれをコンクリを作った時に2次災害とか迷惑にならないような品物になるかどうか、まず、相当の量のスラグが出来る訳ですから、それはどういうふうな扱い方で埋め立て以外ではされないのかどうかそこら辺をもう一回聞きたいんですけども。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程の道路の路盤材、埋め戻し材については議員おっしゃるのはJ I Sの規格を言ってらっしゃるのかなというふうに思っております。今現在私共のスラグについてはJ I Sの認定までは取っておりません。今後の検討課題の一つと思っております。当然J I Sではございませんけども、当然環境基準に基づきますスラグの溶質試験はやっております、今のところ溶質試験の

結果では何ら問題無い、路盤材に使おうとインターロッキングのブロックの材料として使おうと問題無いというふうな結果が出ておりますので、議員ご心配して頂いていると思うんですけども、それが要するに水が地下浸透どうのこうのという心配は無いというふうに思っております。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

歳入のスラグの40万ですね、これちょっと説明不足があるみたいですので、スラグだけで40万ではございません、4種類ですね、スラグと水酸化物、塩、硫黄ですね、これで40万でございます。それぞれの単価という事になりますけども、スラグは100円という事で公表しても構わない、ただ他の3種類の単価は控えて欲しいという事でこちらが売ってる単価はそのような形になっております。実際に運んでいる金額はという事ですけども、これは歳出の方になろうかと思うんですけども、再資源化の業務という事で今年2千万程予算化をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

再度申し訳ないんですけども、同じサーモセレクト方式のやつが先程から私も一般質問の中で言った通り全国でデモ機まで入れて7基あるんですよ、下北があつて倉敷があつて埼玉があつて千葉があつてという感じで徳島も含めて組合の件も入れて7基あるんですけども、そのいずれかがですよ、JIS規格を取って工業製品としてスラグを出してるのかどうか、そこら辺がですね、この県央の規格以上に大掛かりな焼却場もある訳ですから、それをもし取れてないであれば、使用可能性というのは薄くなるだろうと思うものですから、それがどっかで取ってあるんだったら、それを示して頂きたいし取れて無かったら使いようが無い訳ですから、資源の再利用にならんじゃないかなという気がする訳ですけど、いかがですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

1点だけご説明させていただきます。J I S規格が無いとスラグが活用出来ないというようなお話でございましたですけども、J I S規格は無くてもそういった活用はできます。ただよりそれを使った例えばインターロッキングブロックとかそういったものが、販売し易いように業界の方からはスラグについても是非J I S規格を取って頂くようなお話というのは実際ございまして国の方もそれを薦めている状況でございます。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

訳分からんのですが。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

先程柴田議員さんの質問の中では、答弁が洩れとったという事で2重も3重もなった訳ですけども、3回という事でご理解頂ければと思います。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

答弁です。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

現在は、スラグの先程局長の申しました溶質試験というのを長崎県溶融スラグ有効利用指針というのに基づいてやっております。この適用としまして県内で発生する廃棄物から製造される溶融スラグを土木資材等として有効利用する場合に適用するという事でこれに適用するように溶質試験をやっております。これには適合しているという事です。それとJ I S化の話が出ましたが、これは支出の方で定例分析業務という事であるんですけども、その中で来年度からですね、J I S化の試験と言いますか分析をするような予算を組んでおります。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

さっきスラグは5, 500トン、トン当たり100円と全部売れたとすれば単純計算すれば55万になっとですよね、そして先程の説明ではスラグと他の色んな出る物を含めて、トータルすれば40万という説明でしたよね、何でそうなるのと聞きたい訳ですよ、だとするならば売れとらんスラグがどっかにあつとじゃないかと全部売れとっとですか、そもそも単純ですよ、何回考えても訳分からんのですよ。どっかに捨てとるとですか、これは算数の電卓も要らない程の問題なんです。なおかつですね、その40万の中にスラグ以外もたくさん含まれとっと単価については勘弁してくれとこんな小さな金額を単価を勘弁してくれという根拠はどこにあつとですか、私分からん。1千万も2千万も或いは数億というなら例えば問題になった助燃材のようにそんならそうかなという気にもなりますけれども、言っちゃ悪いですけども、本当に小さな金額ですよ、これで何で困るんですか企業が競争のしようもない金額でしょう。そこが分からんのでちょっと説明して下さい。

○議長（中村敏治君）

答弁できる人は答弁して下さい。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

予算を立てる際でございます。年間のごみ処理量を83,000トンを見込んでおります。来年度は20年度は83,000トン、そしてスラグの出てくる量というのを処理量の5パーセントという計算をしております。それでいきますと4,150トン出ると見込みまして、その100円という事で41万5,000円となる訳ですが、歳入という事で40万という形にしています。まだ、他にも他の物質がございますけれども、その分を含まず40万と計上をしております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

何か全然説明がちぐはぐじゃないですか、さっきはスラグを含めて全部で40万とおっしゃったんですよ、ちょっと議事録確認すれば分かるんですけど、私の耳にはそういうふうに聞こえました。そのところもう一回はつきりして下さいよ。40万とおっしゃったのが41万5,000円の差の1万5,000円は分かります。それ位の金額だったら良いでしょう。しかしスラグも含めた全部で40万とおっしゃったじゃないですか、そこが一点それからまだ答弁が抜けてるのが単価について他のところについて言えないとこん位の金額で単価が言えんというような事はないでしょうとお尋ねをしてる訳ですから答弁の洩れのないようお願いをしたいと思います。

○議長（中村敏治君）

総務課長答弁を求めます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

数量的に4,150トンこれはスラグでございます。その40万円これもスラグも含めて副産物の売払い金という事で予算計上しております。確かに単価が申せないものですから、この41万5,000円プラスいくらのせて40万に予算を組んだのかというのが本来言わないといけないところなんですけども、スラグは100円ですね、それ以外の物の単価というのは申し上げられないものですから、非常に低い額という事でご理解を頂ければと思います。何故言えないのかというのは、すみませんメーカーから差し控えて欲しいと言われているところでございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

だからさっき例を挙げたでしょう、競争するのにメーカー同士が競争するのにこの金額挙げて貰ったら困るという金額じゃない訳でしょう。差し控えて頂きたいとそうですかと簡単に納得される事自体が分からんと申し上げてるんですよ。それは何故なんですかとさっきも何回も言いますように説明責任あなた方にある訳ですからね、それは何故メーカーは、じゃ控えて下さいと説明を受けておられるのかきちんとお答えを願いたいし、しかもですね、

再質問とかになっちゃうんですけども、40万を売るのに2千万掛かりますと赤字を生むだけだというのが現実な訳でしょう。もうちょっとその辺はですね、企業側とも詰めていかないと前の議会ではほとんど運搬経費だというのは聞いております。そうじゃなくてできる方法は無いのかメーカーとも検討しなければこれでまた住民の皆様方も不信感、この部分だけでもつってきますよ、そこのところ含めてですね、3回になりますからきちんと答弁を願いたいと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

今申し上げたようにメーカー側がですよ、値段を言わないんですから、それを我々が言う訳いかなですね、それを言って貰えば計算できます。そんな事でございますので、おそらく僅かだと思います。最終的に決算でその分は計上してくると思いますが、それからスラグでございますがスラグはですね、先程も申し上げたように自分の所で処理をしますとするとですね、どうしても最終処分場とか要るんです、ですからその分の業者の方でJFEの方である業者と契約交してるんでしょう。そんな事でそれを活用しているようでございますので、運搬費はそれはやむ得んと思います。自分の所で処理しようとするときさっき言ったように灰から熔融をするとか色々ありますよね。例えば諫早市の場合には実はずっと昔のですね、昭和の時代の灰がございまして今掘り起こしてずっと熔融化している訳でございます。その熔融化の施設もですね、何億か掛かりました。そしてそこに運搬して熔融をやっている訳でございます。それにもですね、熔融する為にも金がかかり掛かる訳でございます。そんな事で私はこの施設につきましてはですね、最終的に出て来ますのは灰がスラグという形で出て来ますんでその分の運搬費はですね、それはもうやむ得ないと思っている訳でございますんでその辺をご理解頂きたいというふうに思っております。以上です。

○議長（中村敏治君）

歳入について他にありませんか。それでは次に歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方お願いいたします。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

先程から最終処分場、最終処分場というふうな事があつてるもんですから、改めて聞こうと思ったんですが、歳入の方がもう一杯になったもんですから歳出の方で聞きたいんですけども、あなた達県央県南広域環境組合が平成11年12月に出したごみ処理施設基本計画というやつがある訳ですけども、これはストーカー式のごみ処理計画なんですよ、でいきますとさっき言われた40万の処理をする為に2千万の金を使うというナンセンスな事になってないんですよ。最終処分場を見ますと年間の経費でですね、平成15年から始まって平成34年度までに全部年間に480万円で済む訳です。というのはわし達の町愛野ですけど5カ町で焼却場を造ってその最終処分場を愛野でやった訳なんです。その経費はそんなおう騒動するような処分場の経費掛かってないんです。造る時は補助もあってですね、最終的に不要になったもんですからそれは泥を乗せてしまつて残土処理をしとる訳ですけども、まるでスラグとか最終処分場に何千万とか何億とかいう造るには金は掛かると思うんですけども、年間の経費はあなた達の計画から見ますと僅か480万で済む訳ですよ。2市15町のごみの計画の中身がそうなんです。だから威張つてですね、この施設は再資源になる為に40万稼ぐ為に2千万金突っ込んで威張るような事になってない訳ですよ。ですからそれに対して見解を新たにしたいものだなどと思う訳ですけどもいかがですか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

それはですね、その前に最終処分場造つてある訳でしょう。その最終処分場の建設費はどの位でしょうか。ですから例えば諫早市の場合に最終処分場を造りました。その場合にはですね、何億か掛かりました。その場合には安全管理型の最終処分場なんですよ、だから最終処分場造る場合に安全管理型で造りますとですね、結構金が掛かるんです。ただそこに持つて来るのは経費としては輸送費ですから安いと思います。おっしゃる通りです、ただその前に最終処分場を造る為にですね、経費が掛かる訳なんです。ですからそれは灰で持つて行つとらるつとか分かりませんが、スラグにしてストーカーの場合はですよ、これは灰で出て来ますからこの灰をさらに溶融化する必要があります。その溶融化したスラグを運ぶのか或いは灰を最終処分場に持つて行くのかというのがありましてですね、だからその前の建設費の関係がございまして、その辺はですね、色々あろうと思います。いずれにしても

私はですね、別に威張っては言っておりません、要するに今の私共の施設がですね、最終的にスラグの状態が出て来ますよという事なんでそれを運搬するという事なんです。そういう事でご理解頂きたいと思います。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

この計画で私はあなた達が出した計画なんです。ですからこれの建設費は私は分からん訳です。ただ我が町に吾妻の町境にあったやつはそんなその対した金額じゃなくて5カ町で運営した中でその前はですね、各町で5カ町で5畝づつ埋め立てしようとかこれじゃあとの問題があるだろうという事で補助金を貰って2町歩の畑山を買ってそれで処分場を造って処分したと熔融施設までしてないんです。灰は溶かしてないです、そのまま埋めていったという形であとダイオキシンとか地下に浸透しないような周囲の整備をした施設であった訳ですからそれは私じゃ分かりません、ただあなたが言われてる管理者が言われてるあなた達の計画の中で出てる480万で納まる訳ですから、そうしたらこの建設計画からいきますとひるがえっていけばですよ、例えばJFEが今、欠損金という事で125億県央の方にたぶん見てるだろうと思うんです。向こう今から17年間の欠損という形で、とすればこれを造った機械そのものは147億だったでしょう、でしょう、それでこれだけの投資をしながら、もういつその事経済観念がそれが言われるとならですよ、経済観念でいくなら、その125億で新しいのを経費の掛からんのを造って貰った方がましじゃないかと論法が成り立つ訳なんです。それじゃどういう形になるか分からんけれども、あなたみたいにそんなら造った経費はいくらなんですかという時になればですよ、125億僅か4カ所に500億を投資しとるこれはJFEだけじゃないんです。エバラにしてもですね、IHIですかね、要するに石川島播磨工業ですね、これを合わせて1,100億位の欠損金を出しとる訳です。ですから7箇所のガス化融合施設の中で県央県南だけが問題じゃなくて全国が問題になっちゃおる訳なんです。メーカーも欠損金出しとる訳です。ですからそれぞれのメーカーで苦労しながらやるぐらいであなたが今言われるように処分場を造る経費で480万で持って行くだけなら安かるもん安い経費でやろうとするのは、さっき言う125億投資して頂くなればその金で経費の掛からんやつを造るのも1つの方法じゃないかというのも論法の中に入るもんですから、いかがですか。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

今の125億があるという、その辺はですね、よく分かりませんね。ですから、さっきから議論ございました500億をですよ、JFEが損金に充てたというところでございますが、それが果たして125億で諫早市の分で貰えるのか、それは私分かりません。それはですね、会社の方でも明らかにされてない訳でございまして、相対的にそういったことで損金に充てとるんでありましょうからね、だから今おっしゃったように125億、その辺はいかがでしょうかね。そこまで話が飛躍するのはどうかと思いますが、いずれにいたしましても、私が申し上げとりますのは普通ですね、ストーカーとかそういった時にはですね、灰で出てきます。その灰をですね、そのまま埋めますとやっぱりどうしても色んなダイオキシンの問題、その他ありますんでこれをですね溶融化することによって非常にそれを逆に建設資材にも使えるということでございますんで、今の私共のですね施設は最終的にこのスラグで出てくると、そういったもので非常にいいなということを申し上げている訳でございまして、通常、以前ですね、諫早市の場合もそうでございますが、ストーカーでございまして、この灰をですね、溶融施設を別に造りまして、それで溶融化しまして、そして建設資材として建設会社にやっていた訳でございます。そんなことでございましてですね、私が申し上げておりますのは、今の私共のこの施設がですね、最終的にスラグで出てくるとそういった意味ではいいなと申し上げている訳です。それはご理解頂きたいと思っております。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

歳出なんですけどね、この平成15年の2月の27日のね、県央県南広域環境組合の議会の定例会の会議録を見るとですね、今ストーカー方式だと色々方式の話がありましたが、この施設は普通から考えて30%位安くなるという答弁をね、出されとるんですよ。管理者が。古川議員の質問に対してですね、これ私も議事録を精査しましたが、メーカー側のですね、性能とか用役費についてね、結果的にね、間違っていたんじゃないかということなん

ですよ。計画は立派だった訳ですね、確かに。しかし、一般質問でもしましたように6億7,500万すべて含めて、これで運転できるんですよという計画があれよあれよという間にね、結果的に多額の金がかかるようになった訳でしょ。だからみんなおかしいおかしいと言った訳ですよ。言ってる訳ですよ。だからね、その結果が大事なことであって途中はね、それは色々計画あったかも分かりません。しかし、この歳出を掲げるにしても、もう平成20年というのは原因は何なのかということ徹底的に検証してね。いかに今、要するに過去3年間の分が合意しなかったから結局分担金と一緒になんです、合意しなかったから2年間の債務負担行為だとか、今度の歳出の科目も掲げてありますが、これは要するに減額をいかにするかというね、努力をね、どのようにされるかということでしょ。一般質問と絡めてしますが、計画と結果が違つとつたらあなた達は認めないかもしれませんが、騙されとる訳ですよ。騙されとるという認識が無い限り改善できません。それは。一番経費が安くて住民負担が少なくて目指した施設な訳でしょ。やっぱり原点に戻ってね、どがんなつとつとかと。結果から言えばやっぱり騙されたら騙されたと認識持つて下さい。結果が一番大事なことです。事務局長もね、再三騙されてない、いやどうのこうの言いましたが、数字が示しとるんだから結果的に騙されとる訳ですよ。だから今管理者だってね、法的責任を追究しなければならぬとおっしゃってる訳でしょ。だから事務局長も管理者もね、同じ認識を持つて今まで3年間かかった分をあえて掲げざるおえんと、しかしまたその用役、その他にしても40万の売上げですと2,000万かかると今の世の中あるもんですか。最初からそがんと分かつとればね、誰も頼まんとですたい。結果的に騙された訳です、2,000万もかかって。40万と1円か2円か知らんけども売らされるような格好になったという認識が必要です。もう結果が大事ですから。で、ごみの多かつたのどうのこうのつてそんなのいくらその中でやって下さいよというのを喜んで受けた訳でしょ。だからメーカーの責任のね、追求はこの歳出において、顧問弁護士その他の説明がありましたが、どこに載つとるんですか。歳出のどこに載つとるんですか。私が見つけきれないからどの費目で弁護士を雇つてするかというのを教えて下さい。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

26ページでございます。一般管理費でございます。26ページのですね、

報酬の中に特別職等報酬ということで367万6,000円計上しておりますけれども、この中に顧問弁護士の報酬ということで年間分として計上しております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

年間分で計上しとるといってもね、いわゆる顧問弁護士が月に11万か幾らか知りません。年間、それで121万でしょ。12カ月とするとね。そうすると構えとするとね、訴訟はどうするのとか和解はどうするのとかはいうことまで考えてね、予算組みしてあるのかどうなのか私は問いたいですよ。何とかなるさじゃ無いんですから。平成20年がね、節目の時なんですよ。今から負担金がどうだとかああだとかいう時にただ単なる顧問料を121万払えばよかということじゃないんですね。それはただ単なる報酬として121万掲げとるだけでしょ。違うんですか。後の何かその、今あなた達は顧問弁護士と相談するとかね、訴訟の構えばせんといかんとかね、ずっと述べられましたが、その予算はどこに計上してあるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今の特別職等報酬の中に顧問弁護士に係る報酬を計上させていただいております。先程、管理者が申しました今後、状況次第では調停とかそういった方向に進むことが、当然調停に行く場合は自治法上、議会に承認いただくということになりまして、その経費も合わせて、そのような事態になった場合は補正をお願いする格好になると思います。若しくは、今日の予備費等の活用も考えていく必要があると思っています。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

この際、色々細かいこと一杯書いてあるんですがね、肝心なのは、4月から取り組むのかどうなのか。JFEとの、まだ話合いが決着してない訳でし

よ。だからこの2月、可決になるかならんか分かりませんが、それとまた3月の各市の議会で当然それもその結果によって、とくかくスピードをもってね、やらないと3年間の中でもう色々とにかく質問しましたように性悪説といふかね企業はやっぱりね、ベテランでもう自治体をこなすとはわけなかつですよ。被害者な訳ですよ。だから早急に取り組むようなね、ことをしないと住民だって不安でしょうがない訳ですよ。そういう気持ちがあるかどうか早急にやる気持ちですよ。もう色んな数字はね、あえて問いません。答えて下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

そういうことですね。早急にやります。ですから今現在もですね、しょっちゅう打ち合わせをやっておりますけれども、早急に2月、3月やります。それは場合によったら4月、5月になるかもしれませんけど、その場合に色んな仮に調停とかいった場合には先程申し上げたように緊急の場合には予備費とかそういったものを使ってですね、やらなければならないというふうに思ってます。以上です。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

2、3お尋ねをいたします。進行上ね、弁護士顧問の報酬、26ページ。先程の最初の説明の時に、この報酬367万6,000円の中には、顧問の弁護士の費用も入ってるということでした。これはね、特別職等の報酬なんです。弁護士は特別職になるんですか。あのね、非常勤の特別職に支払う場合はきちんと条例に基づいたね、これこれの人達を組合の特別職にするんですよということで全部金額も決まっています。こういった弁護士の顧問料の費用の予算の計上の仕方はこれまでの予算書。例えばね、これは19年の1回の予算書、これの25ページ。一般管理費の中に9節、いや8節です。1節の報酬じゃないんですよ。8節の報償費なんです。どうしてこの1節の報酬にしてるのか、特別職の所にしてるのか。弁護士の顧問料をね。私はちょっと理解できんですよ。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

顧問弁護士、特別職の非常勤職、特別職ということで規則で定めた額でございます。申し上げますと月額8万円ということで規則で定めております。これに載っております。そして昨年までにつきましては、いわゆる固定ということではなくて時間、1時間幾らということで通常弁護士等の方についてのご相談という形がございますので、臨時的にお願いしているような形をお願いをしておりましたので、費目が違う事になっております。今回は特別職等ということでこの1節の方で計上させて頂いております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

そうしますとね。その規則の非常勤の特別職等という所にこういう人達を組合の特別職の非常勤としますよと、金額はこれこれですよということをする必要がありますね。これに規定する必要がありますね。そのとこどう、ちょっと3回だからね。次にもありますから、そこんところよく分かるように説明をして下さい。それと次、同じ32ページ、委託料。6億8,100万9,000円。この中の事務的委託料3億9,869万6,000円。この中身をね、ちょっと説明をして欲しいんですよ。先程からずっと論議になっているクリーンセンターの20年度の委託料が実際幾らにこの中になっているのか。そして、ちょっと説明ありましたけども再資源化の委託料は幾らになっているのかも含めてちょっと中身の金額をね、説明して下さい。それから、うん以上ですね。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

今お手元に例規集お持ちでございますでしょうか。もし、お持ちであれば1635ページでございます。で、次のページに別表がございますけれども、この表を今これは改正前でございますけれども、規則改正をしてこの中の一つということで顧問弁護士ということで規則変更しております。これはまだ、

差替えが済んでないところがございます。

(発言するものあり)

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

規則改正は11月から顧問弁護士は委嘱をいたしておりまして、10月から改正はしておりますけども、まだ例規集の印刷が出来上がっておりませんので、次回の例規の差替えと申しますか、その際にお送りするような格好になると思いますので、ご了解をお願いいたします。

(発言するものあり)

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

事務的委託料の主なものといたしまして、運転管理業務が3億3,130万7,000円。先程の再資源化管理業務の金額は2,004万6,000円でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員、3回目をお願いします。

○7番（木村和俊君）

他のはそうするとあまり大きな金額じゃないということになるんですね。まあそれはいいです。それでね、もう3回目ですけど、ちょっと今度の議会でね、20年度からの委託はどうなるのかということは論議されました。それで実際問題として、この予算を執行するにあたっては、メーカーとの契約、委託契約、4月からのね。それが締結されるというのが前提にならんといかないのじゃないかというふうに思うんです。それがないとこの予算は通っても実際の執行は出来ないという関係になると思うんです。それでね、かなりねメーカーの対応の仕方はかなり強固だと、向こうは向こうでそういったことを楯にとって一步も引かないと。しかし、だからといって組合もですね、引く訳にいかないということでなんか正面衝突してるような今の状況だと思うんです。しかし、もう4月からの年度替り、もう目の前ですね。その辺につ

いて実際どういうふうにな、予算を執行するにあたって、どういうふうにな考えておられるのか。その辺ちょっと管理者の後のな、執行の仕方、或いはその見通し、こういったことについて話を聞かせていただきたいと思ひます。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

具体的に私もですね、今の段階で直接あたってる訳ではございません。事務局の方であたってる訳でございますけども、だから確かに先程から申し上げますように一般質問でも申し上げましたように非常にその辺の用役費についての話は弁護士先生のですね、お願いしてせにやいかんという状況でございます。最終的に4月、おそらく2月、3月では片付かないかもしれせんね。その場合には運転を停める訳にはいかん訳ですから、それはですね、それで運転は続けていただくというようなことで、最終的にその辺のですね、20年度のお金につきましては、その辺向こうに話をしましてですね、運転を続けていくと。向こうも人を雇ってやってる訳でございますんでね、そういう訳にはいかんと思ひますんで、それはそれでやっていって、どっかでその辺をですね、落ちつかせにやいかんと思ひておりますが、私も今、急に言われて手順がですよ、こうこうこうだというのは直ちに私も言えませんが、そんな感じがする訳でございますんで、いずれにいたしましてもですね、運転をストップさせる訳にはいけません。だからそれはそれでやっていくということでせざる得んのかなと思ひておりまして、いずれにいたしましても、その辺もう少し推移を見極めながら詰めていきたいというふうにな考えているところでございますんで、どうぞよろしくご理解の程、お願い申し上げます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

先程、2回でやめとりしましたが、3回目をさせていただきたいと思ひるので、ただ一般質問の中からもずっと色んな議論してきたんですけども、今管理者としてJFEと用役費の経費についての電気代等も含めて立て替え払いをした分に関して計算でJFEと対立しとるという説明をされておりますけれども、果たして管理者として何を基準に望むつもりであるのか。例えば今、牟田議員が調べてもらっております、この入札の段階で総額で6億余

りのこれ以内で焼却経費は見て、1年の経費として出ておると。そしてあなたが当初計画の中で出させていただいた、それに基づいてJFEが5億8,000万等の金額が出てますよね。そして最後に性能保証に関する変更というやつからいきますと3年間のトータルが14億6,000万等の金額になってると。これには用役費は含まれて無いという解釈はしてるんですけども、果たしてどれを基準に今後JFEと交渉されるのか。それが一つ気になる訳です。というのは、ここに今、32ページにあります燃料費、これが4億5,192万等の金額。それと光熱水費、これ電気代ですけどもこれ2億4,500万という金額。それと先程、木村議員が指摘されたとおりの運転管理として3億3,000万という金額を計上してあると。これをあくまで立て替えていこうとするんであってですね、4月から交渉に臨むんならば、これからいけば10億3,000万余りの電気代、管理業務、それからガス代等がこれだけの金額になると。ですから、これを出しっぱなしで目途がつかんうちでずっと立て替え払いをされるつもりなのか。何を基準にそれを取り返すということを言われてるのか。その基準をまず明確にさせていただきたいというふうに思います。それともう一つはこの建設事業委託料ということの中で点検整備補修業務というものがあります。というのは炉はこの新聞報道であるとおりのこの炉は炉の補修がえらい経費がかかりますということで、この間12月からずっと1号炉、2号炉という形でされた分のあともっての請求じゃないのかなという気がする訳ですけども、そうじゃないとすればどこをそういう形で補修整備料を2億8,000万計上してあるのか。痛みやすい分をまた改めて効率のよいやつに換えるつもりなのかどうか。それについての答弁もお願いしたいと思うんですけども。もう一つはこの焼却場、クリーンセンターの中で汚水が一日で30トン位出ると。大村の業者が2社位でそれを引き取っておるという話も聞いたんですけども、それはないとすればそれはいいんですけども、もしあるとすればどこの項目で、洗車場のですね、クリーンセンター等のじゃなくて、そのなんですか。リレーセンター等は洗車場の水量の経費まで計上してありますけども、もし汚水が出ておって、それを処理してあるとすれば、それどういう形で算出しておるのかなということがあってですね。以上4点について答弁頂きたいと思うんです。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

今おっしゃいました、色々金額おっしゃいました。私の頭の中、まだそん

な金額ありません。で、私はですね、今後ですね、弁護士の先生とですね、色んなこの、前の覚書もごさいます。その後の変更した覚書もごさいます。そういったものをずっと精査しながらですね、どのようにしていくかということは弁護士の先生とも十分に相談しながらですね、やっていくということでごさいます。ですから今例えばおっしゃったように6億だとか、何億とかそれはまだ私の方からですね、申し上げる段階ではないと思います。ですから、それは最終的にきちっと詰めてですね、やっていくということになるかと思ひます。それから後の部分につきましては、局長以下担当の方から答弁させます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

点検整備補修業務が名前だけになつてきますのでですね、中身だと思ひております。おっしゃる様に今年度した分、改善改良工事で行った分を後回しでこういう所で払うというんじゃないかというご質問かと思ひます。そういう疑念があるということかも知れませんが。この施設自体の維持管理ということで先程の覚書の中にも維持管理費という表現の中でですね、色々なメンテナンス、いわゆる開けて炉の中には耐火物というのがごさいます。そういうものはやはり傷むものでごさいます。それを取り替える費用であったりとか、そういう維持していくというような管理経費は当然かかると、運転というのは日々の運転いわゆる運行運転というようなイメージでごさいます。毎日走らせるようなイメージですね。ですから運転と維持管理というようなもののセットで機械を動かすという考え方になっております。ですので、覚書にも運転経費、維持管理経費というようなことで切り分けて記載されております。その維持管理に係る分がここになります。で、おっしゃる様にここに私共が払うべきでないものが入っていないようにですね、そこはチェックをやっておりますし、おるつもりでごさいます。今後もやっていくつもりでごさいます。そして、汚水の話ですけれども、35ページの洗車場排水処理維持管理業務（東部）というここをそういうふうに思われたのかと、これじゃないんですかね。

○8番（柴田安宣君）

そうじゃなくてクリーンセンターは出てないのかと聞いているんです。

○総務課長（今里良二君）

はい。出ておりません。

(発言する者あり)

○議長（中村敏治君）

答弁漏れがありますよ。

○総務課長（今里良二君）

議事進行でもう一度お願いします。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

先程から言いよるように燃料費ですね、光熱水費それから運転管理業務、委託料という形でトータルで10億等の予定がしてある訳ですね。ですから、今後果たしてどういう形で収まった時にどれが回収できるのかなということが一つあるもんですから、管理者が数字はまだ頭の中では入れてないという答弁だったんですけど、それじゃですね、契約を結んだ当事者とすればあまりにも何となくぼけっとしたような答弁で。やっぱりこれだけのですね、事業をやり覚書を取り交わした中でこれだけ毎年10億近く投資していく訳ですから当初の計画とすれば3億も4億も経費がかかってきとるとすれば、これを取り返すということに臨む姿勢とすればちょっといまいち納得がいかん訳ですけども、そういうふうに解釈すればいいのかなと思うんですけども。組合の方はどうですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

これは今で言いますと17年度、18年度、19年度にかかります用役費の精算でございますけども、先程提出いたしました覚書をどのように解釈するか、また牟田議員言われるように最初のこの建設事業の入口でございます応札条件というのがございます。応札条件の施設の維持管理費の6億7,500万というふうな数字がございまして、その後、発注仕様書とかずっと手続きを踏む中において、やはり中を当然見直しが必要なものとかは見直ししながら金額を調整してきております。で、基本的にはやはり我々とすればその一番最初の6億7,500万。その世界の方に立ち返る事が一番、金額的にはいいと思っておりますけども、やはり合理的な理由、その間において合理的な理由があればやはりそこで基準を設定すべきかなとふうに感じます。ただ、管理者が申しましたように今後のなぜそういった調整と申しますか、やったのかを踏まえながら、それで組合としてJFEに求めるべき基準点を設定す

る必要がありますので、現時点でははっきり幾らとかそういった金額については申し上げる事が出来ないということでございます。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

管理者ちょっとお尋ねしますけど。先程から私この議案書がどうこうじゃありません。ずっと今朝ほどから弁護士、弁護士という話が再三でる訳ですね。ということはやはり司法の段階のお力を借らなければ解決しないようなJFEとの間柄になっておるのか。紳士的に話が出来ない状態であるのか。ちょっと心配になるもんだからですね。だったらその弁護士はどなたを頼んでおられて、どういう手順だったのか、弁護士会に依頼されたのかどうか、その点。それともういっちょ。念書は再発行だったですかね、出てきたですね。もうあとは出てこんどでしょうね、覚書。その点の確認。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

去年11月からお願いいたしております弁護士の先生でございますけれども諫早市内に事務所を開いておられます龍田紘一郎先生でございます。それと覚書の変更でございますけども、これ以外はございません。また今後、20年度以降の契約については、今鋭意進めておまして、JFE関係についてはやはり弁護士の先生に入っていたということですのでそういった法的云々じゃなくして我々がきちんとした関係の中において、やはり今後も施設の管理の中でお願いしていかなばいけんというふうに思っておりますので、必ずしも裁判とかいくというふうに限った考えはしておりません。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

だったらですよ、月に8万も幾らもかかる訳ですね。担当で話ができるんじゃないかと、やっぱりユーザーとしてですね。そこで司法の段階で弁護士を入れなきゃならないとやっぱり緊迫しておるとじゃなかなかと。あな

た方の言う事は単に信用できないようになったからですね。覚書というの何通も出てくるからですね。ある意味全く知りませんでした。だから、大事を踏んでお尋ねするわけです。以上です。

○議長（中村敏治君）

他に。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

次に債務負担行為に対する質疑に入ります。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

債務負担行為。7ページですね。先程の説明の中でこれは17年度からの委託について21年、22年の債務負担行為を計上してるという事でした。私の調査ではね、一番上の一般廃棄物搬送業務、これは17年、18年、19年はね、これはそれぞれ単独の予算として委託料として計上されてあったというふうに思うんですけど。債務負担行為になってなかったと思うんですけどいかがですか。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

一般廃棄物搬送業務、これはリレーセンターから本体までアームルーム車ということで、搬送してるものを委託してる業務でございます。スタートが平成16年度からスタートしております。ですので、たぶん17年度予算書には出てきてない可能性がございます。16年度の時の予算で17年以降の債務負担という形で記載をしてご説明をさせていただいておるかと思えます。と申しますのが、ここのクリーンセンターの始まり、スタートが平成17年の4月からでございます。それまでの間にテスト運輸といいますか、ということでやっておりますし、併せまして練習というか運行練習も私共は車として必要でございましたので、4月からではなくてその前から委託をしております。それは人の手配等も必要であるためそのような形で委託契約をスタートさせているところでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

そうしますとね、この一番上の一般廃棄物搬送業務は16年度から始まって17、18を債務負担行為にして19までしたということになる訳ですかね。そういう処理をしてあるんですかね。それは16年度の予算でしてあるんですね。なら分かります。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

今言われてる一般廃棄物の搬送業務ですけども、これは大型の10トン車がほとんどですけども、何台をですね、どれぐらいの経費でこれをされとるのか。ここで出ている1億5,000万等の金額はこれ1年の経費なのか、その業者の公平な入札かなんかされとるんだと思いますけど、16年から同じような会社ですけども今後もそういう形でされるのか、まあ競争入札に改めてかけてされるのか、燃料も上がってる時代ですからなかなか応札する人も厳しいだろうと思うんですけど。これが中身がどういうふうなもんか、何台なのか、1台あたり幾らぐらいの経費で、それから搬送業務が1日あたりどれ位の量を走らせとるのか、年間どれ位に見ていいのかということが一つと、もう一つクリーンセンターの管理運転業務ですね。これは6億6,000万等の金額が計上してありますけれども、たぶん1年分じゃないんだろうと思うんですけど。1年分とすれば3億3,000万から見ればこれ2年分に該当する訳ですから、これはどういうふうに解釈すればいいのか、それも併せて答弁頂きたいと思うんですけど。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

一般廃棄物搬送業務にかかります内容の説明については施設課長の方からご説明したいと思います。まず、ここの債務負担行為でございますけども、当該年度、今回当初予算というのは平成20年度の予算についてお願い申し上げております。一般廃棄物搬送業務その他クリーンセンター、リレーセン

ターの運転管理業務については、3年間、3年間を契約をするものですから再来年平成21年、22年にかかる予算につきましては、通常このような予算の計上の仕方になります。ですから20年度じゃなくして21年度、22年度にかかる分を今、ご説明してるといふことでございます。以上です。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

リレーセンターの説明をとということですが、東部リレーセンター、西部リレーセンターとありまして、それぞれですねコンテナ運搬車が、東部が6台、西部が3台あります。それとコンテナだけ上に積む箱ですね。それが東部が15台、西部が6台ございます。それで1日平均、大体東部が8回から17回の往復という事ですね。6台でそのくらいの往復ということですよ。それから西部の方が3台で1日5往復から10往復ということですよ。業務を行っております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

債務負担行為でですね、一般廃棄物搬送業務というのが、21年から22年までということですよ。2年間で1億5,721万6,000円ということですよ。これは平成16年の債務負担行為をいわゆる17年、18年、19年としたという説明があったんですが、要するに年間、どの位ね。変わってきてるのか、説明して下さい。それと確かにね、東部リレーセンターの運転管理業務の2年間は21年、22年は9,198万円となっております。17年度の予算をするとね、東部リレーセンターは18年、19年は9,881万という具合になって、この2年間を見れば少し安くなっている。予算が少なくなると、債務負担行為が少なくなるといふのは分かるんです。それと西部リレーセンターも21年から22年までの2年間は8,020万円。18年から19年までは9,703万円な訳ですね。どうして1,700万円、年間で安くなるのといふのをね、説明して下さい。

○議長（中村敏治君）

答弁をお願いします。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

それでは答弁を保留し、暫く休憩します。

(午後8時16分 休憩)

(午後8時28分 再開)

○議長（中村敏治君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。当局の答弁を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程東部リレーセンターに係ります債務負担行為額が前回より下がっている理由につきましてでございます。東部リレーセンターにつきましては3カ年の契約をJFEと結んでおります。これは覚書によるものでございます。西部につきましても3年間の覚書を結んでおりまして、これは覚書の相手方は三菱重工業株式会社というふうになっております。それぞれ金額が前回より安くなった理由でございますけれども、運行経費及び維持補修費に係ります額を見直しを行いましてその分を若干抑制した為の減額というふうになっております。

(発言するものあり)

○議長（中村敏治君）

答弁はありますか。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

先程のですね、平成18年度19年度の債務負担はですね、1億6千万でございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田央議員。

○6番（牟田央君）

そうすると1億6千万が1億5千7百21万6,000円という具合に見ると下がるとるようだけどもね、一見下がるとるだけなんですね、運転経費

が高く取られてるからそこら辺で相殺されてる訳ですよ、とにかくですね、債務負担行為もですね、非常にこの運転管理業務においては不透明だと言わざるを得ません。ですから、そういうその少し安くなつとるからと言って決して私は良くない満足すべきものではない。抜本の見直しをね、するように事務局長よくね、聞いとりますか、交渉を原点に戻つてするということね、事をこれ質疑だからどう思いますかと言わんばいかんですな。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程申しましたようにこれまでの覚書を皆様のもとに提出する事によって、ある意味では我々の今後どうあるべきかというのを議員の皆様方とご協議出来たというふうにも思っております。したがって、きちんとした組合の姿勢をもってやはり交渉すべきは交渉し、また先程申しました今後私共の施設はJFEしか管理運転は出来ません。そういった面においては連携を取りながらやって行きたいというふうに思っております。今後ともどうかご指導頂きますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

他になければ、質疑を終結し討論に入ります。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

討論に入る前にですね、実は議運の人にお問い合わせがあるんですけども、このままですね、討論に入って賛成か反対かというなら正直私は反対という位の気持ちなんですけども、各市がですね、これを解決をして焼却場の運営に係る基本的な数字の問題である訳ですから、今まで1日かかって答弁の中であやふやなところがあつてですね、どうしても数値的な数字をですね、附帯決議として出して頂きたいとそれを検討して頂いて、それを基にこの今から先JFEに対する管理者若しくは組合の事務局長等が交渉に臨む基本的な数字を出してですね、それで附帯決議として貰う訳いかんかなという事があつて

ですね、是非議運の方にお手数でしょうけどもそれを審議して出して頂く訳にはいかんかなとお願いしたい訳ですが、いかかでしょうかね。

○7番（木村和俊君）

議長。議事進行。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

柴田議員の気持ちも良く分かります。それでただですね、一応執行部の方から案が出ている訳ですから、これに対しての賛成反対のね、表明の機会を作って頂いてそして最終的に採決をどうするかという段階で今柴田議員のね、提案についての取扱いをやって頂きたいなというふうに思うんです。

○議長（中村敏治君）

ただいま、柴田議員さんと木村議員さんから提案がっておりますので、これについてですよ。よかですか。

○4番（野副秀幸君）

議長。議事進行。

○議長（中村敏治君）

野副議員。

○4番（野副秀幸君）

議運にお願いされてもですよ、議運にお願いされて今度執行部に聞いてですよ。JFEとの問題の数字出るんですか。出せないという事を管理者が今常々言って来られてましたですよ、気持ちは持っているという事で、だからですよ、その辺を踏まえてそこを除外して良いならば議運でも良いんでしょうけども、その数字を前提とされるようであれば今からの交渉事に非常にこの不合理に動く可能性もあるものですから、その辺の取扱いはちょっと注意してみてください。

○議長（中村敏治君）

お諮りいたしますけども、ただいまから3人の委員の皆さんからご発言がありましたこの取扱いについて、ただいまから議運を開いて頂きたいと思えます。しばらく休憩いたします。

(午後8時47分休憩)

(午後9時12分再開)

○議長（中村敏治君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第6号平成20年度県央県南広域環境組合一般会計予算に対する討論に入ります。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

平成20年度一般会計予算に反対をいたします。いくつか理由を申し上げたいと思います。まず歳入、ご承知のように組合の歳入はほとんど構成市の分担金です。ところがご覧のように構成している4市の中で2つの市は提案されてる分担金にまだ同意が得られていないんです。私は本当に異常な事態だと思うんです。1番肝心の構成市の負担金、構成する4市の中で2つの市の半分の市の同意が得られていない。異常な事態と思うんです。という事はこの歳入が果たして確実に執行されるのかどうか非常に私は危惧いたしております。そういう裏付のない裏付の怪しい予算を議会としては認める訳にはいかないと思います。2つ目歳出についてです。ご承知のように今度の議会の大きな柱はこれまで3年間のクリーンセンターの用役費を中心にした運営費これのメーカーと組合の負担をどうするのか、この4月からの負担をどうするのかというのは今度の議会の大きな柱の1つだったんです。ところがメーカーとの話は未だについていない。これまでは3年間の実績を精査をして4年目にそれを計上するというのが、繰り返しの管理者側の説明だったんです。にも関わらずメーカーとの話がかたがたに現在のところ全く正面衝突の状況だと私はこういう状況の中で例えば天然ガス3億9千8百万これは19年度です。今度の予算では4億5千百万です。こういったものを計上するという事は決して住民は認める訳にはいかないというのが、まず歳出の1番目です。最後に私が是非申し上げたいのは今回の審議にあたって管理者側の姿勢の問題です。昨年6月からのクリーンセンターの本格的な改造改善、メーカー自身この炉は改善をしなければならぬという事で大掛かりな改修をしているにも関わらず管理者の説明はこれは初期トラブルだというようなね、そういった認識なり説明というのはね、決して私は認める訳にはいかないと思うんです。やはりきちんと事実を議会にも住民にも説明するそういう姿勢が全く感じられない。これは他にも例えば一昨年の台風による炉が止まった問題についてもこれまではあたかもクリーンセンターに雷が落ちたかのような説明をずっとして来られたんです。しかし実際にはクリーンセンターには雷は落ちて無いんです。ですから私はやはり管理者は、きちんと事態の状況を市民に素直に説明をするという事をやって欲しいと思うんです。メーカーでさえ事実上この炉では駄目だと前端的に改造改善しなければならぬと言ってるにも関わらず、管理者が初期トラブルだというそういう曖昧な説明で通

そうとするこういう態度は絶対に認める訳にはいかないと思うんです。以上の理由で20年度の予算には反対をいたします。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

私は、20年度の予算の審議にあたって、今まで1日あまり費やして来た訳ですけど、その過程の中でそれぞれの議論がありまして、やはり平成17年度から18年度、19年度覚書の概要版からいきますと3年目で契約を見直すという大事な時間を皆さん方と一緒にあって、慎重審議した結果、今答弁されている管理者の数値的な問題には、多少疑義は感じながらも出来得るなら、17年、18年、19年、さらに20年の契約の更改にあたっては、JFEと交渉の際に平成14年12月2日契約締結の性能保証に関する覚書及び平成14年10月15日付けの応札条件に基づいてJFEと交渉をされ契約をされる事を附帯決議といたしまして、私は20年度の予算に賛成をいたします。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。それでは、異議がありますので、起立によって採決をいたします。議案第6号は、原案どおり決定する事に賛成の方の起立を求めます。

（「附帯決議を言わんばやろう」という議員からの複数発言あり）

○7番（木村和俊君）

議事進行。議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

こういった附帯決議というのは、議案に対する条件になる性格になるものだと思うんです。そういう議案に対する条件付の採決というのは、会議規則上認められていないというふうに思うんですけど、いかかでしょう。

（「賛成してから附帯決議付けてよかろうもん。」という発言あり）

（「だからそれはそれで別枠体にしないと。」という発言あり）

（「採決を先にしましょう。議事進行しましょう」という発言あり）

○議長（中村敏治君）

それでは、採決をいたしますけども、原案につきましては、先程、附帯決議を付けて賛成と言う事でもございましたので、附帯決議を付けた賛成の議員

の皆様のご起立を求めます。

（「議長、そういうやり方が会議規則にふれるんじゃないかと私は言ってるんですよ」という発言あり）

（「そのまま採決をして下さい。附帯意見は後に。」という複数発言あり）

○議長（中村敏治君）

私は、それをですよ。そう附帯決議と言われたものですから、戸惑いましたね、附帯決議は、別として後ででしょ。大変失礼しました。異議がありますので、起立によって採決をいたします。議案第6号は、原案どおり決定する事に賛成の方の起立を求めます。起立多数であります。議案第6号は、原案どおり可決されました。賛成討論の中で附帯決議という話があったので、これを十分に踏まえて頂いて、組合の十分な対応をお願いする事を要望いたします。

○1番（松本匠君）

議事進行。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

それは、議長の要望だけで良いんでしょうか。私反対しましたので、関係は無いんですが、議事進行上例えば国会の附帯決議とか、大変附帯決議の付く良く分からない法律もある訳ですが、それはそれとして、議長の要望じゃなくて、議会の要望として決定する方法を選ばれないとさっき柴田議員ですか、おっしゃった意味がですね、消えてしまうんじゃないですか、その辺、もう一回よく検討してみてください。

○議長（中村敏治君）

皆さんに大変ご迷惑をかけておりますけども、再度、附帯決議につきましてですね、皆さん方の賛成を求めます。附帯決議につきまして、皆さん方の賛成ですかね、をお願いしたいと思うんですけど、附帯決議につきましての賛成に付きましてさらに起立をお願いいたします。起立多数です。

○1番（松本匠君）

議事進行。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

私が言うのもなんですが、さっきは個人的な発言として、3つある何やったですかね、1番最初のやつ、それから、応札、最初の覚書2つ挙げられて、個人的な意見として、言われた訳ですよ。それをもう一回確認をせんとい

かんのではないですかね。附帯決議の内容をどういうふうな内容にするのかというのをきちんと言われなければ、個人の意見と全体の意見は、私違うと思うんですけど。

(「動議なり何なりであればいい。」という複数発言あり)

(「だからどなたか動議を出して、賛成をして、こういう決議案を採決してくれという順序よ。」という発言あり)

(「そういうのが出て来ましたという事になれば、こちらで賛成と言え、動議は成立するけん、そんな時それを採決をすれば良い。」という発言あり)

○8番(柴田安宣君)

議長。

○議長(中村敏治君)

柴田議員。

○8番(柴田安宣君)

今、議長の手元に提出しております、平成17年、18年、19年度の3か年の用役費等の交渉にあたってJFEに対して平成14年12月2日付けの性能保証に関する覚書及び平成14年10月15日付けで出されております、入札指名業者への応札条件に基づいてJFEとの交渉に臨むことを求める附帯決議を行う動議を提案いたします。

(「賛成」との複数発言あり)

○議長(中村敏治君)

最初ですよ。賛成反対の討論を取った訳で、そして、議決を受けた訳ですよ。賛成多数で可決をした訳ですね、だとすればその後で区分してですよ。今のような附帯決議についてですよ、組合当局に今後さらに積極的に努力して下さいという事で私は諮った訳です。別にその順序としては、ただ動議が出なかったというのが、ちょっとある訳ですけど、JFEとの交渉の際には、平成14年12月2日契約締結の性能保証に関する覚書及び応札条件に基づいてJFEとの交渉を求めると、これは平成14年10月15日付けのものでございます。動議が成立した訳でございます。

この動議のとおり決定する事に賛成の方の起立を求めます。起立多数です。よって附帯決議を行う動議は可決されました。

○議長(中村敏治君)

次に日程第6請願第1号ゴミ処理施設(クリーンセンター)について調査する百条委員会の設置を求める請願を議題とし、これより請願の趣旨について紹介議員の趣旨説明を求めます。

○7番(木村和俊君)

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

ゴミ処理施設（クリーンセンター）について調査する百条委員会の設置を求める請願について趣旨の説明をいたします。

県央県南広域環境組合議長 中村敏治様、平成20年2月15日。請願者長崎県諫早市目代町645の20。ゴミ問題を考える市民の会代表 小山準之介他1,393人の署名が添えられております。紹介議員、松本匠、木村和俊。請願の要旨。県央県南広域環境組合のゴミ処理施設は2005年4月から稼動がはじまりましたが、当初からの所定の性能が発揮できず、わずか3カ月後の7月には長崎市のゴミ処理工場に委託しなければならない事態になりました。その後、次々にトラブルが発生し、そのつど、点検費用や、修理費用、追加設備の建設費がかかり、その額は10億円を越すと見られます。また、当初の予定の20倍を超える助燃剤（LNG）の使用や2炉運転の計画を3炉フル運転にしても対応できず、ついに昨年7月からは本格的な炉の改善工事にはいつています。私たちは、147億円もかけてつくられ、耐用年数20年とされている施設がなぜこのようなことになっているのか、そして、年間24億円にのぼっている負担金が、今後ますます増えていく「金喰い施設」になるのではないかと不安でいっぱいです。「このようなことになっているのはなぜか」「今後のことは大丈夫なのか」などについて調査するため、地方自治法第百条に基づく調査委員会を設置していただきますよう賛同署名を添えて請願します。

請願事項。ゴミ処理施設（クリーンセンター）について調査するための百条委員会を設置していただくこと。以上です。よろしくご審議をしていただき議員各位の賛同をお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより請願第1号ゴミ処理施設（クリーンセンター）について調査する百条委員会の設置を求める請願に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第1号ゴミ処理施設（クリーンセンター）について調査する百条委員会の設置を求める請願に対する討論に入ります。

○2番（永尾邦忠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

永尾議員。

○2番（永尾邦忠君）

請願第1号に対し反対討論を行います。現在に至るまで事務局の方から報告がございました。台風のせいだとか色々ありまして順調に動かなかった部分も説明を受けております。また、改善改良工事でJFE負担で進行し、組合の負担は0となっておりますし、またその改善改良工事によって処理能力も改善されておりますし、助燃剤の使用量も少なくなるというふうに考えております。また、用役費についても弁護士等をたてて交渉にあたり、今後、先程可決された内容で一生懸命取り組んでいくというふうな姿勢も見えます。そして、一般質問でも述べましたけれども3つの炉がすべて改善改良工事が終了し、1年の経過を見て、更にデータをきちっと見た上での判断もしなければいけない部分もございますが、この3炉全部完了した時にはすばらしい施設になり、また今止めることなく利用市民の皆様のごみの処理が出来るようにというふうに思っております。願わくば、24億円という金がありますが、企業努力によって、組合の努力によって少しでも市民の負担が少なくなるように1億円づつでも減っていくようなですね、努力をしていただくような気持ちを込めまして反対討論させていただきます。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

それでは討論を終結いたします。これより採決をいたします。この採決は起立により行います。請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（中村敏治君）

起立少数であります。よって請願第1号百条委員会の設置については不採択とすることに決定をいたしました。

○議長（中村敏治君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。

これをもって、平成20年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

（午後9時41分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 中村 敏治

署名議員 町田 誠

署名議員 酒井 八洲仁